

# うきは市地域防災計画

令和5年6月

うきは市防災会議

# 目 次

<b>第1章 総論</b>	<b>1</b>
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の方針、構成	3
第3節 市の概況	6
第4節 災害の想定	9
第5節 防災関係機関の事務または業務の大綱	22
<b>第2章 災害予防に関する計画</b>	<b>30</b>
第1節 災害危険箇所の把握	30
第2節 防災会議の充実	33
第3節 防災施設の新設及び改良	34
第4節 風水害予防計画	37
第5節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	39
第6節 崖崩れ・土石流・地滑り・ため池災害等予防計画	40
第7節 土砂災害の警戒避難体制の整備	44
第8節 地震に対する災害予防計画	46
第9節 大火災に対する災害予防計画	50
第10節 災害通信整備計画	54
第11節 防災知識の普及	56
第12節 防災訓練の実施	58
第13節 自主防災組織の育成	60
第14節 応援体制の整備	66
第15節 避難体制の整備	67
第16節 備蓄体制の整備	69
第17節 避難行動要支援者対策	71
第18節 災害ボランティアの活動環境等整備計画	75
<b>第3章 風水害応急対策に関する計画</b>	<b>78</b>
第1節 市災対本部	78
第2節 動員計画	86
第3節 予警報等の伝達計画	92
第4節 災害通信計画	98

第5節	災害情報等の収集・報告計画	100
第6節	災害広報計画	102
第7節	事前措置計画	103
第8節	避難計画と住民がとるべき行動	104
第9節	応援要請計画	113
第10節	水防計画	120
第11節	災害救助法の適用	120
第12節	消防計画	124
第13節	救出計画	126
第14節	医療及び助産計画	127
第15節	給水計画	129
第16節	食糧供給計画	131
第17節	衣料、生活必需品等物資の供給計画	133
第18節	応急仮設住宅建設等計画	135
第19節	防疫及び清掃計画	138
第20節	遺体の捜索及び処理ならびに埋葬計画	142
第21節	緊急輸送計画	145
第22節	交通施設災害応急対策計画	148
第23節	障害物除去計画	150
第24節	災害時応急対策要員の供給計画	151
第25節	災害ボランティアの編成及び支援計画	152
第26節	文教対策計画	153

## 第4章 震災応急対策に関する計画 155

第1節	組織計画	155
第2節	動員計画	155
第3節	地震関連情報伝達計画	160
第4節	災害通信計画	161
第5節	災害情報等の収集・報告計画	162
第6節	災害広報計画	163
第7節	事前措置計画	164
第8節	避難計画	164
第9節	応援要請計画	165
第10節	二次災害の防止計画	166
第11節	災害救助法の適用	167
第12節	消防計画	168
第13節	救出計画	169
第14節	医療及び助産計画	169

第 15 節	給水計画.....	169
第 16 節	食糧供給計画.....	170
第 17 節	衣料、生活必需品等物資の供給計画.....	170
第 18 節	応急仮設住宅建設等計画.....	170
第 19 節	防疫及び清掃計画.....	171
第 20 節	遺体の捜索及び処理ならびに埋葬計画.....	171
第 21 節	緊急輸送計画.....	172
第 22 節	交通施設災害応急対策計画.....	172
第 23 節	障害物除去計画.....	173
第 24 節	労務供給計画.....	173
第 25 節	災害ボランティアの編成及び支援計画.....	174
第 26 節	文教対策計画.....	174
<b>第 5 章</b>	<b>原子力災害応急対策に関する計画.....</b>	<b>175</b>
第 1 節	総則.....	175
第 2 節	災害応急対策.....	175
第 3 節	動員計画.....	175
第 4 節	情報収集及び広報.....	176
第 5 節	避難計画.....	177
第 6 節	原子力災害医療.....	179
第 7 節	飲食物の摂取規制、出荷制限等.....	180
第 8 節	学校施設等における避難措置.....	181
第 9 節	放射性物質による汚染除去.....	181
第 10 節	心身の健康相談体制の整備.....	181
第 11 節	風評被害対策.....	181
第 12 節	損害調査等の必要な資料の作成.....	181
<b>第 6 章</b>	<b>災害復旧計画.....</b>	<b>182</b>
第 1 節	災害復旧事業の推進計画.....	182
第 2 節	被災者の生活確保計画.....	184
第 3 節	復興計画.....	188

# 第1章 総論

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、うきは市防災会議が作成する計画であり、市の地域に係る防災対策に関し、効果的な実施及び災害による被害の軽減を図ることを目的として以下の事項について定めたものである。

- 1 市の地域に係る防災に関し、地域の関係団体が処理すべき事項
- 2 市の地域に係る防災施設の新設または改良・点検整備・防災訓練・防災知識の普及等、災害予防に関する事項
- 3 災害に関する予報または警報の発令及び情報の収集及び伝達・避難・消火・水防・救難・その他の災害応急対策に関する事項
- 4 市民の生命・身体及び財産を災害から保護するために市が行う事項

計画の実施に当たっては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして市や国、県の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う。また、地域における生活者の多様なニーズを反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

### 【 用 語 】

- 市 : うきは市  
県 : 福岡県  
基本法 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）  
救 助 法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）  
市地域防災計画 : 災害対策基本法第42条に基づきうきは市防災会議が作成するうきは市地域防災計画  
県地域防災計画 : 災害対策基本法第40条に基づき福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画  
市 災 対 本 部 : 災害対策基本法第23条の2に基づき設置するうきは市災害対策本部  
市 災 対 本 部 長 : うきは市災害対策本部長  
県 災 対 本 部 : 災害対策基本法第23条に基づき設置する福岡県災害対策本部  
県 本 部 長 : 福岡県災害対策本部長

県 地 方 本 部 : 県地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部  
県 地 方 本 部 長 : 福岡県災害対策地方本部長  
消 防 本 部 : 久留米広域消防本部 (浮羽消防署)  
消 防 団 : うきは市消防団  
消 防 機 関 : 久留米広域消防本部、浮羽消防署及びうきは市消防団  
防 災 関 係 機 関 : うきは市、久留米広域消防本部、浮羽消防署及びうきは市消防団  
警 察 署 : うきは警察署  
医 師 会 : 一般社団法人浮羽医師会  
土 木 協 力 会 : うきは市土木協力会  
建 設 業 共 同 組 合 : うきは市建設業協同組合  
要 配 慮 者 : 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者、  
性的少数者等の防災施策において特に配慮を要する者  
避 難 行 動 要 支 援 者 : 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避  
難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特  
に支援を要する者  
市 有 施 設 等 : 小学校、中学校、及びその他の公共施設等  
災 害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、  
噴火、その他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及  
ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害を  
いう。(災害対策基本法第2条)

## 第2節 計画の方針、構成

### 1 基本方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の推進にあたっては、第2次うきは市総合計画に示されている次の方針を基本とする。

〈第2次うきは市総合計画〉安全で安心なまちで、住みよさを実感しています

－ 救急、災害時に対する市民の安心度が高まっています －

#### 基本方針

防災基盤や消防体制等を強化するとともに、消防団員の確保と自主防災組織の組織率向上の支援や防災訓練などを実施し、防災や減災対策に取り組みます。

#### 施策の内容

##### 1 地域防災計画の実践

- ・ 防災体制強化のため、「うきは市地域防災計画」の実践を図ります。

##### 2 防災意識の高揚と防災訓練の実施

- ・ 自治協議会や自主防災組織単位での訓練や防災の取組を支援するとともに、地域住民や関係団体と連携し、災害ボランティアセンターの設置や総合防災訓練、避難所運営訓練を継続的に実施します。
- ・ 防火水槽の新設を進め、公設分と合わせて消防水利の充足率の向上に努めるとともに、消防署と連携しながら地域の防災や防火訓練を支援します。
- ・ 全世帯に配布した総合防災マップなどを活用しながら、警戒区域や避難所等の周知徹底を図り、住民の適切な避難行動により「逃げ遅れゼロ」を実現するための対策を講じます。
- ・ 内水ハザードマップの作成に取り組みます。

##### 3 防災基盤体制の充実

- ・ 新規転入世帯等への戸別受信機の設置を徹底し、継続して迅速な防災情報の伝達を図ります。
- ・ 防災メールやSNS等を活用し、多言語対応を含めた防災情報の伝達手段の多様化を図ります。
- ・ 「うきは市災害時備蓄計画」に基づき、災害時に備えて備蓄物資等の計画的な確保や運用を図ります。

##### 4 消防力の充実

- ・ 「消防車両更新計画」に基づき車両等の更新に努めるとともに、防火水槽や井戸式消火栓の点検結果を踏まえた対応を関係者と協議していきます。
- ・ うきは市消防団協力事業所表示制度の推進を図り、消防団を支援する体制の整備に努めるとともに、各種訓練を継続しながら消防防災技術の向上を図ります。
- ・ 消防団員の確保のため、負担軽減などの環境改善を行うとともに、広報等を通して消防団への理解と協力を求め、地域と消防団がともに支え合う連携体制づくりに努めます。また、女性消防団員や地域団員の加入促進を図ります。

## 2 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

### うきは市地域防災計画

#### 第1章 総論

危険箇所の現況、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱等を定める。

### 災害予防編

#### 第2章 災害予防に関する計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に抑えるための措置についての計画を定める。

### 災害対策編

#### 第3章 風水害応急対策に関する計画

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、災害の発生を防止し、または災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

#### 第4章 震災応急対策に関する計画

一般災害と異なる被害をもたらす地震災害について応急対策に関する計画を定める。

#### 第5章 原子力災害応急対策に関する計画

一般災害と異なる被害をもたらす原子力災害について応急対策に関する計画を定める。

### 災害復旧編

#### 第6章 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活の確保、財政支援等についての計画を定める。

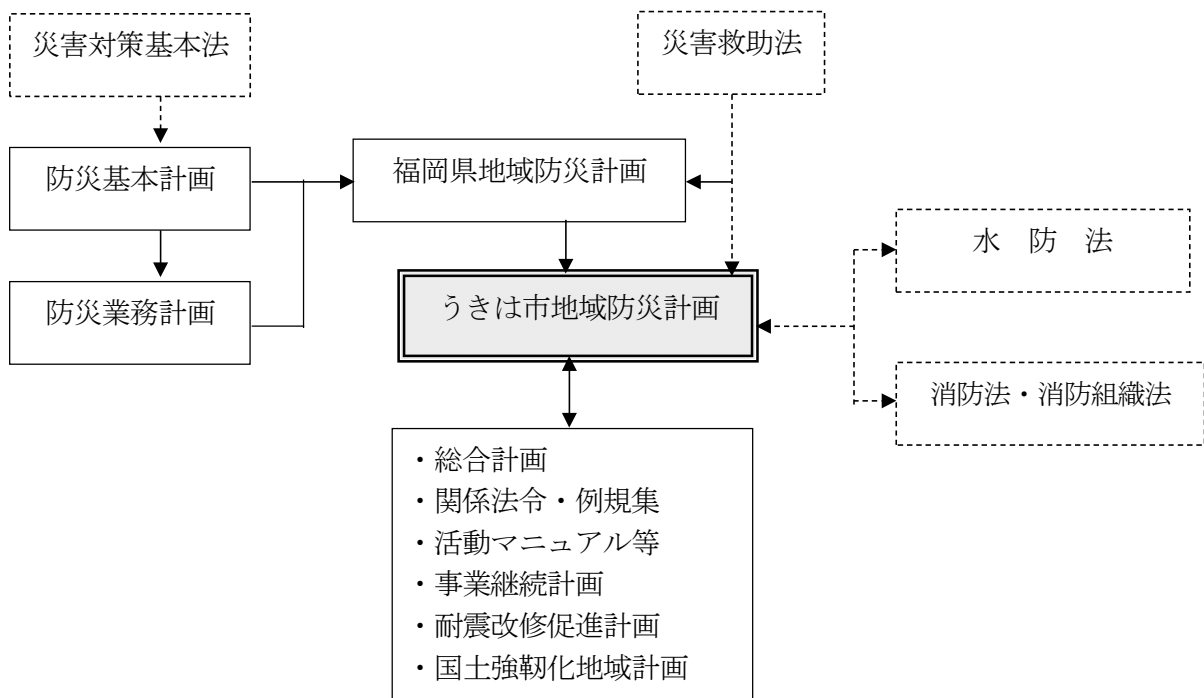


### 3 他計画との関係

この計画は、基本法に基づく防災基本計画、防災業務計画及び県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「うきは市水防計画」と十分な調整を図る。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。

#### 計画の位置付け



## 第3節 市の概況

### 1 地勢

市は、福岡県の南部に位置し、東部は大分県日田市、西部は久留米市と接し、北部は朝倉市、南部は八女市と接している。

市の形状は、総面積が117.46k㎡で、北には筑後川が東から西へと流れ、南には耳納連山があり、中心部を東西に国道210号が走っている。

市の南部は山間地域となっており、巨瀬川、隈上川等が流れ出している。

市の形状を大きく分けると筑後川に沿って広がる穀倉地帯、耳納山麓の果樹地帯、山間部の森林地帯に分けることができ、自然に恵まれた地域となっている。これらの地形を概観すると次のとおりである。

- ・ 市北部は筑後平野の東端部にあたり比較的平坦である。
- ・ 市中央部から南部は鷹取山をはじめ耳納山地の一角を占めており、山がちな地形となる。
- ・ 市東部は大分県と県境をなす。
- ・ 市南東部は『つづら棚田』を含め多くの棚田が存在する。
- ・ 市北部を筑後川、中央部を巨瀬川がそれぞれ東西に流れている。

### 2 災害の特徴

市における主な災害は、大雨と台風によるもので、以下のような被害の恐れがある。

- ・ 平坦部では、筑後川を始め巨瀬川、隈上川、山曾谷川等多くの河川が流れていることから、梅雨期等の集中豪雨による河川や側溝・排水路等で氾濫の恐れがある。
- ・ 山間部や山麓では集中豪雨による崖くずれ等の発生の恐れがある。
- ・ 台風の発生により、家屋や農作物等に大きな被害を受ける恐れがある。特に、南部は山林地帯が多く、集落が点在していることから、台風により風倒木が発生し、集中豪雨による崖崩れ、地滑り、風倒木を含んだ土石流の発生等の恐れがある。

#### ※地震災害について

市は、水縄活断層が久留米市東部から市内浮羽町まで東西に延長約26km近く延びており、以前からその影響と震災発生時の備えは常に懸案事項であるとともに、最近、国の調査（地震調査研究推進本部地震調査委員会「警固断層帯（南東部）の地震を想定した強震動評価について」平成20年4月11日）により警固断層の活動の影響で市が震度6強以上の予測がされている。

地形区分による災害特性

地形区分		内容説明	災害特性
山地	大起伏山地	起伏量 400m 以上	浸食の激しい地域では不安定な急斜面が発達する。 また、標高の高い山地では風化に伴う物質の生産・移動が活発となる。花崗岩地域では深層風化や節理の発達に伴い、崩壊が起こりやすい。
	中起伏山地	起伏量 400～200m	
	小起伏山地	起伏量 200m 以下	
丘陵地・山麓地	山麓地	起伏量 100m 以下	—
	丘陵地Ⅱ	起伏量 100m 以下の低起伏丘陵地で、古第三紀層群から構成される。	未固結堆積物から構成されている場合が多く、急傾斜地では豪雨に伴い崩壊が起こりやすい。
台地・段丘	砂礫台地Ⅰ	中～高位段丘	一般に良好で、地震動に対しても安定している。台地・段丘での災害は、むしろ斜面に分類されている段丘崖付近で発生するものが多い。特に排水の悪い場所では、豪雨の際に浸水する可能性がある。
	砂礫台地Ⅱ	扇状段丘	
	土石流段丘	土石流段丘	—
低地	旧河道	空中写真上で認められる過去の河川流路の跡で、泥質堆積物から構成される。	洪水流は旧河道を流れやすく、改変接合部は注意が必要、地盤状況によっては液状化の危険性がある。
	扇状地平野	河川の堆積作用によって形成された土地	現在も継続する堆積作用により河川の氾濫の危険にさらされている。新しい未固結堆積物から構成されており、地下水位も高いため、地震時には地盤振動や液状化の危険性が大きい。
	谷底平野	丘陵地を開析する樹枝状の谷に沿う低地で、一般的に砂礫から構成される。	豪雨時等に洪水氾濫による被害を受けやすく、山脚部では斜面災害の恐れもある。
	土石流堆積面	谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状あるいはなまこ形の堆積地形で、土石流により形成されたもの	堆積地域では河道が埋積され、扇状地が形成される、土石流が再び移動しやすいので危険性が高い。
人工改変	造成地	丘陵地・段丘面の宅地造成地、商・工業施設等がある。	災害に対する危険度は、地盤高や改変以前の元地形、工法等によって大きく異なるが、一般的に境界面、切土より盛土地盤で高い。
	切土斜面	人工改変による切土斜面	元地盤に比べて斜面崩壊・地震時の液状化（埋立地）等の危険性が高い。
	盛土斜面	人工改変による盛土斜面	造成による急傾斜地では、豪雨時等に斜面災害を招きやすい。
	埋立地	谷・水面・ため池等の埋立地	厚い盛土が行われている場合、これ自体軟弱地盤となり、地震時に激しい地盤振動を伴う亀裂・陥没の発生が予想される。
その他	急崖地	段丘・台地縁辺部の急斜面のうち、比較的明瞭なところを示している。	崩壊は、一般に傾斜 30° 以上の谷型斜面で起こりやすい。
	湿地	地下水が著しく高い土地	排水不良、地下水位が著しく高い場所

### 3 気象

本市周辺は、太平洋岸気候区に属し、気象庁朝倉地域気象観測所における1991年から2020年までの30年間の観測では、年平均気温は15.9°Cと温暖な地域である。

年間降水量は1,953mmで全国平均より多い傾向にある。月間降水量は、6月～9月頃に多く、特に多いのは6月、7月の梅雨期、8月、9月の台風期である。これらの時期には、集中豪雨等により崖崩れや土石流等の災害が発生している。

風量は、その年に発生した台風に影響されるが、年平均風速はおよそ1.2m/sと、日本でも有数の微風地帯となっている。

また、近年の地球温暖化による異常気象の傾向にあり、災害の規模拡大が懸念される。

### 4 水系

市内を流れる主要な河川は、筑後川水系である。筑後川をはじめとして、耳納連山を源流とする巨瀬川、小塩川、隈上川があり、筑後川に注ぎ込んでいる。

## 第4節 災害の想定

### 1 既往災害の事例

昭和30年代後半からの治山治水事業対策の進展、基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、昭和28年の大水害以後は全般的に大規模な被害は減少している。しかし、平成15年7月の福岡県内の災害をはじめ、平成21年7月の豪雨、平成22年7月の大雨、平成24年7月の豪雨等による中小河川の損壊、溢水、住家の床上及び床下浸水や崖崩れ等、大雨が降れば何らかの災害が発生している。

#### (1) 風水害

市において過去に発生した災害は、集中豪雨や台風による浸水害あるいは土砂災害等の風水害が殆どである。県内で発生した最近の主な風水害は以下に示すとおりである。

県内で発生した主な風水害

時 期	人的被害	建物被害
平成3年9月12日 ～9月15日（台風第17号）	死者3人・重傷者36人 軽傷者89人	全壊7棟・半壊136棟・一部損壊67,674棟・床上浸水358棟・床下浸水1,126棟
平成3年9月25日 ～9月28日（台風第19号）	死亡11人・重傷者97人 軽傷者669人	全壊263棟・半壊4,042棟・一部損壊177,064棟・床上浸水58棟・床下浸水99棟
平成11年6月22日 ～7月13日（豪雨）	死亡2人・重傷者3人 軽傷者3人	全壊7棟・半壊6棟・一部損壊27棟・床上浸水1,273棟・床下浸水4,890棟
平成13年7月11日 ～7月13日（豪雨）	—	全壊1棟・一部損壊2棟・床上浸水61棟・床下浸水567棟
平成15年7月18日 ～7月21日（豪雨）	死亡1人・重傷者10人 軽傷者4人	全壊26棟・半壊56棟・一部損壊74棟 床上浸水3,472棟・床下浸水3,489棟
平成16年9月7日 （台風第18号）	重傷者19人 軽傷者75人	全壊8棟・半壊105棟・一部損壊5,604棟・床上浸水1棟・床下浸水50棟
平成18年9月17日 （台風第13号）	死者1名・重傷者2名 軽傷者69名	全壊2棟・半壊18棟・一部損壊1,658棟・床下浸水5棟
平成21年7月24日 ～8月6日（豪雨）	死者10名・重傷者9名 軽傷者9名	全壊13棟・半壊11棟・一部損壊70棟 床上浸水1,319棟・床下浸水4,157棟
平成22年7月11日 ～7月16日（豪雨）	軽傷者2名	全壊5棟・半壊7棟・一部損壊734棟 床上浸水211棟・床下浸水811棟
平成24年7月13日 ～7月14日（豪雨）	死者4名・重傷者8名 軽傷者9名	全壊70棟・半壊432棟・一部損壊117棟・床上浸水1,085棟・床下浸水4,678棟
平成26年8月21日 ～8月22日（豪雨）	死者1名	床上浸水40棟・床下浸水75棟
平成29年7月5日 ～7月6日（豪雨）	死者37名・行方不明者2名・重傷者12名・軽傷者9名	全壊277棟・半壊831棟・一部損壊39棟・床上浸水22棟・床下浸水597棟
平成30年7月5日 ～7月17日（豪雨）	死者3名・重傷者8名・軽傷者7名	全壊19棟・半壊230棟・一部損壊159棟・床上浸水929棟・床下浸水2,461棟

令和2年7月5日 ～7月31日(豪雨)	死者2名・重傷者7名・ 軽傷者4名	全壊14棟・半壊997棟・一部損壊1,215棟・ 床上浸水648棟・床下浸水1,383棟
令和2年9月2日 ～9月3日(台風9号)	重傷者1名・軽傷者10名	一部損壊36棟
令和2年9月4日 ～9月8日(台風10号)	軽傷者14名	半壊1棟・一部損壊219棟・床上浸水561棟
令和3年8月11日 ～8月19日(豪雨)	重症者2名・軽傷者1名	全壊10棟・半壊55棟・一部損壊72棟・床上 浸水360棟・床下浸水1,210棟

※豪雨：著しい災害が発生した顕著な大雨現象

県内で発生した主な風水害において、市では台風による人的・住家被害は少なく、大雨による被害が多いのが特徴的である。

土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と、降雨の間には密接な関係があり、大雨が降れば何らかの災害が発生している。また、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が多く発生し、被害も大きくなるようである。

災害を未然に防ぐためには災害危険箇所の点検や対策等の検討も必要であるが、このような風水害（特に前線による大雨）について気象現象の特徴を整理するとともに、今後の気象情報の収集（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量）及び伝達を的確に把握できる体制の整備に努め、防災活動の基礎とすることも重要である。

## (2) 火災

市において過去6年の出火状況を整理してみると、過去6年間（H29～R4）で82件、内建物火災49件で全体の59.8%を占めている。年間の平均件数は13.7件となっている。

### 近年における火災発生件数

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計	平均
建物火災	9	7	12	7	6	8	49	8.2
林野火災	1	1	-	-	-	-	2	0.3
車両火災	1	1	2	-	1	2	7	1.2
その他の火災	4	5	7	3	3	2	24	4.0
出火件数計	15	14	21	10	10	12	82	13.7

資料：久留米広域消防本部 消防年報(平成29年～令和4年版)

## (3) 地震災害

### ア. 地震の履歴

日本海側に位置する福岡県下で発生する地震は、活断層等の断層帯の直下で起きている。歴史を遡ってみると、福岡県ではいくつかの大きな地震が発生しているが、日本のほかの地域と比べると地震の少ない地域であると言われてきた。福岡県西方沖地震以前に起きたマグニチュード6.0を超

える大地震は糸島地震（1898年）であり、今回の福岡県西方沖地震は約100年ぶりの大地震であった。

福岡県及び周辺地域においては過去、以下のような被害地震の履歴が記録されている。

### 福岡県の大規模地震発生概要

年代	名称・地域	震源規模	県及び周辺地域の主な被害等
679年12月	筑紫	M 6.5-7.5	家屋崩壊多数
1700年4月15日	壱岐・対馬地震	M 7.0	壱岐において家屋全壊89
1706年11月26日	筑後	不明	
1730年3月12日	対馬	不明	
1831年11月14日	肥前	M 6.1	
1848年1月10日	筑後	M 5.9	柳川で家屋倒壊
1872（明治5）年3月14日	浜田地震	M 7.1	久留米付近で液状化
1898（明治31）年8月10日	糸島地震	M 6.0	負傷者3、家屋全壊7
1898（明治31）年8月12日	糸島地震	M 5.8	
1929（昭和4）年8月8日	福岡県南部	M 5.1	家屋半壊1
1930（昭和5）年2月5日	福岡市西部	M 5.0	小崖崩れ
1941（昭和16）年11月19日	日向灘	M 7.2	
1968（昭和43）年8月6日	豊後水道	M 6.6	
1991（平成3）年10月28日	周防灘	M 6.0	
1996（平成8）年10月19日	日向灘	M 6.9	
1997（平成9）年6月25日	山口県北部	M 6.6	
2005（平成17）年3月20日	福岡県西方沖	M 7.0	死者1、負傷者1,186 家屋全壊143、半壊352 一部損壊9,190
2005（平成17）年4月20日	福岡県北西沖	M 5.8	負傷者70、家屋一部破損529
2014（平成26）年3月14日	伊予灘	M 6.2	負傷者21、家屋一部破損26
2016（平成28）年4月16日	熊本	M 7.3	死者273人（関連死含む） 負傷者 2,809人（H31.4.12現在）

資料：「新編 日本被害地震総覧（1987）」、「福岡管区気象台資料（1926年以降の記録）」他

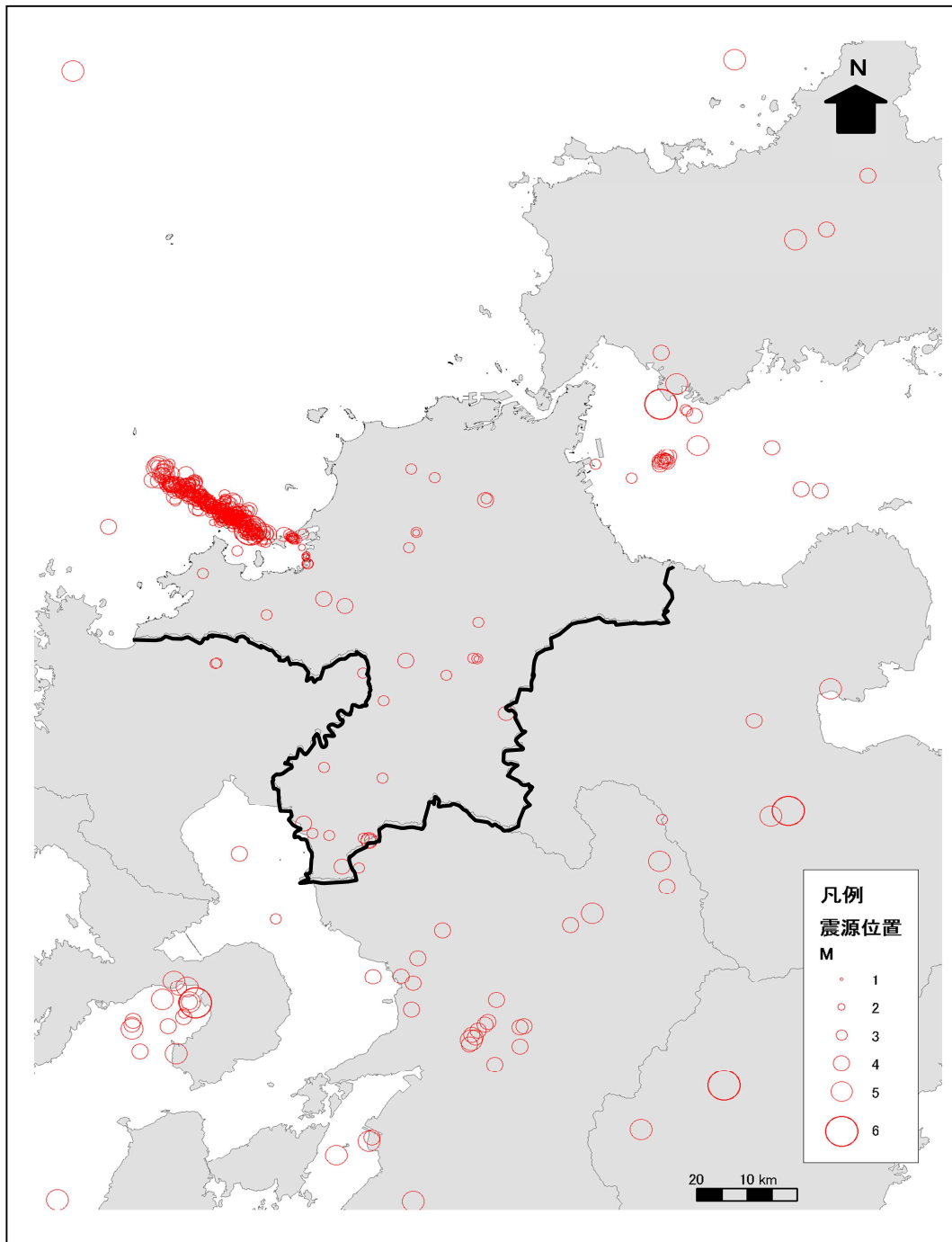
福岡県周辺では過去100年程度をみると、糸島地震のほかには福岡県西方沖地震の前にほとんど規模の大きな地震は発生していない。また、最近20年におけるマグニチュード1.0以上の地震をみても福岡県周辺は日本のほかの地域と比較して地震の発生が少ない地域であると言える。九州地方ならびに福岡県周辺で発生している地震の震源分布を図に示す。

※福岡県北西沖地震

平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県北西沖地震では、福岡市中央区、福岡市東区、前原市、佐賀県みやき町で震度 6 弱を観測した。また市では震度 5 弱を観測した。

福岡管区気象台によると、発震機構は圧力軸を東北東－西南西方向に持つ、北西－南東方向にほぼ鉛直な断層面を有する左横ずれ断層であった。

福岡県近傍で発生した地震の分布状況



※過去 20 年間に福岡県内で震度 1 以上を観測した地震

資料：気象庁「震度データベース」より作成



## イ. 地震と活断層との関連

活断層とは、第四紀（200 万年前から現在まで）に繰り返し活動し、今後も活動すると思われる断層のことである。この活断層がずれることによって地震が発生するが、一般に地殻上部(20 km 以浅)におけるマグニチュード 7.0 程度以上の地震の場合、その震源となった断層に沿った岩盤のずれは地表まで届き、地表地震断層として観察される。

地形・地質的な線状構造であるリニアメントや断層が、活断層のためのものであるかどうかの確実性については、「新編 日本の活断層（1991）」により以下のように区分される。

### 活断層の確実度

#### ①確実度Ⅰ... 活断層であることが確実なもの

「活断層の位置や変位の向きがともに明確なもの」をいう。

#### ②確実度Ⅱ... 活断層であると推定されるもの

「位置が明らかであり、変位の向きが推定できるもの」、確実度Ⅰと判定できるほど確定的な地形・地質的な証拠がない場合である。

#### ③確実度Ⅲ... 活断層の疑いのある地形・地質の分離線形のもの

「変位の向きが不明で、他の原因も考えられるような分離線形のもの」、以下に示す活動度C級以下の活断層である。

また、第四紀における活断層の活動の程度を活動度と呼ぶ。第四紀の基準地形や第四紀層の変位量を、形成時から現在までの年数で割った値を平均変位速度という。

この平均変位速度  $S$ （1,000 年間に平均化した変位速度：m）によって、A・B・C級に分類されている。ここに示した活動度は、大地震の周期や今後の活動時期の推定のための重要な指標である。

### 活動度（平均変位速度 $S$ ）

①A級：  $10\text{m} > S \geq 1\text{m}$ （ $1\text{m}/1,000$ 年の単位）

②B級：  $1\text{m} > S \geq 0.1\text{m}$ （ $0.1\text{m}/1,000$ 年の単位）

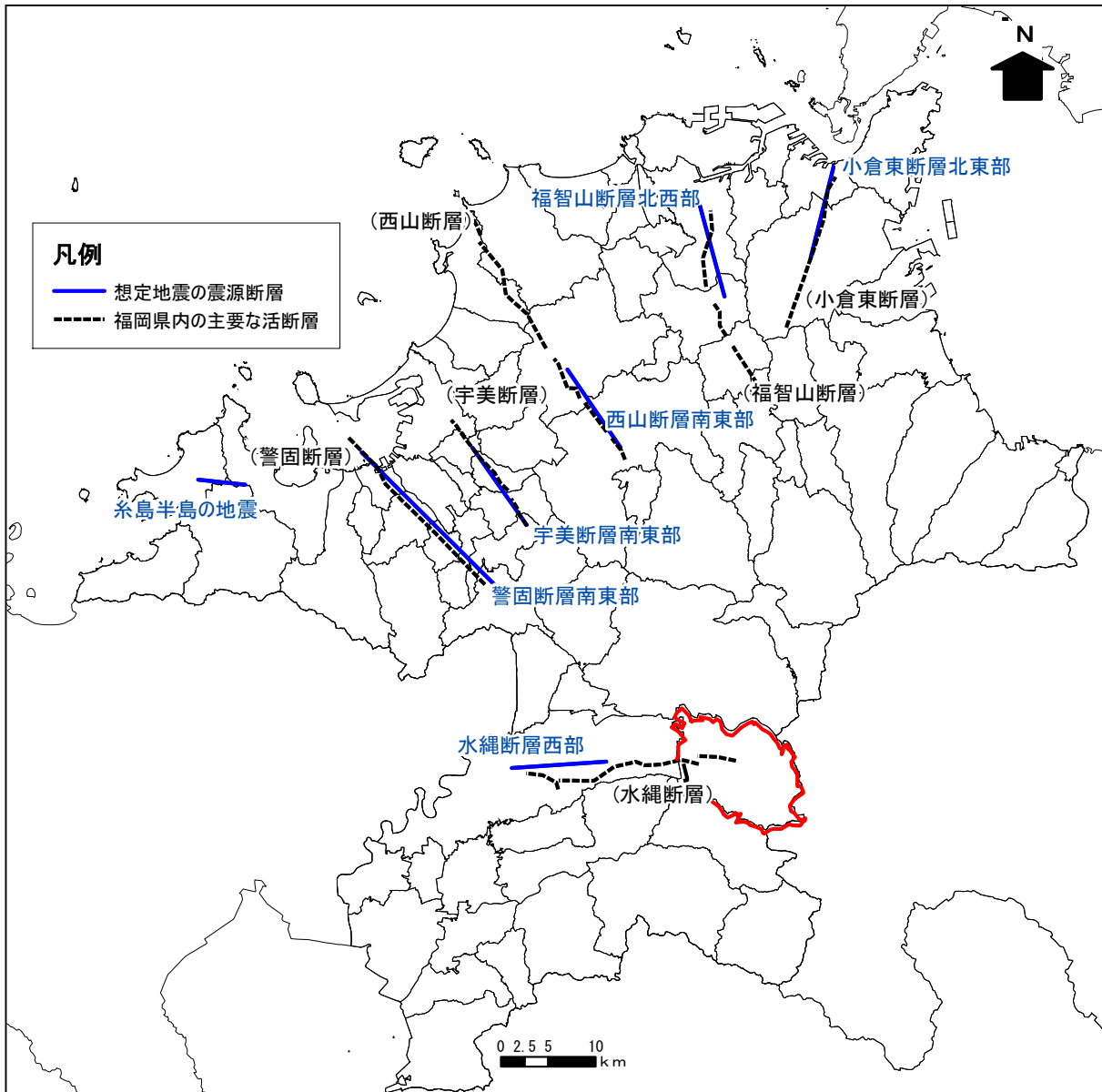
③C級：  $0.1\text{m} > S \geq 0.01\text{m}$ （ $0.01\text{m}/1,000$ 年の単位）

地震の活動度・周期等については、断層の正確な位置を把握した上で、その活動年代及び周期を直接的に把握できるような調査が必要となる。地震災害という観点から考えた場合、数万年前単位での活動状況のみならず、特に千年・百年単位での活動状況が問題となる。県内における主な活断層の活動度概要や分布を以下に示す。

### 福岡県内における主な活断層

	断層	確実度	活動度	長さ	地域
1	小倉東断層	確実度 I	C~B	約 17km	北九州市
2	西山断層	確実度 I	< C	約 31km	飯塚市、宗像市
3	警固断層	確実度 I	C	20km 以上	福岡市
4	水縄断層	確実度 I	B	約 26km	久留米市
5	福智山断層	確実度 I	B~C	約 20km	北九州市
6	宇美断層	確実度 I	C	約 14km	福岡市-太宰府市

### 福岡県想定地震の震源断層分布図



資料：平成 24 年福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書

## 九州地方の被害地震履歴一覧

番号	発 生 年 月 日 時 刻	震 源 地	規 模 (M)	震源までの 深さ (km)	震央付近 の最大震 度	福岡 (気象台) における 震度	種 別	前震 の有無	余震 の有無	被害概要
1	679. 夜	筑紫 (?)	6.5~7.5	?	不明	不明	内陸型			家屋倒壊、地割れ。
2	1596. 9. 4	豊後	7	?	不明	不明	内陸型	有		7月3日から地震。高崎山崩れ、湯布院で山崩れ。
3	1625. 7. 21 夜	熊本	5.0~6.0	?	不明	不明	内陸型			熊本城の火薬庫爆発、死者50人。
4	1698. 10. 24	大分	6	?	不明	不明	内陸型			大分城の石垣崩れ、岡城破損、佐賀有感1日に6回。
5	1700. 4. 15	壱岐・対馬	7	?	強	不明	内陸型	有	有	家屋・石垣崩れる、対馬・壱岐で強震にて被害。
6	1703. 6. 22	小城	不明	?	不明	不明	内陸型			小城古湯温泉の城山崩れ、久留米有感。
7	1703. 12. 31	湯布院・庄内	6.5±1/4	?	不明	不明	内陸型			家屋破損、石垣崩れ、地割れ、死者1名。大分
8	1705. 5. 24	阿蘇付近	不明	?	不明	不明	内陸型			阿蘇で坊大破、岡城石垣崩れ。 熊本城中被害無し。
9	1706. 11. 26	筑後	不明	?	不明	不明	内陸型		有	久留米、柳川で揺れ。堀の水ゆり上げ魚死。
10	1723. 12. 18	肥後・豊後	6.5±1/4	?	V	不明	内陸型			肥後で倒家980戸、死者2人、負傷者25人、玉名で地割れ 噴水、柳川強く感じる。
11	1792. 5. 21	雲仙岳	6.4	?	V~VI	不明	内陸型			地割れ、潰家、死者2人、眉山崩壊。
12	1831. 11. 14	肥前	6.1	?	不明	不明	内陸型			佐賀城の石垣崩れ、潰家有り。
13	1848. 1. 10	筑後	5.9	?	不明	不明	内陸型			柳川で家屋倒壊あり。
14	1854. 12. 26	伊予西部	7.3~7.5	?	VI	不明	海洋型			豊後・小倉で家々潰れる。鶴崎で倒れ屋敷100戸。
15	1872. 3. 14	石見・出雲	7.1	?	VI	不明	海洋型	有		久留米で液状化による被害。
16	1889. 7. 28	熊本付近	6.3	?	V~VI	強 筑後	内陸型		有	熊本市付近で被害大。熊本市、飽田郡で死者20人、負傷 者74人。
17	1891. 10. 16	豊後水道	6.3	?	強	不明	内陸型			豊後東部で家屋壁亀裂、瓦落下、石垣潰れ。
18	1894. 8. 8	熊本県中部	6.3	?	強	強 筑後	内陸型		有	阿蘇郡で家屋土蔵の破損。強肥後 筑後 豊後。
19	1895. 8. 27	熊本	6.3	?	強	不明	内陸型			阿蘇郡で土蔵破損、堤防亀裂、石垣崩壊。
20	1898. 8. 10 21:57	福岡市付近 (糸島半島)	6	?	強	強 福岡	内陸型		有	糸島半島で負傷3、家屋土蔵破壊。12日08:36(M5.8)にも 余震。
21	1899. 11. 25 3:43	日向灘	7.1	?	強	強 筑後	海洋型			宮崎市で家屋破損、瓦壁土落下。3:43 M7.1、3:55 M6.9。
22	1907. 3. 10	熊本県中部	5.4	?	不明	不明	内陸型	有		植木町で煙突破損、倉庫亀裂、山鹿町で微少被害。
23	1911. 8. 22	阿蘇山付近	5.7	?	不明	不明	内陸型			阿蘇郡長陽村で石垣破損、山崩れ。
24	1916. 3. 6	大分県北部	6.1	?	不明	不明	内陸型			大野郡三重町で忠魂碑1倒れる。
25	1922. 12. 8	千々石湾	6.9	?	不明	不明	内陸型		有	北有馬で死者11人、住家全壊13戸、東有家で死者4 人。
26	1922. 12. 8	千々石湾	6.5	?	不明	不明	内陸型		有	小浜で被害、死者3人、家屋倒壊70戸。IV長崎。
27	1925. 8. 10	日田地方	4.4	?	不明	不明	内陸型	有	有	地面の亀裂、地下水異常。同月4~13日の間に21回の有 感地震。
28	1928. 11. 5	大分県西部	4.7	0	III	I 福岡	内陸型			北小国地方で小崖崩れ4箇所。
29	1929. 1. 2 1:40	福岡県南部	5.5	20	III	I 福岡	内陸型			小国地方で家屋半潰1戸、県道の亀裂・落石・崖崩れ。石 灯笼・墓石の転倒有り。

番号	発 生 年 月 日 時 刻	震 源 地	規 模 (M)	震源まで の深さ (km)	震央付近 の最大震 度	福岡 (気象台) における 震度	種 別	前震 の有無	余震 の有無	被害概要
30	1929. 8. 8	福岡県	5. 1	0	Ⅲ	Ⅲ 福岡	内陸型			雷山付近、震央付近で壁亀裂崖崩れ等。
31	1930. 2. 5	福岡県西部	5	30	Ⅲ	Ⅲ 福岡	内陸型		有	雷山付近、小崖崩れ、地割れ（7日12:35強い余震）。
32	1933. 4. 8	熊本県中部	4. 3	30	Ⅲ	Ⅰ 福岡	内陸型			緑川流域で崖崩れ有り。
33	1937. 1. 27	熊本付近	5. 1	30	Ⅳ	Ⅱ 福岡	内陸型			上益城郡秋津村で長さ10間(18m)幅3尺(0.9m)の石橋が大音響とともに崩れ落ちた。
34	1941. 11. 19	日向灘	7. 2	0	Ⅴ	Ⅲ 福岡	海洋型		有	延岡で石垣破損、道路亀裂、堤防破損、壁剥落、煙突倒れる。
35	1947. 5. 9	日田地方	5. 5	0	Ⅲ	Ⅱ 福岡	内陸型		有	日田、三芳で壁亀裂・剥落、崖崩れ、道路破損、紡績転倒等の小被害。
36	1966. 11. 12	有明海	5. 5	20	Ⅲ	Ⅲ 福岡	内陸型			屋根瓦、壁崩れる。
37	1968. 2. 21	霧島山北麓	6. 1	0	Ⅴ	Ⅲ 福岡	内陸型	有	有	死者3人、負傷者42人、住宅全壊368戸、道路損壊73箇所、山崩れ44箇所、鉄道被害6箇所。
38	1968. 8. 6	愛媛県西方沖	6. 6	40	Ⅴ	Ⅳ 福岡	海洋型			大分で家屋全焼1戸、道路損壊、山崩れ（愛媛で負傷者15人）。
39	1972. 9. 6	有明海	5. 2	10	Ⅲ	Ⅱ 福岡	海洋型			清水、坪井、京町、池田町で停電（25,000戸）。
40	1975. 1. 23	阿蘇山北縁	6. 1	0	Ⅴ	Ⅲ 福岡	内陸型		有	熊本県負傷者10人、建物被害、道路損壊、山崩れ。大分県建物被害、山崩れ。
41	1975. 4. 21	大分県中部	6. 4	0	Ⅳ	Ⅲ 福岡	内陸型		有	大分県重軽傷者22人、住家全壊58戸、道路被害128箇所、鉄道被害28箇所。
42	1984. 8. 6	島原半島西部	5. 7	7	Ⅴ	Ⅱ 福岡	内陸型		有	群発地震。17時28分から24時までに197回の有感地震。最大震度はⅤ。
43	1991. 10. 28	周防灘沖	6. 0	19		Ⅳ 福岡	海洋型			文教施設若干の被害。
44	2005. 3. 20	福岡県北西沖	7. 0	9	6弱	6弱	内陸型	無	有	6弱：福岡県 福岡市東区東浜、福岡市中央区舞鶴、前原市前原西、佐賀県 みやき町北茂安 被害：死者1名、負傷者1,186名 住家全壊143棟、住家半壊352棟など。 津波予報：気象庁は10:57、福岡県日本海沿岸と杳岐・対馬に「津波注意」の津波注意報を発表した。12:00に津波注意報を解除した。
45	2016. 4. 16 1:25	熊本県西原村	7. 3	12	7	5弱	内陸型	有	有	4月14日に余震、震度7（益城町）16日本震、震度7（西原村、益城町）、死者50人 関連死212人

（震度： 強震・Ⅳ～Ⅴ、烈震・Ⅴ～Ⅵ）

資料：新編 被害地震総覧（東京大学出版会）

## 2 災害の想定

市に発生する災害で、人命や家屋等の財産、公共施設、農林産物や農林業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等の風水害と、地震や火災あるいは市を通る交通網での交通事故等の予知できない災害とに大別できる。

梅雨時期や台風期に集中豪雨が発生しているため、河川が氾濫し、住居や商店が浸水している。豪雨に伴い、地盤がゆるくなり、崖崩れが起こるケースが多く、土砂災害もたびたび発生している。市ではこれまでに大きな地震災害は発生していないが、隣接する久留米市より市中央部にかけて水縄断

層が位置する。したがって、市の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び福岡県防災対策指針等を考慮し、次の災害を想定する。

(1) 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、市における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地での地滑り、崖崩れ等がある。

ア. 水害

堤内背後地への被害が予想される河川等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を想定する。

イ. 土砂災害

(ア) 崖崩れ

県で指定している急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域を想定する。

(イ) 土石流

県で、溪床勾配や平均溪流幅及び延長等で指定している溪流を想定する。

(ウ) 地滑り

地滑りは、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もある。

造成地における地滑り災害も発生していることから、地滑り崩壊による住宅、道路等への被害を想定する。

(エ) 道路災害

県の指定する落石、崩壊等の災害を想定する。

(2) 火災

木造家屋等が密集する市街地において、地震や強風に誘因する大規模、多発火災を想定する。

(3) 地震災害

想定地震に関しては、県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」に基づき、以下の2断層による地震被害を想定する。

○ 想定地震モデル1：警固断層

想定地震モデルの一つ目は、福岡県西方沖地震の震源より南東部の、福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけて、断層の長さ27km（震源断層の長さ27km）、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）とする警固断層南東部地震（地震の規模マグニチュード7.2のケース）とした。この断層は最も地震の発生の確率が高い断層と言える。

○ 想定地震モデル2：水縄断層

想定地震モデルの二つ目は、久留米市付近に位置し、断層の長さ約26km（震源断層の長さ26km）、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）とする水縄断層南西端下部地震（地震の規模マグニチュード7.2のケース）とした。この断層は最も被害が大きい地震の震源となる断層と言える。

水縄断層南西端下部地震では、被害の大半を占める木造建物の全壊率は21.4%と推定され、警察・消防活動拠点は、重大な制約を受けると想定された。

○ 市における想定震源

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 警固断層南東部（北西端下部）M7.2</li><li>・ 水縄断層（南西端下部）M7.2</li></ul> |
|--|

ア. 市の想定震度

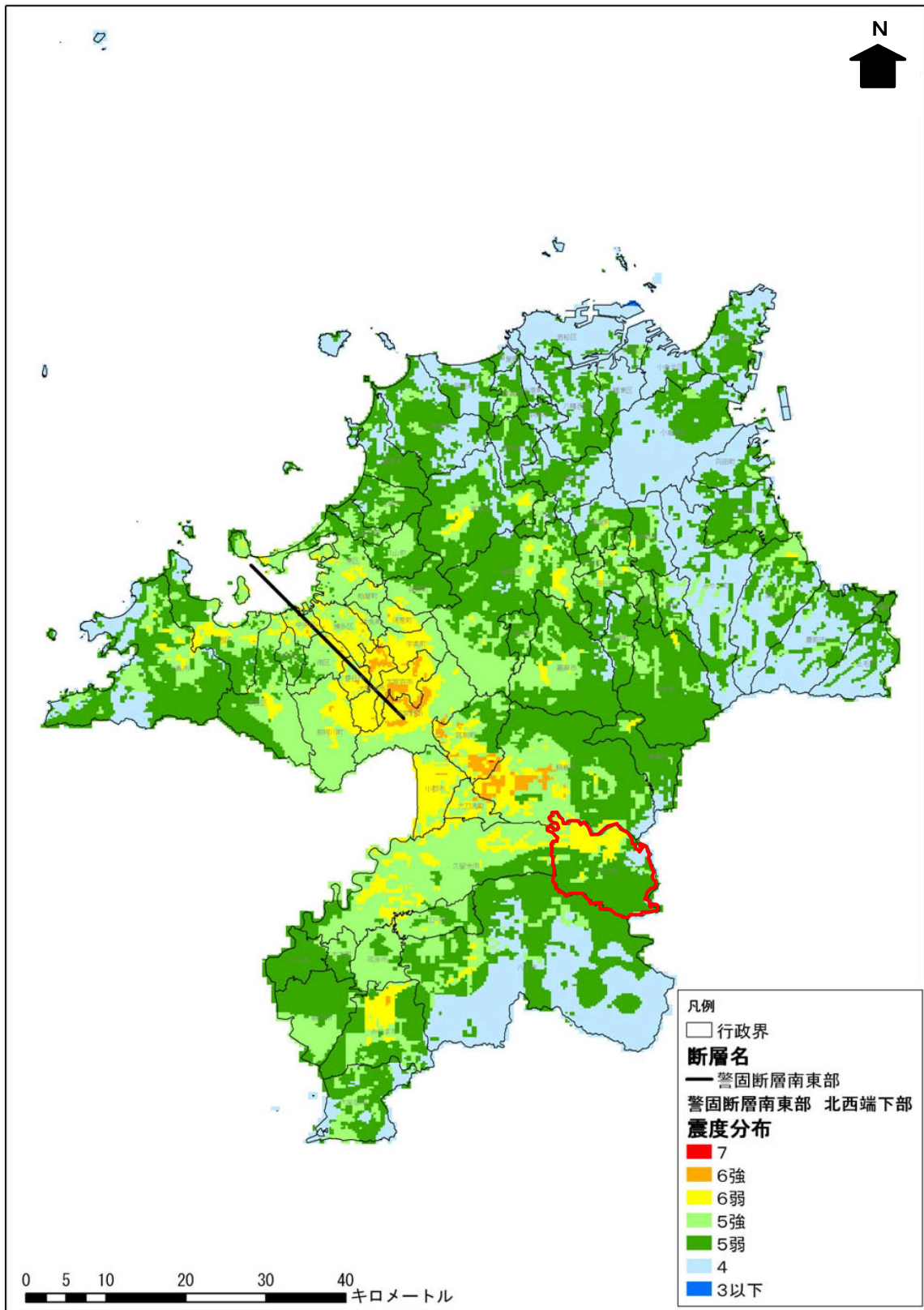
市における警固断層南東部地震（北西端下部）M7.2において想定される震度は4～6弱で、山間部の一部で震度5弱と想定される。

水縄断層（南西端下部）M7.2における想定される震度は震度5強～7で、市街地中心部で震度7が想定される。

想定震度

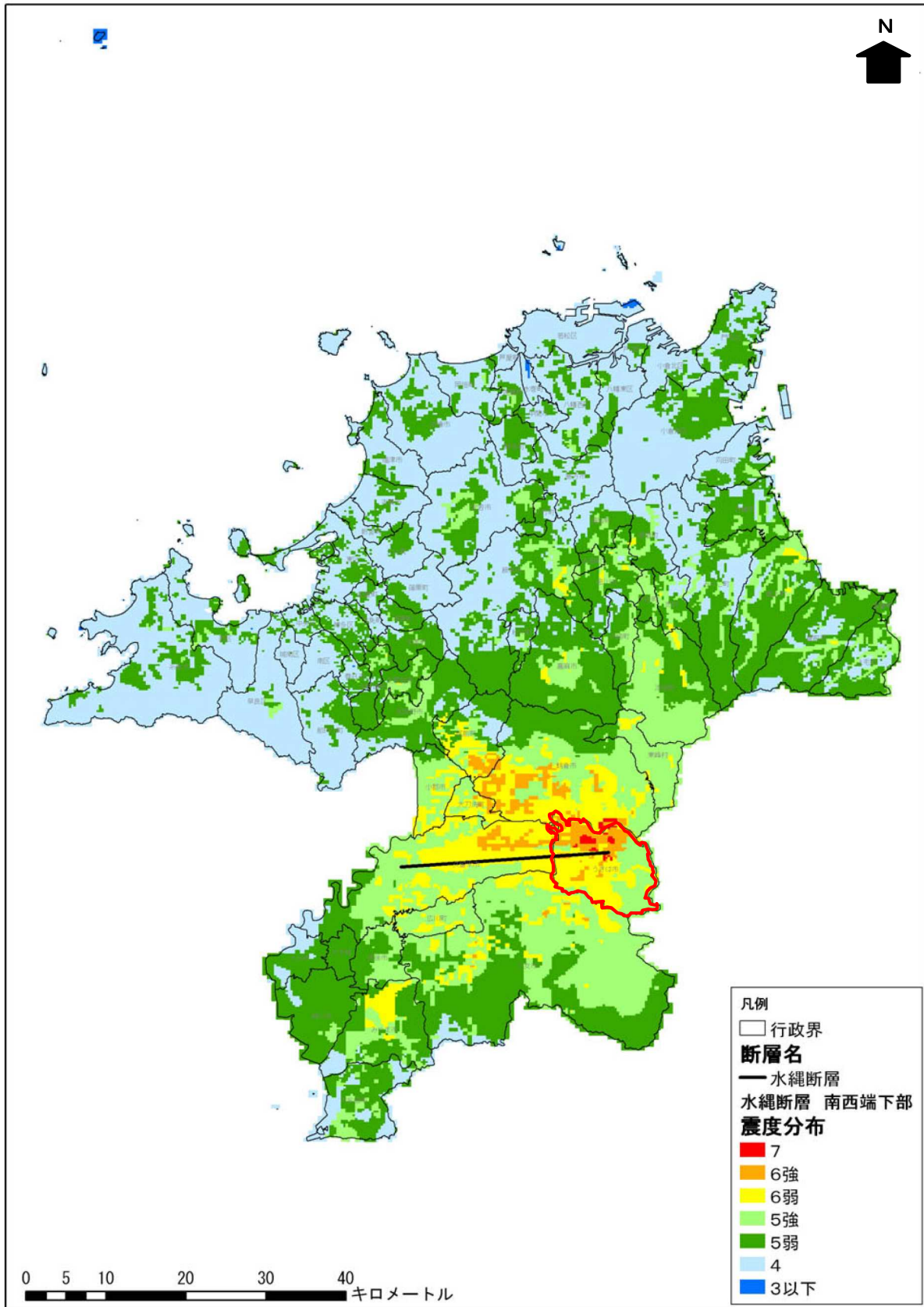
想定地震	震源	最弱震度	最強震度
警固断層南東部（北西端下部）	M7.2	4	6弱
水縄断層（南西端下部）	M7.2	5強	7

震度分布【警固断層（南東部）（破壊開始：北西下部）】



資料：平成 24 年福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書

震度分布【水縄断層（破壊開始：南西下部）】



資料：平成 24 年福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書



イ. 市における人的・施設等被害

市における地震被害想定は各項目別に次の被害が想定される。

警固断層による地震発生 30 年以内確率は最大で 6%、水縄断層による地震発生 30 年以内確率はほぼ 0%と算定されている。(2013 年 7 月 19 日公表)

人的・施設等被害

被害想定項目		警固断層 南東部地震 (北西下部) M 7.2	水縄断層地震 (南西下部) M 7.2
1	死者数	86	260
2	負傷者数	1,613	3,118
3	要救出現場(箇所)数	602	1,806
4	要救出者数	315	947
5	要後方医療搬出者数	161	312
6	避難者数	1,873	5,618
7	斜面崩壊危険度(A)箇所数	0	11
8	斜面崩壊被災建物棟数	0	6
9	建物全壊棟数 (木造全壊棟数) (非木造全壊棟数)	1,505 (1,389) (116)	4,514 (4,149) (365)
10	建物半壊棟数 (木造半壊棟数) (非木造半壊棟数)	1,515 (1,388) (127)	1,360 (1,078) (282)
11	地震火災全出火棟数	8	21
12	地震火災焼失棟数	0	0
13	上水道管被害箇所数	0	2
14	下水道管被害箇所数	0	121
15	都市ガス管被害箇所数	0	0
16	電柱被害本数	4	21
17	電話柱被害本数	3	17
18	生活支障世帯数		
	居住の制約	763	5,502
	食糧・飲料水	0	4,102
	電 気	2,113	3,775
	情報通信回線 (NTT)	0	359
19	エレベータ閉じ込め者数	34	68

※警固断層南東部地震：発生破壊開始を北西下部とする。

※水縄断層地震：発生破壊開始を南西下部とする。

資料：平成 24 年福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書

以上の災害を想定し、震災対策編の災害予防及び災害応急対策への基礎とする。

## 第5節 防災関係機関の事務または業務の大綱

### 1 実施責任

#### (1) 主機関

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
う き は 市	<p><b>(災害予防)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災会議に係る事務に関する事</li> <li>② 市災対本部等防災対策組織の整備に関する事</li> <li>③ 防災施設の整備に関する事</li> <li>④ 防災に係る教育、訓練に関する事</li> <li>⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事</li> <li>⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事</li> <li>⑧ 給水体制の整備に関する事</li> <li>⑨ 管内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事</li> <li>⑩ 災害危険箇所の把握に関する事</li> <li>⑪ 各種災害予防事業の推進に関する事</li> <li>⑫ 防災知識の普及に関する事</li> <li>⑬ 災害時要配慮者の安全確保に関する事</li> <li>⑭ 企業等の防災対策の促進に関する事</li> <li>⑮ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事</li> <li>⑯ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事</li> </ul> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水防、消防等応急対策に関する事</li> <li>② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事</li> <li>③ 避難の指示及び避難者の誘導ならびに避難所の開設に関する事</li> <li>④ 災害時における文教、保健衛生に関する事</li> <li>⑤ 災害広報に関する事</li> <li>⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事</li> <li>⑦ 復旧資機材の確保に関する事</li> <li>⑧ 災害対策要員の確保・動員に関する事</li> <li>⑨ 災害時における交通、輸送の確保に関する事</li> <li>⑩ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事</li> <li>⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事</li> <li>⑫ 災害ボランティアの活動支援に関する事</li> <li>⑬ 市所管施設の被災状況調査に関する事</li> </ul> <p><b>(災害復旧)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事</li> <li>② 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等に関する事</li> <li>③ 被災者生活再建支援制度に係る事務に関する事</li> <li>④ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事</li> <li>⑤ 義援金品の受領、配分に関する事</li> </ul>

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
福 岡 県	<p><b>(災害予防)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災会議に係る事務に関する事</li> <li>② 県災対本部等防災対策組織の整備に関する事</li> <li>③ 防災施設の整備に関する事</li> <li>④ 防災に係る教育、訓練に関する事</li> <li>⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事</li> <li>⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事</li> <li>⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関する事</li> <li>⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事</li> <li>⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事</li> <li>⑪ 防災知識の普及に関する事</li> <li>⑫ 災害時要配慮者の安全確保に関する事</li> <li>⑬ 緊急消防援助隊調整本部に関する事</li> <li>⑭ 企業等の防災対策の促進に関する事</li> <li>⑮ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事</li> <li>⑯ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事</li> <li>⑰ 帰宅困難者対策の推進に関する事</li> </ul> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事</li> <li>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事</li> <li>③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事</li> <li>④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事</li> <li>⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関する事</li> <li>⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事</li> <li>⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事</li> <li>⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事</li> <li>⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事</li> <li>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関する事</li> <li>⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事</li> <li>⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事</li> <li>⑬ 災害ボランティアの活動支援に関する事</li> <li>⑭ 福岡県所管施設の被災状況調査に関する事</li> </ul> <p><b>(災害復旧)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事</li> <li>② 物価の安定に関する事</li> <li>③ 義援金品の受領、配分に関する事</li> <li>④ 災害復旧資機材の確保に関する事</li> <li>⑤ 災害融資等に関する事</li> </ul>

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
久留米広域消防本部 (浮羽消防署)	<p><b>(災害予防対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防用施設等の整備に関する事</li> <li>② 火災予防に係る教育、訓練に関する事</li> <li>③ 防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>④ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事</li> <li>⑤ 各種火災予防事業の推進に関する事</li> <li>⑥ 危険物施設等に係る予防対策に関する事</li> <li>⑦ 応急救護の知識等に係る指導に関する事</li> </ul> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災等応急対策に関する事</li> <li>② 災害情報の収集・伝達及び被害調査に関する事</li> <li>③ 避難者の誘導に関する事</li> <li>④ 被災者の救助その他の保護に関する事</li> <li>⑤ 復旧資機材の確保に関する事</li> <li>⑥ 災害対策要員の確保・動員に関する事</li> <li>⑦ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事</li> <li>⑧ 危険物施設等に係る応急対策に関する事</li> </ul>
うきは警察署	<p><b>(災害予防)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害警備計画に関する事</li> <li>② 警察通信確保に関する事</li> <li>③ 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>④ 災害装備資機材の整備に関する事</li> <li>⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事</li> <li>⑥ 防災知識の普及に関する事</li> </ul> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>② 被害実態の把握に関する事</li> <li>③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事</li> <li>④ 行方不明者の調査に関する事</li> <li>⑤ 危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導に関する事</li> <li>⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関する事</li> <li>⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事</li> <li>⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事</li> <li>⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事</li> <li>⑩ 広報活動に関する事</li> <li>⑪ 死体の見分・検視に関する事</li> </ul>
うきは市消防団	<p><b>(災害予防)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 団員の能力の維持・向上に関する事</li> <li>② 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事</li> </ul> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防活動に関する事</li> <li>② 救助救急活動に関する事</li> <li>③ 避難活動に関する事</li> <li>④ 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>⑤ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事</li> <li>⑥ 水防活動に関する事</li> </ul>

(2) 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
九州厚生局	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 災害状況の情報収集、通報に関すること</p> <p>② 関係職員の現地派遣に関すること</p> <p>③ 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 応急用食糧（米穀及び乾パンを除く）の調達・供給に関すること</p>
九州農政局 (福岡農政事務所 地域第2課)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 応急食糧（米穀）の備蓄に関すること</p> <p>② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること</p> <p>③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 応急用食糧の調達・配給に関すること</p> <p>② 農業関係被害の調査、報告に関すること</p> <p>③ 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること</p> <p>④ 種子及び飼料の調達、供給に関すること</p> <p>⑤ 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること</p> <p><b>(災害復旧)</b></p> <p>① 被害農業者等に対する融資等に関すること</p> <p>② 農地、施設の復旧対策の指導に関すること</p> <p>③ 農地、施設の復旧事業費の査定に関すること</p> <p>④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること</p> <p>⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること</p> <p>⑥ 技術者の緊急派遣等に関すること</p>
福岡管区気象台	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 気象状況の観測施設の整備に関すること</p> <p>② 防災気象知識の普及に関すること</p> <p>③ 緊急速報、警報・注意報及び災害情報の発表伝達に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 二次災害防止のため、気象・地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること</p> <p><b>(災害復旧)</b></p> <p>① 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること</p>
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 国有保安林・治山施設の整備に関すること</p> <p>② 林野火災予防体制の整備に関すること</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 林野火災対策の実施に関すること</p> <p>② 災害対策用材の供給に関すること</p>

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
国土交通省 九州地方整備局 (筑後川河川事務所) (筑後川河川事務所 吉井出張所) (九州技術事務所)  福岡国道事務所 (久留米維持出張 所)	<b>(災害予防)</b> ① 気象観測通報についての協力に関する事 ② 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 ③ 災害危険区域の選定または指導に関する事 ④ 防災資機材の備蓄、整備に関する事 ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関する事 <b>(災害応急対策・災害復旧)</b> ① 洪水予警報の発表及び伝達に関する事 ② 水防活動の指導に関する事 ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ④ 災害広報に関する事 ⑤ 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事

(3) 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (第5施設団・小郡 駐屯地)	<b>(災害予防)</b> ① 災害派遣計画の作成に関する事 ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 <b>(災害応急対策)</b> ① 災害派遣による市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の 支援、協力に関する事

(4) 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
西日本電信電話株式会社 フィールドテクノ福岡 営業所	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること</p> <p><b>(災害応急対策・災害復旧)</b></p> <p>① 気象情報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること</p>
日本赤十字社 (福岡県支部)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること</p> <p><b>(災害応急対策・災害復旧)</b></p> <p>① 災害時における医療助産等救護活動等の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p>
日本放送協会 (福岡放送局)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p><b>(災害応急対策・災害復旧)</b></p> <p>① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと ④ 災害時における広報に関すること</p>
運送事業者 ・日本通運株式会社 (久留米支店) ・佐川急便株式会社 (朝倉営業所) ・福山通運株式会社 (甘木営業所) ・ヤマト運輸株式会社 (福岡浮羽東センター) ・西濃運輸株式会社 (鳥栖支店)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p><b>(災害応急・復旧)</b></p> <p>① 災害時における救助物資・避難者等の緊急輸送の協力に関すること ② 復旧機材等の輸送協力に関すること</p>
九州電力送配電株式 会社(久留米配電事 業所)	<p><b>(災害予防)</b></p> <p>① 電力施設の整備と防災管理に関すること</p> <p><b>(災害応急・復旧)</b></p> <p>① 災害時における電力の供給の確保に関すること ② 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>
日本郵便株式会社 九州支社 (吉井郵便局) (うきは郵便局)	<p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること ② 災害時における郵便事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関する こと</p>

## (5) 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
福岡県医師会 (浮羽医師会)	<b>(災害予防)・(災害応急対策)</b> ① 災害時における医療救護の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること ③ 医薬品、衛生資器材の調達に関すること

## (6) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
にじ農業協同組合	<b>(災害応急対策)</b> ① 被災組合員に対する融資またはその斡旋に関すること ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること ③ 共同利用施設の災害対策及び復旧に関すること ④ 救助用物資、復旧機材の確保についての協力、斡旋に関すること ⑤ 被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
うきは市商工会 うきは市商工会吉井支所	<b>(災害応急対策)</b> ① 被災組合員に対する融資またはその斡旋に関すること ② 救助用物資、復旧機材の確保についての協力、斡旋に関すること ③ 被災会員の被害状況調査についての協力に関すること
うきは市土木協力会 うきは市建設業共同組合	<b>(災害予防)</b> ① 道路、橋梁の災害復旧体制検討への協力に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 救出活動等における重機、車両の協力に関すること ② 道路、橋梁等の災害復旧への協力に関すること ③ 応急仮設住宅の建設等への協力に関すること
うきは市社会福祉協議会	<b>(災害予防)</b> ① 在宅要配慮者対策に関すること ② 市や地域が行う災害対策への協力に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 市災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること ② その他市が行う避難及び応急対策への協力に関すること ③ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること
うきは市立小中学校 保育所(園)・幼稚園	<b>(災害予防)</b> ① 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導に関すること ② 市が実施する災害応急対策への協力に関すること ③ 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力に関すること
災害時配慮者 関連施設	<b>(災害予防)</b> ① 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関すること <b>(災害応急対策)</b> ① 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること ② 市が実施する災害応急対策への協力に関すること ③ 在宅要配慮者の緊急入所、炊き出し等への協力に関すること



道の駅うきは	<b>(災害予防)</b> ① 緊急救援物資輸送車両等の一時待機場所の整備に関する事 <b>(災害応急・復旧対策)</b> ① 緊急救援物資等の受入れに係る輸送車両等の一時待機場所としての協力に関する事 ② 緊急救援物資等の分別配送拠点としての利用に係る協力に関する事 ③ 復旧機材の待機保管場所としての利用に係る協力に関する事
--------	---

(7) その他

機関等の名称	処理すべき事務または業務の大綱
浮羽地区防災協会	<b>(災害応急対策)</b> ① 食糧、飲料水、燃料及び生活物資の提供に関する事 ② 被災者の救出・救護、医療及び防疫活動の提供に関する事 ③ 応急対策に必要な資機材及び物資の提供に関する事 ④ 応急対策に必要な車両及び機器等の提供に関する事 ⑤ 応急対策に必要な人員の派遣及び施設の提供に関する事 ⑥ 特に要請のあった事項に関する事
福岡県行政書士会	<b>(災害応急対策)</b> ① 災害時における官公署に提出する書類の作成に関する事 ② 被災者支援相談センターの開設に関する事 ③ その他市が必要と認める業務に関する事

## 2 市民の責務

市民は、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練、その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。(災害対策基本法第7条第3項)

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という防災の原点に立ち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。また、災害に備え必要となる食糧等の備蓄を行い、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

## 3 災害に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、被害想定及び防災体制等についての関連資料等の取得に努める。

## 第2章 災害予防に関する計画

### 第1節 災害危険箇所の把握

#### 1 基本方針

市における災害の主なものは、前述のとおり台風災害、集中豪雨による水害であり、震災もいつ発生するか分からない状況にある。災害時において、迅速かつ的確な災害対策が実施できるように地域内の危険区域を把握しておく。

災害危険箇所等の総括を資料編に示す。

- ※ 資料編参照 【資料 C-1 重要水防区域】(資 29)  
【資料 C-2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況】(資 34)  
【資料 C-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】(資 40)  
【資料 C-4 筑後川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模)】(資 42)

#### 2 災害危険箇所の概要

##### (1) 水害危険箇所

市の巨瀬川の周辺地区は、重要水防箇所として指定されており、過去の災害時には浸水等の被害が発生しているところもある。これらのうち、筑後川水系の巨瀬川を始めとする数箇所が災害危険箇所として県より指定されている。

##### (2) 土砂災害危険箇所

市では、基盤岩として花崗岩が分布し丘陵地や山麓部では風化が進行して、もろくて崩れやすい地盤の地域がある。また、山麓部の谷間では土石流堆積物が分布している。このような地域では古くから住宅が立地し、木造住宅の密集化あるいは崖地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地による崩壊や土石流発生による災害の危険性が高い。

#### 【崖崩れ発生危険箇所】

##### ア. 急傾斜地崩壊危険箇所

市には、崖崩れの恐れのある急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ(人家5戸以上もしくは公共施設等が対象となる斜面)と、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ(人家1戸以上5戸未満の人家が対象となる斜面)が存在する。危険箇所には人工斜面も含まれており、保全対象となる人家や公共施設が立地している。

## 【土石流発生危険箇所】

### イ. 土石流危険溪流

市には、土石流の恐れのある土石流危険溪流Ⅰ（人家5戸以上もしくは公共施設等に流入する溪流）、土石流危険溪流Ⅱ（人家1戸以上5戸未満に流入する溪流）が存在している。各河川水系の上流端や谷型斜面や急な河川の出口に形成された扇状地あるいは、なまこ型の堆積地で、過去の土石流により形成された土石流堆積物の分布する地域では、特に注意が必要である。

### ウ. 砂防指定地等

市には砂防法により指定された砂防指定地の溪流も存在する。今後も人工構造や保全対象となる施設配置等に十分配慮すべきである。

## 【地滑り危険箇所】

市には、地滑り危険箇所が、隈上川水系鹿持川、巨瀬川、巨瀬川水系大谷川に存在する。危険箇所は広範囲に渡り、近辺には保全対象となる人家や公共施設、県道及び市道等が位置する。

## 【落石崩壊危険箇所・山地災害危険地区】

市には落石崩壊危険箇所が、主要地方道八女香春線、一般県道山北日田線、朝田日田線、吉井妹川線に集中している。また県が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区や、地滑り危険地区（民有林）もあり、浮羽町妹川、新川、田籠、小塩等の地区の山地部民有林に集中している。

## (3) 道路災害危険箇所

市の道路斜面等の道路防災総点検（豪雨・豪雪）により抽出された危険箇所が存在する。対象項目は、落石崩壊、岩石崩壊、地滑り、土石流、橋梁基礎洗掘、擁壁である。

市において、「対策が必要とされる」と評価する「ランクⅠ」、「防災カルテを作成し対応する」と評価する「ランクⅡ」が存在し、「特に新たな対応を必要としない」と評価する「ランクⅢ」は存在しない。

## (4) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」

による「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」【県指定】

市における県が指定する土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は以下のとおりである。

#### ア. 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に市民の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域で、危険の周知や警戒避難体制の整備を行う区域である。

市では、令和4年度末現在 205 区域が指定されている。

#### イ. 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、市民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められた区域で、特定の開発行為に対する許可制建築物の構造規制が行われる区域である。

市では、令和4年度末現在 187 区域が指定されている。

※資料編参照 【資料 C-2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況】(資 34)  
【資料 C-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】(資 40)

### 3 災害危険箇所の調査

#### (1) 事前調査

市長が行う事前措置の指示は、災害の発生が具体的に予想できる場合に認められるものであるが、この事前措置を効果的に行うために、その対象となり得るものについての把握に努める。

#### (2) 事前措置の方法

事前措置のための指示は、災害時に緊急事態が切迫した場合に即時に管理者等に対して行うことができるのであるが、その時になって初めて指示を行なったのでは、直ちに措置ができない場合が予想され、的確な結果は得られない。

そこで災害が発生した場合に事前措置の対象となり得るものを、あらかじめ予想できるものについて、把握するように管理者等に対しての指導を図る。

#### (3) 道路・橋梁の危険箇所の把握

市長は、市の管理する道路、橋梁、その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を把握し、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるように努めるとともに、市内を通行中の車両・公共交通機関・市民に対して道路の損壊・崩土・橋梁の流失等の災害が発生した場合は、直ちに市に報告するよう常に指導啓発しておく。

## 第2節 防災会議の充実

### 1 基本方針

市防災会議は、基本法第16条の規定に基づき市長を会長として設置し、市に係る災害予防対策を推進するため、防災会議を年1回以上開催し、地域防災計画の作成、見直し及び実施を推進する。

#### 【うきは市防災会議の構成】

会 長

うきは市長

委 員

- (1) うきは警察署長
- (2) 副市長及び教育長
- (3) 市長が内部の職員のうちから指名する者
- (4) 市議会議長
- (5) 国土交通省筑後川河川事務所吉井出張所長
- (6) 福岡県朝倉農林事務所合所ダム管理出張所長
- (7) 福岡県久留米県土整備事務所藤波ダム管理出張所長
- (8) 消防長及び消防団長
- (9) うきは市土木協力会代表
- (10) うきは市建設業協力会代表
- (11) 耳納山麓土地改良区理事長
- (12) 浮羽医師会代表
- (13) 自治協議会代表
- (14) うきは市社会福祉協議会会長
- (15) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者  
大石堰土地改良区代表、陸上自衛隊小郡駐屯地第5施設団代表、浮羽地区防災協会代表、  
うきは市赤十字看護奉仕団（あいの会）代表
- (16) その他市長が特に必要と認める者  
うきは市商工会女性部代表、にじ農業協同組合女性部代表、うきは市男女共同参画センター  
代表

※資料編参照 【資料 A-1 うきは市防災会議設置条例】（資 1）

## 第3節 防災施設の新設及び改良

### 1 基本方針

防災上重要な事業あるいは施設の整備に関する計画としては、国及び県の長期的な計画等に基づき、財政的支援のもとに計画され行われるものが大部分を占めているが、市としても、防災上の観点から計画し積極的に施設整備を図る努力が必要である。

これらの計画について、防災上の効果を考慮して実施可能な計画を樹立しておくものとし、市及び防災関係機関は、災害予防の円滑な実施のために、必要な施設及び資機材等の新設、改良、整備、充実に努める。

### 2 河川の治水事業

水防上当市においては、多くの河川が流れていることから、治水事業は防災上重要な事業である。

### 3 消防施設の整備事業

#### (1) 消防自動車等

市民の生命・財産を災害から守り、その被害を最小限に防止するため、市は、「消防力の整備指針」に基づき消防力の充実を図り、老朽化した消防自動車等については、逐次更新をしていく。

#### (2) 消防水利

市は、「消防水利の基準」に基づき防火水槽等の充実を図る。特に地震時は通常の防火水槽等が使用できないことが想定されるので、耐震性を有する防火水槽の整備を併せて行う。

### 4 備蓄（保有）資機材等の点検

#### (1) 点検に際して留意すべき事項

##### ア. 機 械 類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

##### イ. 物資、機材類

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

## (2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

## 5 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑化を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

## 6 災害に強いまちづくりの推進

避難地の整備、公園等オープンスペースの整備、住宅密集地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等災害に強いまちづくりを着実に推進する。

### (1) 公共、公用施設の耐震化・液状化対策の推進

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、公共施設等の耐震性等を確保しておく必要があることから、耐震化・液状化対策を推進する。

なお、防災上重要となる建築物は次のとおりである。

ア. 市役所

イ. コミュニティセンター

ウ. 小・中学校

エ. 保育所（園）

オ. 上記の他、避難所として指定している施設

※資料編参照 【資料D-1 避難所として利用される施設】（資43）

### (2) 一般建築物の耐震化・液状化対策の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要である。このため、一般建築物の耐震化・液状化対策について啓発を推進する。その際、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知を図る。

### (3) 文化財の災害予防対策

市及び消防本部は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

ア. 「文化財防火デー」を活用した広報活動

- イ. 所有者等に対する講習会
- ウ. 火災予防体制、管理保護の指導
- エ. 防火施設等の整備への助成
- オ. 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策
- カ. 古墳、遺跡等の点検整備

## 7 道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、人や物を輸送するだけでなく、火災の延焼防止や災害時の避難、緊急物資の輸送ルート等多様な機能を有している。このため、各道路管理者は道路の整備、橋梁の架け替え、補修等を推進する。

## 8 ライフライン施設の整備

上下水道施設、電気、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。市は、上下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。



## 第4節 風水害予防計画

### 1 基本方針

風水害に対して、危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐために、消防団等の協力によって、予想される危険区域を巡視する。

特に、豪雨による水害の予防を重点項目とする。最近では、短時間に集中的に大雨を降らせるゲリラ豪雨等による被害が多く発生し、気候変動による影響を踏まえた新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川の整備等流域治水の対策を国・県・筑後川流域治水協議会と連携して推進するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、市民への広報啓発活動等のソフト対策の確立を目指す。

また平常時より堰、堤防、排水施設等について維持管理を徹底して行い、豪雨時の災害を未然に防止する。

### 2 治水対策

市、消防団及び消防本部は、国、県等と協力して昭和28年6月洪水（概ね150年に1回の確率で起こる洪水）やそれを越えるような降雨によって、河川の堤防が決壊しても、壊滅的被害を回避するように氾濫水抑制対策と警報・避難への対策を実施する。

#### (1) 氾濫水抑制対策

破堤による浸水被害を防止するため、大洪水に対する越水や浸透に対する耐久性の強い堤防を整備するよう国・県に働きかける。

#### (2) 避難への対応（避難地・避難所の整備）

市が指定した避難所においては、迅速に避難活動が行えるように環境を整備しておく。

### 3 流域内河川、用水路等治水対策

市は、中小河川について、概ね10年～50年に1回の確率で起こる氾濫による浸水を解消するため、河川改修と流域対策が一体となった治水対策を実施する。

#### (1) 浸水対策

中小河川の流域を対象とした総合的な浸水対策を検討し、効果的に浸水対策を進めることで、浸水被害の早期軽減に努める。

## (2) 河川改修

護岸の改修や排水路の改良等によって、市内の治水機能を強化する。

## (3) 農業用水路の点検

農業用水路を軽視すると思わぬ大災害を招くことがあることにより、水路等それらに関連する工作物を管理する団体等は、災害時における点検と適切な予防措置を講じ、未然に災害を防止する努力を行う。また市はそれに対し助言を行う。

## 4 水防機材等の整備点検

水防活動に必要な資機材を水防倉庫に備蓄し、災害時にすぐに活用できるよう、常に整備点検しておく。

## 5 道路または橋梁の維持補修

水害に備え、道路、橋梁のパトロールを強化し、次の事項を実施する。

### (1) 市道の整備

水防活動や避難活動等が迅速に行えるよう、市道等の整備に努める。

### (2) 毎出水期前に次の事業を実施するように努める。

- ア. 側溝をさらい、水切りを良くし、横断、勾配の整正等路側の整備
- イ. 法面の土砂崩れ、侵食等が起こらないように注意するとともに切取法面の浮石等、落石の恐れのあるもの、または覆いかぶさっている樹木類の除去
- ウ. 水抜き、暗渠等の吐口が閉塞しないよう土砂等をさらうとともに流木・塵芥等による閉塞防止措置。河川沿いの道路の路側、石積の抜け石の補修及び基礎洗堀の防止（根固めまたは水制工の施工）
- エ. 橋梁、塵徐杭の補修及び塵芥の除去
- オ. 橋台、石積の洗堀箇所の補強（根固施工）

### (3) 地元消防団による警戒の実施

災害が発生する恐れがあるときは、地元消防団により危険地域の警戒を実施する。

## 6 二次災害対策

危険箇所を指定し雨期、台風シーズン前には消防団、自主防災組織等により監視・調査を強め、自然災害の恐れがある場合、市は地域市民への避難情報発令等を行う。

## 第5節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

### 1 基本方針

国土交通省九州地方整備局により水防法第14条に基づき、筑後川、巨瀬川及び隈上川における浸水想定区域が指定されている。市は、浸水想定区域において円滑かつ迅速な避難行動が取れるよう、情報伝達手段の整備を図るとともに、洪水ハザードマップの配布による浸水想定区域等の周知に努める。

### 2 避難の確保を図るための措置

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 洪水予警報等の伝達

市は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等を活用して、避難情報等の伝達を行う。

なお、洪水予警報の具体的伝達方法については、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第3節 予警報等の伝達計画」(P92)に定めるところによる。

#### (2) 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施する。

なお、具体的な措置については、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第8節 避難計画と住民がとるべき行動」(P104)に定めるところによる。

#### (3) 災害時要配慮者施設利用者の避難の確保

市内の浸水想定区域内にある災害時要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、当該施設に対する洪水予報の伝達方法について、施設管理者とあらかじめ協議しておく。

#### (4) 洪水ハザードマップの作成

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置における事項を市民等に周知するため、水防法第15条第3項の規定に基づき、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民に配布する。

## 第6節 崖崩れ・土石流・地滑り・ため池災害等予防計画

### 1 基本方針

市南部は、山地や丘陵が多いという地形・地質的な要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、民家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性がある。想定される災害としては最も注意の必要な災害である。

今後も市で発生が予想される危険性の高い「崖崩れ」「土石流」「地滑り」「ため池」に対する防止対策、特に、尾根部からの崩落等による土石流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取り組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進していく。

また、市民におかれた環境を知らせるため、防災ハザードマップ等を作成配布し、市の災害危険箇所の周知と啓発を図る。また、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域市民へ提供できるようにする。

### 2 崖崩れ防止対策

崖崩れは、地質・地形・気象等の関係により山腹に亀裂が発生し地下水が噴き出すようなところで急傾斜地の崩壊が予想されるので、危険箇所を調査し以下の対策を講ずる。

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、土砂災害の危険箇所のうち「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

#### (2) 行為の制限

県及び市は、急傾斜地崩壊危険区域内において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を規制し、がけ地を保全するとともに、住居用建築物については、建築基準法に基づき建築制限を行う。また、移転を必要とし、かつ移転可能な住居用建物について、移転推進の支援を行う。

#### (3) 避難体制等の整備

市は、県が指定した急傾斜地崩壊危険箇所の区域の住民を安全に避難誘導するために、次の措置を講ずる。

##### ア. 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所を掲載するとともに、住民及び関係機関に危険箇所を示したハザードマップを配布し周知を図る。

##### イ. 自主防災組織の育成

災害情報の収集・伝達、避難等が自主的に行えるよう自主防災組織を育成する。

ウ. パトロールの実施

消防団と連携して、大雨が予想される場合は防災パトロールを実施する。

エ. 伝達体制の整備

危険地区の住民に気象予警報や避難等の情報が伝達できるような体制を整備する。

(4) 急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高い区域及び地区住民の協力が得られる区域から順次施工する。

### 3 土石流防止対策

市は、危険渓流における砂防えん堤の有無、保全対象及び砂防事業の必要性等を考慮し、県と連携して順次砂防事業を実施するとともに、以下の対策を講じる。

(1) 避難体制等の整備

市は、土石流の危険がある地区の住民を安全に避難誘導するために、地域防災計画に土石流危険渓流及び土石流危険区域を掲載するとともに、住民及び関係機関に危険箇所を示したハザードマップを配布し周知を図る。

(2) 情報収集、伝達体制の整備

市は、住民への情報伝達や危険情報等の収集を行うため、次の措置を講ずる。

ア. 危険地区の住民に気象予警報や避難等の情報が伝達できるよう手段・体制を整備する。

イ. 防災パトロール実行者による情報収集・伝達体制を整備する。

(3) 防災知識の普及

市は、危険地区の住民に対し防災知識の普及を図るとともに、梅雨期・台風期の前や土砂災害防止月間等において、以下のような土石流の防災知識の普及を図る。

ア. 土石流災害の特性

イ. 警戒避難すべき土石流の前兆現象

ウ. 災害時の心得

(4) 砂防事業の実施

県は、危険渓流等に対し砂防事業を実施する。

## 4 地滑り防止対策

地滑りは、降雨などにより地下水が上昇し、斜面の一部若しくは、全部がゆっくりと落ちる現象である。非常に広い範囲にわたって大きな被害をもたらすため、以下の対策を講ずる。

### (1) 行為の制限

県は、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、助長し、もしくは誘発する原因となる行為に対し、地すべり等防止法第 18 条に基づき、行為の制限を行う。

### (2) 地すべり防止工事

市は、県が実施する地すべり対策事業に協力する。

### (3) 避難体制等の整備

市は、ハザードマップにより関係住民に地すべり危険箇所を周知するとともに、危険地区における避難体制の整備を図る。

## 5 崩壊地予防対策

山腹崩壊地または荒廃溪流において、土砂を流出し、下流の農耕地・家屋・その他の施設に被害を及ぼす箇所に対しては崩壊地を復旧するとともに、溪流には堰堤等を施して災害を予防する。

## 6 ため池対策

ため池は、豪雨や地震などの災害時に決壊した場合、下流域の住宅等に甚大な被害をもたらすため、以下の対策を講ずる。

### (1) ため池施設整備の実施方針

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農林水産省が行う「農業用ため池一斉点検」の結果を 1 つの目安とし、その他の状況等を総合的に勘案して、農業用ため池の整備等に当たっては、市が実施した点検結果に基づいて、老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に整備等を行う。

### (2) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

ため池の管理者である市及び水利組合等は、県と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。

また、ため池に関するハザードマップ等を作成し、住民等への周知に努める。

※資料編参照 【資料F\_1～3 防災重点ため池】(資 53)

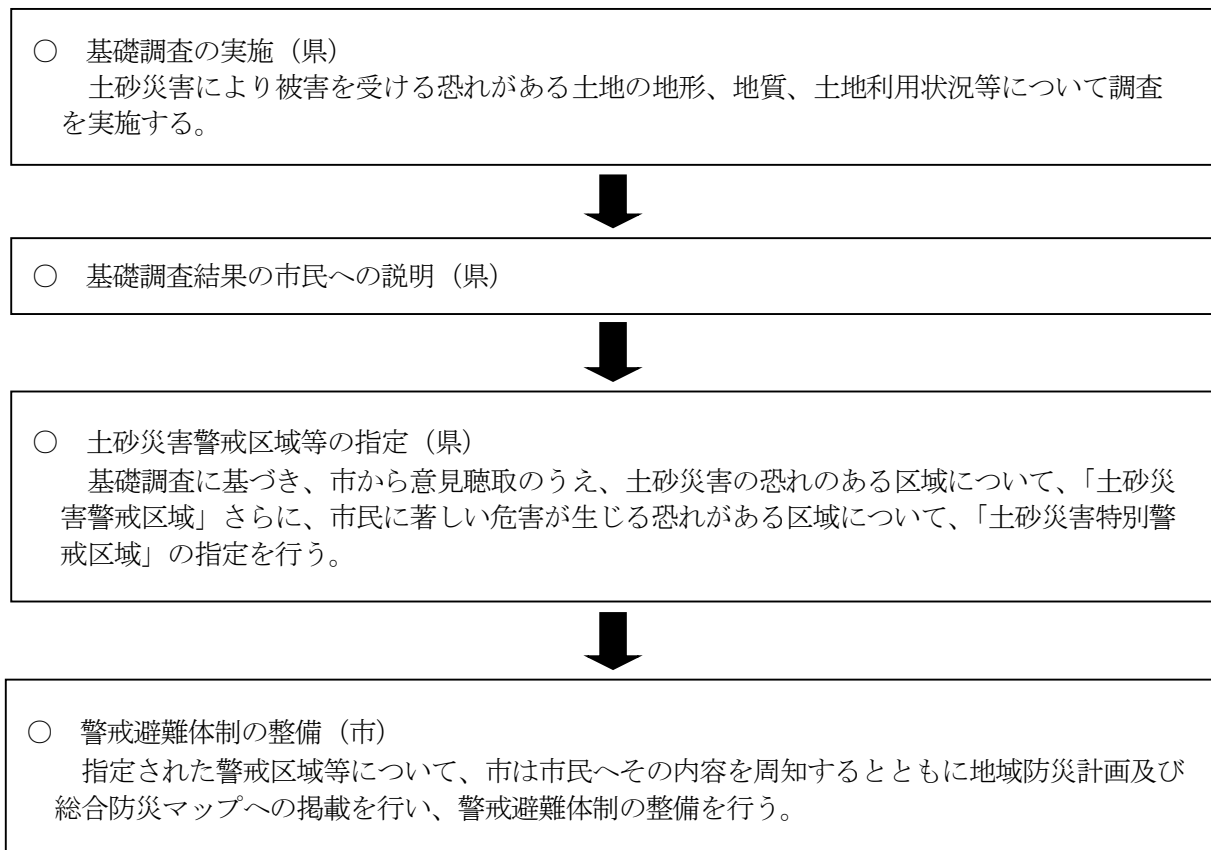
## 7 保安林対策

保安林は、山間地における土砂の流失・崩壊の防備及び水源涵養に果たす役割は非常に大きい。保安林を必要に応じて伐採した場合は、その跡地について植栽を奨励する等保安林の整備を進める。

## 8 土砂災害防止法の措置

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行され、同法においては、土砂災害（崖崩れ・土石流・地滑りの3現象）から市民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生する恐れがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行う。

### 土砂災害防止法の推進



## 第7節 土砂災害の警戒避難体制の整備

### 1 基本方針

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第6条に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域は、必要な警戒避難体制を整備しなければならない。（同法第7条）

市域の半数を山間地等が占めていることから、土砂災害（崖崩れ・土石流・地滑り）の危険箇所が数多くあるため、警戒避難体制の整備を図る。

### 2 情報の収集及び伝達体制の整備

市は、豪雨時において、雨量情報、土砂災害警戒情報等の情報収集とともに、市民等からの土砂災害の前兆現象や近隣の災害発生情報に関する情報の収集に努めるとともに、防災行政無線、緊急速報メール等により、土砂災害発生の危険情報を市民に伝達する。

なお、具体的伝達方法については、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第3節 予警報等の伝達計画」（P92）に定めるところによる。

### 3 避難計画

土砂災害警戒情報が発表された時は、防災行政無線等により市民へ警戒と個々の危険判断に基づく自主避難を呼びかけるとともに、雨が降り続き危険が切迫していると判断される場合は、危険地域に対し避難指示を行う。状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したときや災害が発生したときは、緊急安全確保の発令を行う。

なお、具体的避難計画については、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第8節 避難計画と住民がとるべき行動」（P104）に定めるところによる。

### 4 災害時要配慮者への支援

土砂災害警戒情報が発表された時は、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者施設について伝達するとともに、在宅の災害時要配慮者については、避難の支援を行う。

市は、福祉避難所開設を要請し、災害時要援護者避難支援プランに基づき災害時要配慮者へ支援を行う。



## 5 防災意識の向上

土砂災害危険地域に居住する市民に、土砂災害の危険性を認識させ、十分な警戒と災害時の避難経路、避難場所、避難方法等を日頃から体得させるため、市は防災訓練や市民説明会等を実施する。また、総合防災マップを作成し、市民に配布する。

※土砂災害警戒情報：大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、県と福岡管区気象台が共同して市町村単位で発表するもので、市町村長が避難情報を発令する際の判断や、市民の自主避難の参考となる防災情報。

※資料編参照 【資料 C-2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況】(資 34)  
【資料 C-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】(資 40)

## 第8節 地震に対する災害予防計画

### 1 基本方針

地震を事前に予知することや災害の発生を完全に防ぐことは、現段階では不可能であるが、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。加えて地震が発生した場合直ちに応急措置が行えるように予防措置等を講じておく。

### 2 地震発生時における心構えの周知

市民が地震時に心得ておくべき注意事項を、地震発生時はもちろん、常時機会をとらえて周知し、市民自らの確かな応急措置の実施と被害の拡大防止が図られるよう必要なことを定めておく。

その心得としては、次のようなことが考えられる。

#### (1) 共助

- ア. 近隣者の協力の必要性
- イ. 事前準備（応急消火用具等）

#### (2) 平素の心得

- ア. 火気使用器具の安全性の確保
- イ. 危険物の点検、整理
- ウ. 応急消火用具の用意
- エ. 落下物の防止
- オ. 非常持ち出しの確認整理
- カ. 応急用救助器具の準備
- キ. 2～3日分の食糧、飲料水の備蓄

#### (3) 地震時の処理

- ア. 手早く火の始末を行う
- イ. 危険物品の取扱い中の始末を行う
- ウ. あわてずに行動する
- エ. 家具物件を道路に搬出しない
- オ. 携行品、避難先等を確認し避難する

(4) 正しい情報

- ア. 公共機関からの情報に注意する

### 3 重点震災予防対策

市における震災対策のうち、重点的に取り組む対策は以下とする。

(1) 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

- ア. 防災拠点となる公共施設の耐震化の推進

(2) 市民等の自主防災力の向上

- ア. 総合防災マップの作成及び発災対応型防災訓練の実施
- イ. NTT災害用伝言ダイヤル「171」の周知
- ウ. 緊急速報メールの活用推進
- エ. 県の「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「防災メール・まもるくん」の活用推進
- オ. 自主防災組織の整備及び育成強化

(3) 市の防災力の向上

- ア. 市災対本部の充実
- イ. 各種協定の締結
- ウ. Jアラートの活用
- エ. 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の運営管理の充実
- オ. 防災行政無線設置の徹底
- カ. 応急危険度判定体制の整備
- キ. 図上シミュレーション訓練の実施

### 4 避難の措置及び避難地等の整備

市民が安心して避難できる安全な場所を設定し、関係市民にその場所を周知徹底させておく。また避難の指示、誘導が迅速かつ的確に行われるよう、防災行政無線、広報車等により伝達の徹底を図る。

市は、震災時に市民を安全に避難させるため、次の事項に留意して指定緊急避難場所を選定・整備し、市民に周知する。

#### (1) 指定緊急避難場所等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、指定緊急避難場所は非焼失地域内で選定する。要避難地域、非焼失地域、指定緊急避難場所及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

##### ア. 要避難地域

(ア) 木造建物の建ぺい率がおおむね10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、市民が組織的、計画的に避難する必要がある地域。

(イ) 浸水、山崩れ及び地滑り等の被害が生ずる恐れがある地域。

##### イ. 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

##### ウ. 指定緊急避難場所

(ア) 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

(イ) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されている。

### 5 二次災害防止体制の整備

#### (1) 消防水利の強化

ア. 市は、地震による火災に備え、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ. 市は、消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

#### (2) 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

#### (3) 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における被害を最小限に抑えるため、県内市町村、消防組合と「福岡県消防相互応援協定」を締結している。市は、災害発生時における相互の消防活動に万全を期するため、応援体制の強化に努める。

#### (4) 消防機関の一般家庭に対する啓発

消防機関は一般家庭に対し地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

## 6 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

### (1) 建築物応急危険度判定体制の整備

市は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を検討する。

### (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を検討する。

### (3) 避難場所の指定

市において、地震が発生し、家屋の倒壊・損壊等の被害が生じた場合、市民の生命・身体の安全を確保するため、地震・風水害等災害の種別、地域特性等を考慮して避難場所を指定し、防災行政無線等を通じて市民への周知徹底を図る。

## 第9節 大火災に対する災害予防計画

### 1 基本方針

火災の予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待し得るものである。特に大火は、市民の火災予防対策の意識の向上並びに初期消火の協力体制の確立により被害の軽減を図る。

### 2 消防機関の警戒措置体制の確保

#### (1) 警戒出動のための要員出動または伝達方法

火災警報等が発令され出動を要する場合には、直ちに要員が確保できるようにあらかじめ責任者を指名しておく。消防団の出動伝達体制は以下による。

#### 出動伝達体制



#### (2) 点検計画

各消防団は、各担当地区に直ちに出勤し活動できるように消防施設（消防車等）の点検整備を図る。

- ア．通常点検（毎月2回行う）
- イ．随時点検（必要に応じ訓練時等に適宜実施）

#### (3) 訓練計画

消防機関は火災の形態・状況に応じた以下に示す訓練を行う。

- ア．山林火災訓練
- イ．一般火災訓練
- ウ．その他訓練

### 3 火災の予防

消防本部及び消防団は、火災を予防するため次の対策を実施する。

#### (1) 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

(2) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物にかかる消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、確認時に、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度を活用する。

(4) 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。また、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(6) 火災予防運動の推進

毎月9日を「防火の日」として定め、次のような火災予防運動を推進する。

ア. 春秋火災予防運動の普及啓発

イ. 報道機関による防火思想の普及

ウ. 講習会、講演会等による一般啓発

エ. 女性防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

オ. 防火の日及び火災予防週間中の防火標章着用等による広報活動

(7) 消防設備の普及・整備

市内の事業所等から「消防用設備等点検結果報告書」が提出される際に、避難経路の確保及び消防施設の審査・指導を行う。

(8) 住宅防火設備の設置普及・促進

一般住宅へ、安全装置機能付の暖房器具、調理器具の普及・推進及び住宅用火災警報器の設置促進・設置指導を行う。また、既に設置されている住宅へ維持管理の指導を行い継続した設置指導を行う。

(9) 防火指導の普及

事業所や地域において、防火指導として消火器の使用方法や避難・通報要領などの指導を行う。

## 4 林野火災の防止

(1) 監視体制等の強化

市及び消防本部は、林野火災の発生の恐れがあるときは、監視等を強化するとともに、次の対策を実施する。

ア. 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。地区住民及び入山者への火災警報の周知は、広報車による巡回、防災行政無線等により行う。

イ. 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づき時期、許可条件等について十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町に近接する場合は、関係市町に通知する。

ウ. たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないよう指導する。また、火災予防条例等に基づき、期限を定め一定区域内のたき火、喫煙等を制限する。

(2) 予防施設、資機材の整備

市及び消防本部、関係機関は、消火施設、消防資機材等を整備する。

ア. 消火施設の整備

貯水槽の設置や自然水利の活用を検討する。

イ. 消火資機材の整備

林野火災の消火作業で使用する可搬ポンプ、送水装置、チェーンソー等の資機材を整備する。

(3) 消防体制の整備

消防本部及び消防団は、関係機関と連携して、消防体制の確立や防火の広報を行う。

ア. 消防組織体制の整備

林野火災に対する消防体制を確立する。



## イ. 防火広報

林野火災の発生期に、重点的に次の広報活動を実施する。

- ・ ポスター、表示板等

## 5 地震時の火災予防

地震発生時において最も被害を大きくするものが火災の発生及び延焼である。

これらを防ぐため、第一に火災の発生を抑え、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことによって被害の軽減を図っていくことが重要となるため、次のような対策を実施する。

### (1) 出火防止措置

#### ア. 一般家庭に対する防火指導

- (ア) ガスコンロ等の一般火気器具からの出火、特に油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (イ) 消火器、住宅用火災警報器等の設置推進ならびにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- (ウ) 家庭用燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (エ) 防火ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、防火ビデオ等の使用等による講演その他火災予防期間中の防災行政無線や消防車による広報等を通じて火災予防の徹底を図る。

#### イ. 事業所に対する防火指導

- (ア) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法及び火気管理の徹底を図る。
- (イ) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (ウ) 自衛消防の育成指導を図る。
- (エ) 旅館、複数の業種が混在する店舗やコンビニエンスストア等の不特定多数の者が出入りする施設並びに災害時要配慮者入所施設等においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (オ) 化学薬品を保有する学校、会社等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

### (2) 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するには、消防機関だけでなく、市民や自主防災組織による初期消火が必要となる。そこで次のような初期消火の指導に努める。

- ア. 各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- イ. 自主防災組織、行政区に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- ウ. パンフレット等により消火方法・知識の普及を図る。

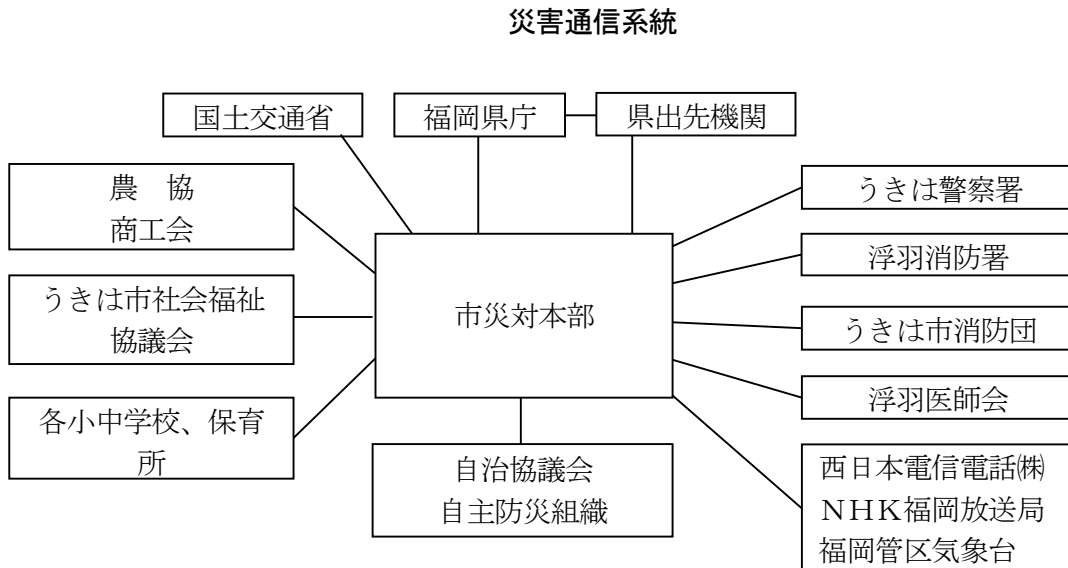
## 第10節 災害通信整備計画

### 1 基本方針

市及び防災関係機関は災害に備え、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための通信体制の整備に努める。また、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を図る。

### 2 災害通信系統図の作成

市が行う災害通信連絡が迅速かつ的確に行われるように、各地区への連絡、公共機関、公共団体への連絡、その他防災上重要な施設ならびに県等の一般機関へ連絡するための通信系統図を作成する。



※資料編参照 【資料 B-1 災害通信連絡先名簿】(資 27)

### 3 通信手段の確保

#### (1) 防災行政無線

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線等の有効活用を図る。

ア. 市民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の有効活用を図る。

イ. 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の有効活用を図る。

## (2) 災害時優先電話

災害時優先電話についてはN T Tとの手続きが完了しており、災害時に有効活用する。

## 4 無線通信施設の整備

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、特に共通波の使用に際しては、電波の混信をさせないための通信統制を行う。

## 5 無線従事者の確保

大規模な災害が発生した場合に、通信機能を有効に活用できるように、平常時から市職員の教育・育成を積極的に推進する。

## 6 その他の通信設備

情報通信技術の高度化に伴い、パソコン通信による情報交換やインターネットによる情報発信、緊急速報メール、県の「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「防災メール・まもるくん」等の活用を推進する。

## 第11節 防災知識の普及

### 1 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するため市及び消防関係機関等は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動を取ること及び、早期避難の重要性を周知するとともに、市民や小中学生に対して、災害時の被害想定やその危険性を示し、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図り、市職員に対しては、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため防災教育を行う。また、過去に発生した災害被害などについても周知を図る。

市及び消防関係機関等は、単独または共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを持ち、防災に関する事項について以下のとおり知識の普及を推進する。

### 2 防災知識の普及

#### (1) 市民に対する啓発

市、自治協議会、自主防災組織及び防災関係機関は、市民に対し、災害時の被害想定結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時に市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、適切な避難行動が取れるよう、災害及び防災に関する以下事項についての知識普及・啓発を図る。

- ア. 災害に対する一般事項及び、5段階警戒レベルや避難情報発令時、具体的にとるべき行動
- イ. 災害に備えた食糧、飲料水、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備に関する事項
- ウ. 避難所、避難経路、避難対策に関する事項
- エ. 火災予防に関する事項
- オ. 応急手当に関する事項
- カ. 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- キ. 室内外における災害発生時の心得に関する事項
- ク. 災害危険箇所に関する事項
- ケ. 防災訓練、自主防災活動に関する事項
- コ. 過去に発生した災害被害に関する事項

#### (2) 小中学生に対する教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

- ア. 災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等を教材の一部に活用

- イ. 災害時の行動計画
- ウ. 防災訓練の実施
- エ. 防災に関する作文、絵画コンクールあるいは講演会等の参加
- オ. 防災関係団体と連携しての関係行事への参加

(3) 多数を収容する施設における防災知識の普及

病院、老人ホーム、保育所（園）、幼稚園等の災害時要配慮者関連施設や、会社、工場等の事業所で多数の者を収容する施設は、平素から綿密な避難計画を策定し、消防署、消防団等の協力を得て避難訓練を行い、有事に際し混乱しないよう努める。

(4) 市職員に対する教育

地域防災計画が的確、有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底する。

- ア. 防災知識の普及
  - (ア) 災害の基礎知識
  - (イ) 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
  - (ウ) 災害に対する地域の危険性、災害別・地域別危険度
  - (エ) 過去の主な被害事例
- イ. 災害対策に関する事項
  - (ア) 市災对本部の組織、事務分担の徹底
  - (イ) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
  - (ウ) 被害の調査方法及び被害報告要領ならびに連絡方法
  - (エ) その他災害対策に関する事項

### 3 普及の方法

市民に防災知識を普及する方法として、以下の方法で周知を図る。

- (1) 広報誌・パンフレット等
- (2) 総合防災マップ
- (3) 防災行政無線による放送
- (4) 消防車による広報
- (5) ビデオ・映画の上映会、講習会

## 第12節 防災訓練の実施

### 1 基本方針

地域防災計画が、災害時に充分活用され的確に遂行できるように、防災訓練を実施し、関係団体の連携、防災体制の整備、防災思想の普及等を図る。

### 2 総合防災訓練

災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び市民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、総合防災訓練を実施する。

また、実施にあたっては、自治協議会、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域市民等との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に充分配慮する。

訓練事項としては、次のものが挙げられる。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 市災対本部設置
- (3) 被災地偵察
- (4) 避難誘導
- (5) 救出救助
- (6) 医療救護
- (7) 火災消火
- (8) 交通規制
- (9) 救援物資の輸送
- (10) 給水・給食

### 3 図上訓練

市災対本部の設置運営を円滑に行うための職員向けの図上訓練、地域における防災力の向上を図るための市民向けの図上訓練を行う。

### 4 水防訓練

市及び消防本部、消防団は、河川、水路等の氾濫等に対する警戒、水防活動が的確に行えるよう、職員・団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。また、台風及び集中豪雨

ならびにこれらに伴う河川の堤防決壊に備えて、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、市の防災組織及び関係機関と合同して水防に関し必要な訓練を実施する。

## 5 火災訓練

市及び消防本部、消防団は、災害時の火災を想定して、迅速かつ的確に消火活動体制を作り得るために、消火活動、指揮系統の伝達等に関し必要な訓練を実施する。林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域においては、地域の特性に配慮しつつ、迅速かつ的確に消火活動体制を作り得るために、消火活動、指揮系統の伝達等に関し必要な訓練を実施する。

## 6 防災訓練に際しての留意点等

市は防災訓練の実施に際し、以下の点について留意する。

- ・ 市は、積極的に防災訓練を実施するものとし、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮する。
- ・ 市は、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、緊急地震速報・注意報等の発表時や地震発生時の市民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- ・ 訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにする。
- ・ あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行う。
- ・ 参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。
- ・ 訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。
- ・ 訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- ・ 訓練の際には、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。
- ・ 避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、(災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性)も意識するように努める。
- ・ 避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを市民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名する等、避難行動を早期に開始し市民も後に続くような方策を考慮するよう努める。
- ・ 訓練の際には、感染症対策に配慮したうえで、実施するよう努める。

## 7 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地区防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地区防災計画の策定や次回訓練の際に有効に活用する。

## 第13節 自主防災組織の育成

### 1 基本方針

市民等は、大規模災害時に行政による防災の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自治協議会、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。

市は、消防本部と協力し、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域市民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、災害時要配慮者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る等、市民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

### 2 自主防災体制の整備

区毎に自主防災組織として育成することを基本とし、自治協議会はその取りまとめ的な役割を担う。主な組織は、次のとおりである。

#### (1) 自主防災組織

行政区等で地域市民が自主的に組織し、設置するもの。自治協議会はその取りまとめを行う。

#### (2) 公共的団体等の防災組織

女性団体・PTA等その地域で活動している組織または公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

#### (3) その他の防災活動を行っている防災組織

何らかの防災活動を自主的にを行っている組織の防災活動の充実強化を図るもの。

### 3 活動内容

自主防災組織及び自治協議会による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

#### 【平常時の活動内容】

##### (1) 地区防災計画の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ地区防災計画書等に定めておく。

ア．地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。



- イ．地域市民の任務分担に関すること。
- ウ．防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- エ．防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- オ．出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- カ．避難場所、避難道路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資、避難所の開設・管理運営に関すること。
- キ．負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ク．救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- ケ．その他自主的な防災に関すること。

## (2) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、地震等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

## (3) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市と連携をとる。また、災害時要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

### ア．情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域市民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

### イ．出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

### ウ．避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

### エ．救出及び救護の訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

### オ．災害図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。地元市民の立場に立った図上訓練を実施する。

### カ．その他の地域の特性に応じた必要な訓練

#### (4) 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検する。

#### (5) 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、一人ひとりの防災対応行動の敏活、的確化を図る。

#### (6) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

##### ア．自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）が異なる市民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む市民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む市民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地でも安全に共に活動を行えるよう、従業地の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験等を実施し、災害時に従業地の自主防災組織、ひいては居住地での自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

##### イ．自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会においては、自治協議会や行政区等の高齢化や活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

地域社会では、自治協議会や行政区等の地域コミュニティのみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティや、組織内の連携も活発であるコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このようなコミュニティに対しても、安全に共に活動を行えるよう、地域の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験等を実施し、災害時に自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

### 【災害発生時の活動内容】

#### (1) 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

## (2) 情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市への報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

## (3) 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

## (4) 避難の実施

市災対本部長または警察官等の避難情報が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア．避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地 ……………火災、落下物、危険物等

(イ) 山間部、起伏の多いところ…………崖崩れ、地滑り、土石流等

イ．円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

ウ．高齢者、幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な災害時要配慮者に対しては、地域市民の協力のもとに避難させる。

## (5) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

## 4 自主防災組織の育成・指導

### 【市の役割】

市は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 市は行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、様々な場面で女性の意見や声が正しく繁栄されるよう女性の参画の促進に努める。
- (2) 市は県や消防本部等と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- (5) 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要配慮者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか等の日頃の防災活動等を考慮して、自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

## 5 民間防火組織や防災士等防災人材の育成・強化

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。

そのため、市は、地域市民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、消防本部と協力して地域に密着した幼年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。また、地域防災リーダーとなり得る防災士等の防災人材の育成強化にも努める。

## 6 自主防災組織活動の促進

市は、消防団が地域市民により構成される消防機関であることから、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりする等、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市は、消防本部や消防団等と連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図るよう努める。

※ 資料編参照 【資料 A-7 うきは市地域防災力強化事業補助金交付要綱】(資 22)

個人・家庭、地域、自治協議会、自主防災組織等の役割項目例

自主防災 体制	平 常 時	警 戒 ・ 発 災 時
個 人 家 庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各個人の日常生活圏の危険性の認識</li> <li>○ 緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の理解の促進</li> <li>○ 家屋や塀の耐震強化措置</li> <li>○ 家具の転倒落下防止措置</li> <li>○ 出火防止体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検</li> </ul> </li> <li>・住宅用火災警報器の設置</li> <li>・安全な火気使用環境の確保</li> <li>○ 初期消火体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火器具の設置と使用訓練</li> </ul> </li> <li>○ 家具の転倒落下防止措置</li> <li>○ 避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○ 救出用資機材の保管</li> <li>○ 必要な物資の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の自主的収集</li> <li>○ 出火防止</li> <li>○ 初期消火</li> <li>○ 家族の安否確認（電話は使用しない）及び保護</li> </ul>
地 域 自 治 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等災害時要配慮者の安全対策の話し合い</li> <li>○ 近所の災害予防活動</li> <li>○ 救出用資機材の共同管理</li> <li>○ 自主防災組織の取りまとめ</li> <li>○ 連絡体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送</li> <li>○ 地域の出火防止措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の家庭にガス元栓閉栓呼びかけ</li> <li>・高齢者世帯等の出火防止措置</li> </ul> </li> <li>○ 初期消火活動への従事</li> <li>○ 近所の災害時要配慮者の安否確認</li> <li>○ 災害時要配慮者の救出・避難誘導</li> <li>○ 避難所の開設・管理運営</li> </ul>
自 主 防 災 組 織 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭、地域への防災対策の呼びかけと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進）</li> <li>○ 危険箇所の点検・除去</li> <li>○ 避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○ 救出用資機材（防災資機材）の管理</li> <li>○ 防災知識の普及</li> <li>○ 各種防災訓練の実施及び参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出活動（救出協力者を募る。）</li> <li>○ 出火防止措置</li> <li>○ 初期消火活動の応援</li> <li>○ 近所の災害時要配慮者の安否確認</li> <li>○ 災害時要配慮者の救出・避難誘導・搬送</li> <li>○ 避難所の開設・管理運営</li> <li>○ 給食・給水</li> <li>○ 救助物資の分配に関する協力</li> </ul>

## 第14節 応援体制の整備

### 1 基本方針

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備しておく。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

### 2 相互協力体制の整備

福岡県消防相互応援協定体制を締結し体制の整備に努めているが、近隣市町村との協力応援体制についても整備の充実を図る。

### 3 民間との協力体制の整備

災害時には、民間業者や市内団体からの協力が必要となる事態が予想されるので、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、物資の優先的供給等の業務の内容、協力方法についての協定の締結を促進する。

また、協定を締結した場合は必要に応じて内容等の見直しを図る。

### 4 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議し、平常時から連絡体制の強化を図る。

### 5 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び防災関係機関は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。また、市は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実を努める。

※資料編参照 【資料A-4 福岡県消防相互応援協定書】(資12)

## 第15節 避難体制の整備

### 1 基本方針

市は、関係機関と連携して災害から人命の安全を確保するため、避難所の選定を行うとともに避難所設備（文教施設、集会所等の建築物）等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

避難所の選定にあたっては、災害の種類に応じて安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定する。原則として、緊急時の避難場所（指定緊急避難場所）、主たる避難所（指定避難所）及び一時避難所（自主避難所）を指定し、また介護等の必要がある要配慮者が利用できる福祉避難所を選定する。避難所の選定は、夜間の災害発生や、避難の長期化等も考慮して行う。

### 2 避難体制の整備

災害時、避難が必要な場合としては概ね次の事項が想定される。

- (1) 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
- (2) 土砂災害や堤防、溜池の決壊等の危険がある場合
- (3) 住家が被害を受け、居住に危険がある場合
- (4) 二次災害（風倒木による災害）

こうした場合に、市民が適切に避難できるよう、以下の点について避難体制の整備を図っていく。

### 3 避難所・設備整備

#### 避難所等の位置づけ

指定緊急避難場所	異常現象による災害（洪水・崖崩れ・地震・大規模火災等）を対象とする緊急避難場所。災害発生の恐れが少ない区域に立地していて、24時間対応が可能な複数階を有する避難場所がこれにあたる。
指定避難所	住民居住地の主たる避難所で、避難が見込まれる被災者数に対して十分な面積を有し、速やかに被災者を受け入れまたは生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造または設備を有する避難所がこれにあたる。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊婦ら災害時に援護が必要な人たち（要配慮者）に配慮した避難所で耐震やバリアフリーの構造を備えた施設で介助員が配置されている施設がこれにあたる。
自主避難所	自主防災組織等の運営による避難所。避難情報の有無を問わず、住民の判断で利用できる。地元の集会所等がこれにあたる。

※ 資料編参照 【資料D-1 避難所として利用される施設】（資43）

- (1) 避難所の収容機能の他、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設整備
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び自主避難所の市民への周知
- (3) 避難所、福祉避難所の開設・運営管理体制の整備（マニュアル作成等）

#### 4 避難所の基準

- (1) 指定緊急避難場所は、異常現象による災害（洪水・崖崩れ・地震・大規模火災等）に対しそれぞれ災害の特徴に応じて安全な構造であること。
- (2) 指定避難所は、居住地の近辺の主たる避難所で通常はここに避難する。
- (3) 福祉避難所は、高齢者や障がい者、妊婦ら災害時に配慮が必要な人たち（要配慮者）が使用する。
- (4) 自主避難所は、地元集会所等とし、地域の自主防災組織等で管理運営を行うことを原則とする。その他、緊急を要するような場合には、近辺の安全な公共施設等を避難所として適宜使用する。
- (5) 以上の避難所について、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ市民に周知しておく。



## 第16節 備蓄体制の整備

### 1 基本方針

市は、東日本大震災を踏まえ、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それらの供給のための備蓄基本計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に必要な量を備蓄する。

### 2 備蓄物資計画

防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備するよう検討する。

検討する備蓄計画については、以下の内容が考えられる。

- (1) 飲料水・食糧（粉ミルク・アルファ米・乾燥スープ等）
- (2) 生活必需品（哺乳瓶・紙おむつ・生理用品・災害用食器・ボックストイレ・寝具等）
- (3) 医薬品等
- (4) その他（ブルーシート・ハンドメガホン・懐中電灯等）

### 3 段階的な備蓄

#### (1) 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進する他、次の段階的な備蓄を推進する。

- ア 事業所、市民等での備蓄
- イ 流通在庫備蓄（協定の締結による備蓄を含む）

#### (2) 事業所、市民等での備蓄

事業所及び市民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や防災マップ等を通じて市民の備蓄に対する役割を周知する。

### (3) 流通在庫備蓄

ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が困難な被災者に対して速やかに食糧の供給ができるよう、市は公的備蓄に努めるとともに、民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。

イ 市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努める。なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

## 4 備蓄の際の留意点

- (1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備
- (2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結
- (3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄
- (4) 災害時要配慮者に配慮した備蓄
- (5) 集団生活に配慮した備蓄
- (6) 食物アレルギーに配慮した備蓄

## 5 物資の確保

平時より備蓄に努めるが、仕入れ等について災害時に所要量が確保できるよう、関係機関及び供給業者等と協議を行い、必要に応じて協定等の締結を行う。

## 第17節 避難行動要支援者対策

### 1 基本方針

高齢化社会を迎え、高齢者、障がい者、乳幼児及び傷病者等の災害に対応するにあたり配慮を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）は、緊急時に自力で迅速な避難行動をとることが難しく、災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。こうした避難行動要支援者に対する支援については、平常時から消防本部等と協力し、防災対策及び安全確保体制を整備しておく必要がある。

そのため、平成25年災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「うきは市災害時要援護者避難支援プラン」（平成19年12月）に則し、地域毎の避難行動要支援者に関する現状把握を含め、近隣市民をはじめとした地域社会で避難行動要支援者を支援する体制、社会づくりを推進し、災害時における避難行動要支援者の安全確保に努める。

### 2 避難支援に必要な情報の整理

市は、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の分布を把握し、「うきは市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」に基づき現在要援護者を登録した要援護者名簿を、避難行動要支援者名簿への移行整備を推進し、個別支援計画の作成に努める。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、災害時に地域全体で災害時要配慮者の安全を確保する情報伝達、避難・救助等の体制作りを推進する。

### 3 避難行動要支援者個別支援計画の作成及び避難行動要支援者名簿の整備

市は、避難行動要支援者の避難支援のために、避難行動要支援者名簿の充実を図り、登録された避難行動要支援者の避難支援に関する個別支援計画の作成に努める。

#### (1) 避難行動要支援者の登録及び個別支援計画の作成

##### ア. 避難行動要支援者の登録と活用

(ア) 個別支援計画の作成を希望する者は、市に直接または、区長及び民生委員・児童委員を通じて登録申請を行う。

(イ) 市は、区長及び民生委員・児童委員に依頼して、避難行動要支援者へ(1)の登録申請の働きかけを行う。

##### イ. 避難行動要支援者名簿への記載

市は、避難行動要支援者の登録を名簿に記載するとともに「避難行動要支援者名簿」として保管する。

- ウ. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲については、次に掲げる者の内、在宅の者とする。
- (ア) 75歳以上の高齢者で構成される世帯に属する者
  - (イ) 要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
  - (ウ) 身体障害者手帳1級、2級（総合等級）の第1種を所持する者  
但し、心臓、じん臓機能障害のみの該当者は含まない
  - (エ) 療育手帳Aの交付を受けている者
  - (オ) 障害者自立支援法の規定により自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けている者
  - (カ) 前各号以外の登録を希望する者で、登録の申請を行った者

エ. 名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所または居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ. 名簿情報の活用

平常時に、避難行動要支援者本人の同意を得られた場合には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。避難支援等関係者は、行政区長、自主防災組織、自治協議会、民生委員・児童委員、見守り協力員、消防団、消防署、警察署、社会福祉協議会、市役所・その他の支援者等とする。

災害発生時には、避難行動要支援者の避難支援等のため、名簿情報の利用及び他の関係機関への提供を行う。

カ. 名簿情報を提供する場合における配慮

名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 個別支援計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画の作成に努める。

## 4 社会福祉施設、病院等の対策

社会福祉施設・病院等の災害時要配慮者を多数収容する施設においては、災害時の混乱を避けるため、平常時から地域住民、消防本部、消防団等の協力を得ながら避難訓練を行うよう努める。

### (1) 組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時での要配慮者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

### (2) 社会福祉施設、病院等の体制

「要配慮者」が利用する社会福祉施設・病院等の経営者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣市民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

### (3) 危険区域等にある施設の避難体制の整備

#### ア 災害危険区域内の要配慮者利用施設の指定

市は、水防法(第14条第1項)に基づく河川の浸水想定区域内、又は、土砂災害防止法(第7条及び第9条)に基づく「土砂災害(特別)警戒区域」内にある要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時、又は、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。【資料E-2 要配慮者利用施設】(資49)

#### イ 避難確保計画等の作成等

災害危険区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、もしくは変更したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

関係各課は、対象施設の管理者等に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。また、水防法に基づく河川の洪水浸水想定区域内の対象施設の管理者等に対し、自営水防組織の設置を促進する。

#### ウ 情報伝達体制の整備

災害危険区域内の要配慮者利用施設については、以下により情報伝達体制の整備を図る。

- (ア) 防災行政無線、インターネット、防災メール等を活用した気象情報・災害情報の収集
- (イ) 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法の確立
- (ウ) ハザードマップの配布による災害危険情報の周知

## 5 在宅要配慮者対策

### (1) 防災施設設備等の整備

一人暮らしや寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。

### (2) 支援体制の整備

ア. 一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ. 要配慮者自身の災害対応能力及び在宅要配慮者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

## 6 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

### (1) 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

要配慮者及びその家族、老人クラブ、障がい者団体に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

### (2) 外国人に対する防災教育・訓練の実施

地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を検討する。

## 第18節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

### 1 基本方針

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市内の防災関係機関だけでは、十分に対応しきれないことも予想される。このような状況において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、地域団体、NPO・ボランティア等の参加・協力が不可欠であることから、平常時からNPO・ボランティア等及び関係団体との連絡を密にするとともに、受け入れ体制の整備等災害ボランティアの活動環境等の整備に努める。

#### (1) 災害ボランティアの役割と協働

災害時におけるボランティア活動について、その自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮しながら、災害ボランティアと協働して災害対応にあたる。

災害ボランティアに参加・協力を求める活動内容は次のとおりとする。

##### ア. 生活支援に関する業務

- (ア) 避難所運営の補助
- (イ) 炊き出し、食糧等の配布
- (ウ) 救援物資等の仕分け、輸送
- (エ) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (オ) 清掃活動
- (カ) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (キ) 被災者の話し相手・励まし
- (ク) 災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (ケ) その他被災地での軽作業

##### イ. 専門的な知識を要する業務

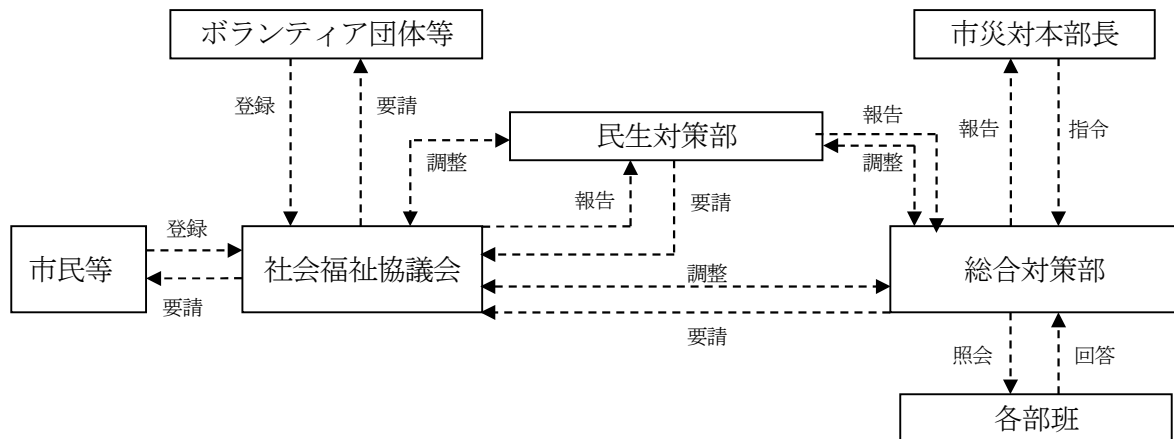
- (ア) 救護所等での医療、看護
- (イ) 被災建築物等の危険度判定
- (ウ) 外国人のための通訳
- (エ) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (オ) 高齢者、障がい者への介護・支援
- (カ) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (キ) 公共土木施設の調査等
- (ク) その他の専門的な技術・知識が必要な業務

### 2 災害ボランティアの受け入れ

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録された災害ボランティアの受け入れはもとより災害時に全国各地から集まる未登録の災害ボランティアについても、窓口を設置し適切な受け入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 災害ボランティアの受け入れ系統



## 3 受け入れ体制

### (1) 市が実施する対策

- ア. 市内行政区、防災関係機関等を通じ被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使い災害ボランティア情報の提供に努める。
- イ. 社会福祉協議会への災害ボランティアの受付窓口の設置運営を要請する。
- ウ. イ以外で専門的技術を要する災害ボランティアの受給調整を行う。

### (2) 社会福祉協議会が実施する対策

市災対本部と連携をとり、災害ボランティアの受付業務を行うとともに、以下の事項について実施する。

- ア. 市民等（個人、団体）の災害ボランティアの受付(登録)窓口
- イ. 市災対本部との連絡調整
- ウ. 災害ボランティアに登録した市民、団体へ活動要請
- エ. 災害ボランティアの受給調整

## 4 活動支援

### (1) 市が実施する対策

市災対本部は、災害ボランティアセンターの活動拠点を確保し、災害ボランティアセンターに活動に必要な資機材等の提供の支援を行う。



## (2) 社会福祉協議会が実施する対策

社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動内容、派遣先、人員等について市災対本部と連絡調整を行うとともに、災害ボランティアの派遣の調整及び災害ボランティア活動に必要な機材・物資の提供等の支援を行う。

## 5 災害ボランティア受け入れ体制の整備

### (1) 災害ボランティア受け入れ団体相互の連絡調整体制の確立

災害時における災害ボランティアの円滑な受け入れ等について検討を行うため、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他ボランティア関係団体等は、相互協力・連絡体制の整備に努める。

### (2) 災害ボランティアセンター運営スタッフ（※）の養成

大規模災害発生時には、災害ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるために多数の運営スタッフが必要になる。

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行う災害ボランティアセンター運営スタッフの養成に努める。

### (3) 災害ボランティア活動拠点の整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他ボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、災害ボランティア活動拠点の整備に努める。

※災害ボランティアセンター運営スタッフ：災害ボランティアセンターにおけるコーディネーターや調整担当者等、センターの運営に関わる人材

## 第3章 風水害応急対策に関する計画

### 第1節 市災対本部

#### 1 基本方針

地域内での大規模災害に対し、「基本法」及び「うきは市災害対策本部条例」により市災対本部を設置する。

#### 2 市災対本部の設置時期及び廃止の時期

市災対本部は、地域内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合、その他市長が必要と認めるとき、災害予防対策及び応急対策を実施するために設置する。

廃止の時期は、市長の判断に基づき予想された災害の危機が解消されたと認められたとき、また災害発生後における応急処置が完了したと認められるときに本部廃止がなされる。

#### 3 市災対本部の組織機構及び運営

##### (1) 本部組織

本部の組織は、「(3) 市災対本部組織」のとおりとする。ただし、災害の状況に応じて必要な部のみを設置することができる。なお、市長が不在、または事故があった場合の指揮順位は、副市長、教育長、市長公室長とする。

- ア. 市災対本部長は市長をもってあて、市災対本部長の職務を補佐するために市災対副本部長をおき市災対副本部長には副市長、教育長をもってあてる。
- イ. 市災対本部長の下に市災対本部会議を置く。市災対本部会議は市長（市災対本部長）、副市長（市災対副本部長）、教育長（市災対副本部長）、市長公室長、浮羽消防署長、消防団長、各課長、女性職員の代表者、及び市災対本部長が認める者をもって構成し、災害応急対策の実施、その他の防災に関する重要な事項について協議する。
- ウ. 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長、及び班員をおき、必要に応じ副部長、副班長をおく。

##### (2) 市災対本部会議

市災対本部会議は、災害対策の重要な事項について協議する。

##### ア. 市災対本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止について
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針について
- (ウ) 県、自衛隊、防災関係機関及び他市町村等に対する応援の要請について

(エ) その他災害対策の重要な事項について

イ. 市災対本部会議の招集について

市災対本部会議は、市災対本部長が召集する。

ウ. 市災対本部会議の運営

(ア) 市災対本部長は、市災対本部会議の議長となる。

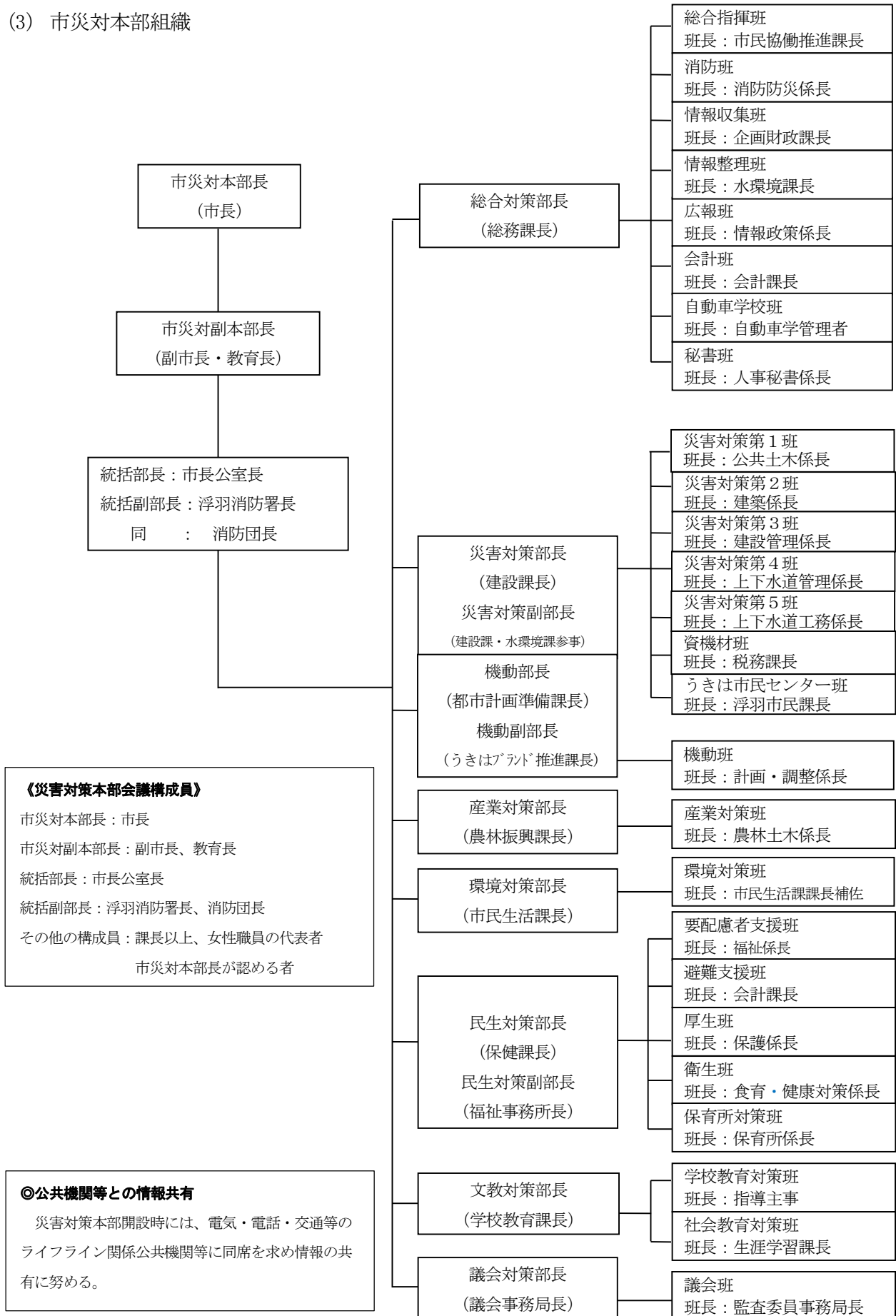
(イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ウ) 本部員は、必要に応じ、所要の職員を伴って会議に出席することができる。

(エ) 本部員において会議を招集する必要があると認めるときは、統括部長（市長公室長）にその旨を申し出なければならない。

(オ) 市災対本部会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項については、総合対策部長は、速やかに周知の手続きをとらなければならない。

(3) 市災対本部組織



**《災害対策本部会議構成員》**  
 市災対本部長：市長  
 市災対副本部長：副市長、教育長  
 統括部長：市長公室長  
 統括副部長：浮羽消防署長、消防団長  
 その他の構成員：課長以上、女性職員の代表者  
 市災対本部長が認める者

**◎公共機関等との情報共有**  
 災害対策本部開設時には、電気・電話・交通等のライフライン関係公共機関等に同席を求め情報の共有に努める。

(4) 各対策部、班の任務分担

部名	班名	事務分掌
総合対策部	総合指揮班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①各部との連絡調整に関する事            ②災害対策の指揮、総括に関する事            ③市災对本部の設置または廃止に関する事            ④市災对本部会議に関する事            ⑤関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関する事            ⑥職員の動員に関する事            ⑦災害状況の資料及び公文書作成に関する事            ⑧車両の配車計画に関する事(職員からの車の借上げを含む)            ※ 災害対策推進室と連携し応急対策の調整</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①国、県及び関係機関への連絡調整、報告に関する事</p>
	消防班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①消防団の動員、活動に関する事            ②消防団の土のう作成に関する事(災害対策班と連携)            ③防災関係機関との連絡調整に関する事            ④国、県との連絡調整、報告に関する事            ※ 災害対策推進室と連携し応急対策の調整</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①消防団の動員、活動に関する事            ②消防団の活動記録に関する事            ③国、県との連絡調整、報告に関する事</p>
	情報収集班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①市民からの電話応対に関する事            ②被害の情報収集に関する事            ③気象情報の収集伝達に関する事            ※ 財政課の班長、副班長以外の男性職員は、機動班で活動</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①市民からの電話応対に関する事</p>
	情報整理班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①収集情報の整理伝達に関する事(道路通行止め・電気・水道等の寸断状況を含む。)            ②被害の発生・対応状況の記録に関する事</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①収集情報の整理に関する事            ②被害の発生・対応状況の整理に関する事</p>

部名	班名	事務分掌
総合対策部	広報班	<b>【発災直後】</b> ①市民への災害広報に関すること（防災行政無線・緊急速報メール等による） ②マスコミ対応に関すること（来庁マスコミの一時対応） <b>【災害後】</b> ①災害広報に関すること
	会計班	<b>【発災直後】</b> ※ 避難支援班にあたる <b>【災害後】</b> ①災害対策資金の出納に関すること ②義援金の受付、保管及び出納に関すること
	自動車学校班	<b>【発災直後】</b> ①自動車学校生徒の避難に関すること ②自動車学校の運営に関すること ③自動車学校施設の災害対策に関すること <b>【災害後】</b> ①自動車学校施設の被害調査、復旧に関すること
	秘書班	<b>【発災直後】</b> ①市災对本部長、市災対副本部長の秘書に関すること <b>【災害後】</b> ①市長、市議会議長名の要望書の作成に関すること ②県、国等の災害視察対応に関すること
災害対策部	災害対策班	<b>【発災直後】</b> ①避難支援班の調達する食糧、物資等の避難所への搬送に関すること（避難支援班・機動班と連携） ②土のう作成及び搬送に関すること（消防班・機動班と連携） ③被災者の救出、避難に関すること（機動班と連携） ④被災地の調査及び情報収集に関すること ⑤迂回路に関すること ⑥災害箇所の応急対策に関すること ⑦公共施設の災害対策に関すること ⑧土建業等関係業者に対する応援要請に関すること（機動班と連携） ⑨土建業等関係業者と調整し災害箇所の応急対策に関すること（機動班と連携） <b>【災害後】</b> ①公共土木施設の被害調査、応急対策に関すること（災害対策推進室と連携） ②公共建築物の被害調査、応急対策に関すること（災害対策推進室と連携） ③土建業者と調整し被災地の応急復旧に関すること（災害対策推進室と連携）
	資機材班	<b>【発災直後】</b> ①防災倉庫保管資機材の供出に関すること（倉庫に職員配置） ②防災資機材（土のうを除く）調達に関すること ③備蓄物資の供給に関すること <b>【災害後】</b> ①被害状況の調査に関すること（福祉事務所と連携） ②罹災証明書（個人）の発行に関すること

部名	班名	事務分掌
災害対策部	うきは市民センター班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①入館者等の避難に関すること  ②うきは市民センター保管の防災資機材の搬出に関すること  ③浮羽町管内の被害の情報収集、連絡に関すること  ④避難所開設の応援に関すること（避難支援班の指示で避難所担当職員を配置）</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①災害による塵芥、瓦礫、廃棄物等の収集、処理に関すること（環境対策班・機動班と連携）  ②うきは市民センターの被害調査に関すること</p>
機動部	機動班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①災害状況に応じて班編成を行い臨機に災害対応  ※ 人的余裕のある課より職員を招集し、災害状況により遊軍的活動を行う  ※ 災害対策推進室は、総合指揮班と連携し「うきは市地域維持型建設企業体」による応急対策の調整を行う</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①必要な期間、遊軍的活動を行う</p>
産業対策部	産業対策班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>※ 機動部として活動する</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①農作物及び農業用施設の被害対策及び被害調査に関すること  ②畜産及び畜産施設の被害対策及び被害調査に関すること  ③山林被害の調査に関すること  ④被災農家の営農指導に関すること  ⑤罹災証明書（事業所）発行に関すること</p>
環境対策部	環境対策班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①災害による塵芥、瓦礫等の処理場の準備に関すること  ②防疫用薬品、機材の準備に関すること（衛生班と連携）</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①災害による塵芥、瓦礫、廃棄物等の収集、処理に関すること（機動班・うきは市民センター班と連携）  ②被災地の防疫活動に関すること（衛生班と連携）</p>
民生対策部	要配慮者支援班	<p><b>【発災直後】</b></p> <p>①災害時要配慮者の安否確認、支援に関すること  要配慮者……福祉係 うち高齢者……介護高齢者支援係</p> <p><b>【災害後】</b></p> <p>①災害時要配慮者の支援に関すること  ②被害状況調査に関すること（税務課と連携）  ③社協と調整し災害ボランティアの受け入れ等に関すること  ④災害見舞金及び被災者支援に関すること  ⑤被災者の住居の確保に関すること</p>

部 名	班 名	事 務 分 掌
民 生 対 策 部	避 難 支 援 班	<b>【発災直後】</b> ①避難所の開設、運営に関する事（避難所配置の職員は各部より人選） ②避難所の避難者のための食糧、物資等の調達に関する事 ③避難所の維持・管理に関する事 ④その他避難所における避難者の支援に関する事 ※ 発災前に避難所開設の必要あり <b>【災害後】</b> ①避難所開設の間、継続して避難所支援を行う ②被害状況調査に関する事（税務課と連携）
	厚 生 班	<b>【発災直後】</b> ①被災者の被服、寝具、その他生活必需品の供与に関する事 <b>【災害後】</b> ①被災者の要求の把握に関する事 ②生活必需品の配布等に関する事 ③被害状況調査に関する事（税務課と連携）
	衛 生 班	<b>【発災直後】</b> ①防疫用薬品、機材の確保に関する事（環境対策部と連携） ②被災者の医療・健康に関する事 <b>【災害後】</b> ①医療関係機関と連携しての被災者検診に関する事
	保 育 所 対 策 班	<b>【発災直後】</b> ①園児の避難に関する事 ②災害時の保育所（園）運営に関する事 ③防災対策に関する事 <b>【災害後】</b> ①保育所（園）の被害調査に関する事
文 教 対 策 部	学 校 教 育 対 策 班	<b>【発災直後】</b> ①児童生徒の避難に関する事 ②災害時の学校運営に関する事 ③災害時の応急教育に関する事 ④災害時の学校給食に関する事 ⑤教育施設の災害対策に関する事 ※ 一部職員は機動班として、給食調理員は避難支援班として活動する <b>【災害後】</b> ①教育施設の被害調査に関する事
	社 会 教 育 対 策 班	<b>【発災直後】</b> ①入館者の避難に関する事 ②社会教育施設の災害対策に関する事 ※ 一部若手職員は機動班として活動する <b>【災害後】</b> ①社会教育施設の被害調査に関する事



部名	班名	事務分掌
議会対策部	議会対策班	<b>【発災直後】</b> ①市議会議員との連絡調整に関すること ②市議会議員の災害対策活動に関すること <b>【災害後】</b> ①市議会議員の被災地視察に関すること ②議長名の要望書作成に関すること（秘書班と連携）
久留米広域消防本部 浮羽消防署		①災害に関する情報収集、伝達 ②災害対応に関する調整 ③市災対本部と消防本部間の通信手段の確保
消 防 団		①消防全般に関すること ②被災者の救助に関すること ③水防に関すること

(5) 市災対本部のスペース

市災対本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、るり色ふるさと館に確保する。るり色ふるさと館にも確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	市役所（庁議室）	本部会議及び災害対策会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	市役所（総務課）	情報の集約・分析のためのスペース <b>【配置備品】</b> ・地図 ・ボード ・通報受付専用電話 ・県防災行政無線 ・市防災行政無線 ・災害時優先電話（発信専用）	必ず確保
プレスルーム	市役所・応接室	記者会見を行うためのスペース	状況に応じて確保
応援機関事務室	市役所・入札室 101・102 会議室	自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
市災害ボランティアセンター	うきは市総合福祉センター	災害ボランティアの受入れ及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

## 4 本部ならびに本部職員の標識

災害時において、市災対本部長、市災対副本部長の役職を明確に表示するため、あらかじめ腕章を定める。

※腕章の色：黄色

## 第2節 動員計画

### 1 基本方針

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、市災対本部の組織体制が確立できるように本部職員・消防団員の動員体制、伝達系統及び方法ならびに連絡責任者を具体的に定めておく。全職員は、配備体制に関わりなく気象予報等により注意・警戒が予測される時は、勤務時間外においても常に連絡がとれ、いつでも参集ができるように努め、各課等の所管する応急対策の早期実施及び他課所管事務の応援要請に備える。

### 2 配備基準

非常配備の基準は次のとおりとする。また、災害の発生規模及び特性に応じ、基準により難しいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整える。

### 風水害発生時の配備体制

本部	配備	配備基準		主な活動	配備職員
		気象情報の目安	警戒被害の目安		
	災害対策準備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水・暴風等の警報が発表されたとき。</li> <li>台風が接近し、暴風圏に入る恐れがあるとき。</li> <li>その他、市民協働推進課長が必要と認めるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内量水標の水位が2箇所以上で、水防団待機水位を突破する恐れがあるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集、伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働推進課長</li> <li>消防防災係 (3名以上)</li> </ul>
	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、市長公室長が必要と認めるとき。</li> <li>台風が接近し、暴風圏に入る恐れがあるとき。</li> <li>その他、市長公室長が必要と認めるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内量水標の水位が2箇所以上で、氾濫注意水位を突破する恐れがあるとき。</li> <li>土砂災害危険度情報が合成で赤(警戒)に到達し、継続が見込まれる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集、伝達</li> <li>自主避難対応</li> <li>避難所開設の検討</li> <li>高齢者等避難発令の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長公室長</li> <li>全課長</li> <li>災害対策準備班要員</li> </ul>
災害対策本部	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、市長が必要と認めるとき。</li> <li>台風が接近し、暴風圏に入ったとき。</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li> <li>市内に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内量水標の水位が2箇所以上で氾濫注意水位を突破したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集、伝達</li> <li>自主避難対応</li> <li>避難所開設の検討</li> <li>避難指示の検討</li> <li>広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長、副市長、教育長</li> <li>災害警戒本部要員</li> </ul>
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、市長が必要と認めるとき。</li> <li>台風が接近し、暴風圏に入り被害の発生が予想されるとき。</li> <li>土砂災害警戒情報が発表され被害の発生が予想されるとき。</li> <li>特別警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。</li> <li>市内に記録的短時間大雨情報が発表され、被害の発生が予想されるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内量水標の水位が2箇所以上で避難判断水位を突破したとき。</li> <li>局地的な被害が予想される場合、または被害が発生したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集、伝達</li> <li>自主避難対応</li> <li>避難所開設</li> <li>避難指示の発令</li> <li>応急復旧</li> <li>広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の副班長以上</li> </ul>
	第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水・暴風等の警報が発表され、市長が必要と認めるとき。</li> <li>台風が接近し、暴風圏に入り大規模な被害の発生が予想されるとき。</li> <li>土砂災害警戒情報が発表され大規模な被害の発生が予想されるとき。</li> <li>特別警報が発表され、大規模な被害の発生が予測されるとき。</li> <li>市内に記録的短時間大雨情報が発表され、大規模な被害の発生が予測されるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内量水標の水位が氾濫危険水位を突破する恐れがあるとき。</li> <li>市内全域に被害発生が予想されるとき。</li> <li>大規模な被害が発生したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急対応の全活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> </ul>

### 3 動員の伝達系统及び方法

#### (1) 本部職員に対する伝達

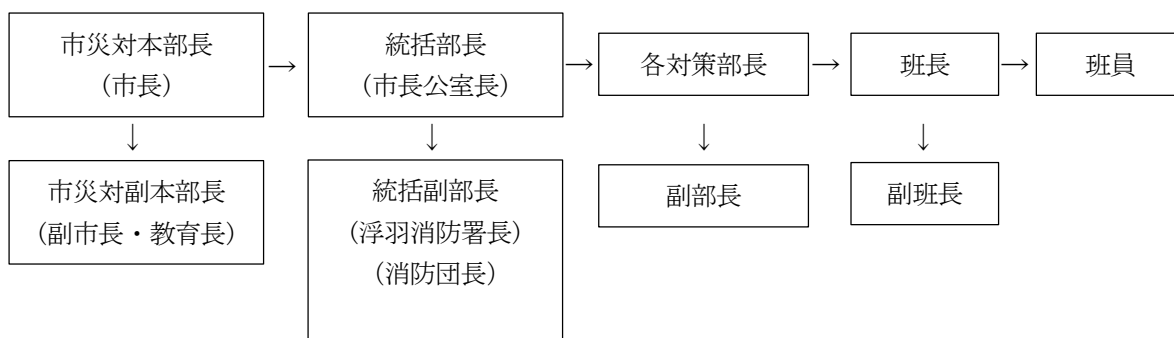
##### ア. 配備体制の伝達

市長は、気象台から災害発生のおそれのある情報または異常現象のおそれのある情報の通報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認めた場合には、市災対本部を設置する。

設置された場合には、市災対本部長の指示により各対策部長に対し庁内放送または電話等により第1非常配備体制、あるいは周囲の状況によっては第2非常配備体制、さらに、緊急事態に備えて第3非常配備体制を指令する。

各対策部長は直ちに所属職員に連絡し指揮監督を行い、情報の収集・伝達・調査・その他応急措置を実施する体制を確立する。

#### 伝達系統



※連絡方法：庁内放送・電話・メール等

##### イ. 休日または退庁後の連絡体制

###### (ア) 退庁後における各職員の連絡方法

各対策部長は、各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるように措置する。

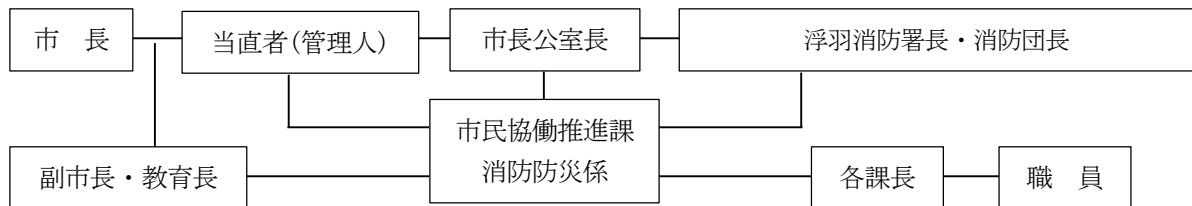
※連絡方法：電話・携帯メール・防災行政無線等

###### (イ) 当直者による非常伝達

勤務時間外において管理人が次に掲げる情報を察知したときは防災担当職員に連絡して、その指示により必要に応じて関係課長に連絡する。

- a. 災害発生の恐れのある気象情報が通報され、または自ら覚知し緊急措置を実施する必要が認められるとき。
- b. 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c. 災害発生の恐れのある異常現象の通報があったとき。

**休日・退庁後の伝達系統**



(2) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外または休日等において、登庁の指示を受けたとき、または災害の発生あるいは災害発生の恐れがある情報を察知したときは、状況により所属の課と連絡のうえ、または自らの判断により登庁する。

(3) 消防団の動員計画

ア. 消防団員の動員については、次のとおりとする。

**配備基準等**

配備区分	配備基準・主な活動・配備団員
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害警戒本部が設置されたとき。</li> <li>○ 情報収集連絡活動を主とし、事態の推移によって直ちに団員を招集し活動できる体制とする。</li> <li>○ 副本部長以上の幹部は本部集合。</li> </ul>
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防本部が設置され第2 非常配備体制がとられたとき。</li> <li>○ 全団員を各分団詰所に招集し、必要により団長指示のもと分団長指揮により防災活動を実施する。</li> <li>○ 副本部長以上は本部、団員は各分団詰所で出動体制。</li> </ul>
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防本部が設置され第3 非常配備体制がとられたとき。</li> <li>○ 全団員を各分団詰所に招集し、必要により団長指示のもと分団長指揮により防災活動を実施する。</li> <li>○ 副本部長以上は本部、団員は各分団詰所で出動体制。</li> </ul>

イ. 消防団の出動

消防団の出動は上記動員計画によるほか、次の場合、市災対本部長は消防団長に連絡のうえ出動を要請し警戒配置につかせる。

(ア) 国土交通大臣または知事が発する水防警報の警戒情報が発せられ、市災対本部長が今後の気象情報等から必要と認めるとき。

(イ) その他、市災対本部長が必要と認めたとき。

#### ウ. 職員の消防団活動への従事

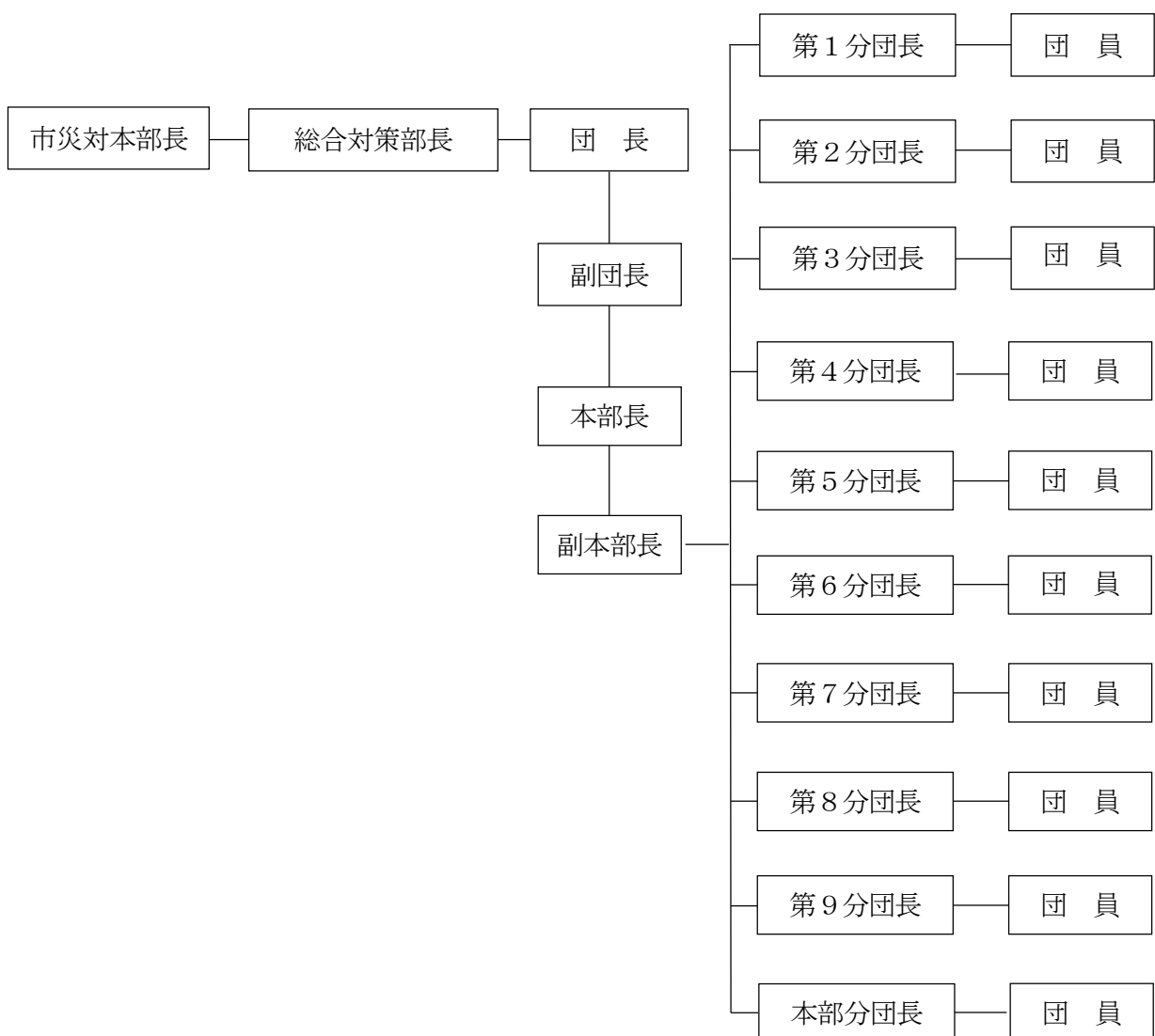
市災対本部長は、職員が消防団員である場合、必要に応じて消防団活動に従事させることができる。

#### (4) 消防団に対する伝達及び出動

##### ア. 消防団の伝達

市長が対策本部を設置した場合、消防団の伝達は情報伝達を担当する総合対策部より次の系統により伝達、出動する。

#### 消防団への伝達経路



#### イ. 応急復旧仕事の始期及び終期

消防団の応急復旧仕事の始期及び終期は、市長あるいは消防団長の指示に基づく。なお、消防団が出動した場合は公務災害補償の関係が生じてくるので、記録をとる。

### 4 各対策部、各班長の動員要請

災害時の状況により部ごとの業務量のアンバランスを生じさせることなく、災害応急対策を総合的に迅速かつ的確に実施させるため、本部長は必要に応じて各対策部の職員を他の対策部に応援させる。

### 5 交代要員の確保

災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行等により交代要員の確保を図ること。

### 第3節 予警報等の伝達計画

#### 1 基本方針

市域に災害の発生の恐れがある場合、気象業務法等に基づいて発表される注意報及び警報等を市、関係機関、市民に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムを定めて適切な防災対策の実施を図る。

#### 2 予警報の種類及び基準

##### (1) 気象情報

台風・大雨等の重要な気象現象の情報を一般及び関係機関に周知させるため、具体的・速やかに気象台が発表するもので、注意報・警報の発表前、または発表中に出されるものである。

##### (2) 注意報の種類及び基準

災害が発生する恐れがある場合に、気象業務法に基づき、市民及び関係機関に対して注意を喚起するために発表するものであり、その種別及び基準の内容のうち主なものは次表のとおりである。

注意報の種類・基準

注意報	大雨	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	117		
	洪水	流域雨量指数基準	井延川流域=5.0 小塩川流域=7.8 隈上川流域=15.6 巨瀬川流域=10.2 美津留川流域=4.6 山曾谷川流域=5.9		
		複合基準 ※1	筑後川流域=(10, 41.3) 井延川流域=(10, 4.0) 小塩川流域=(10, 6.2) 隈上川流域=(10, 12.5) 巨瀬川流域=(10, 8.2) 美津留流域=(6, 4.6) 山曾谷川流域=(10, 5.5)		
		指定河川洪水予報による基準	筑後川上中流部 [荒瀬]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm 以上	
			山地	12時間降雪の深さ 5cm 以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下			
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110 mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。



### (3) 警報の種類及び基準

重大な災害が発生する恐れがある場合に、気象業務法に基づき、市民及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表するものであり、福岡県のその種別及び基準の内容のうち主なものは次表のとおりである。

警報の種類及び基準

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159
	洪水	流域雨量指数基準	井延川流域=6.8 小塩川流域=9.8 隈上川流域=19.6 巨瀬川流域=12.8 美津留流域=5.8 山曾谷川流域=6.9	
		複合基準 ※1	筑後川流域=(10、60) 井延川流域=(10、5.6) 小塩川流域=(14、8.8) 隈上川流域=(10、17.6) 巨瀬川流域=(10、12.5) 山曾谷川流域=(10、6.2)	
		指定河川洪水予報による基準	筑後川上中流部 [荒瀬・片ノ瀬]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm 以上
山地			12時間降雪の深さ 20cm 以上	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

### (4) 火災気象通報及び警報発令の基準

火災気象通報が福岡管区气象台から県へ通報され、県から市へ通報されたとき、または直接ラジオ・テレビ等により覚知したとき、あるいは気象状況が火災予防上危険であると認める場合には、市民に対して注意等を喚起するため火災警報を発令する。

### (5) 洪水予報 (洪水注意報・洪水警報)・水防警報、水位情報の種類及び基準

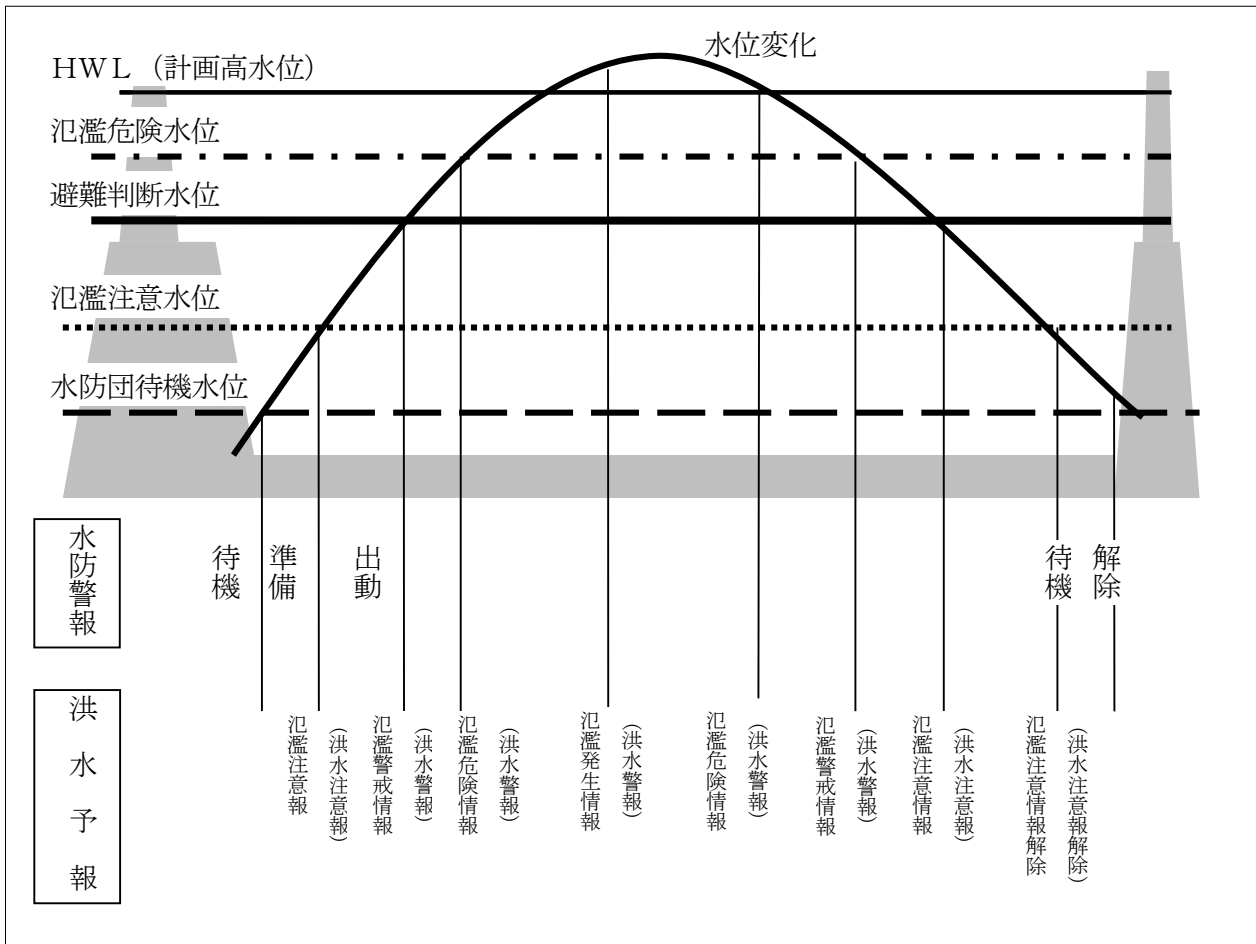
洪水注意報、洪水警報については、洪水予報指定河川の筑後川の場合、福岡管区气象台と筑後川河川事務所が共同で発表する。

水防警報・水位情報に関しては、国土交通大臣指定の筑後川、隈上川については筑後川河川事務所が発表する。県知事指定河川の巨瀬川等については、久留米県土整備事務所が発表する。

水位観測所（基準地点）【うきは市内分】

水系	観測所名	位置	水防団待機水位 （指定水位） （m）	氾濫注意水位 （警戒水位） （m）	避難判断水位 （特別警戒水位） （m）	氾濫危険水位 （危険水位） （m）	計画高水位 （m）
筑後川	荒瀬 （筑後川）	浮羽町 荒瀬	3.40	5.00	5.90	6.30	10.43
	西隈上 （隈上川）	浮羽町 川原町	1.4	2.0	2.4	2.88	3.06
	高橋 （巨瀬川）	吉井町 高橋	1.65	2.12	2.58	3.14	3.42

水位情報と洪水予報・水防警報の目安



※水位の説明

- 水防団待機水位・・・水防団が準備する目安となる水位
- 氾濫注意水位・・・水防団が出動する目安となる水位
- 避難判断水位・・・避難の目安となる水位
- 氾濫危険水位・・・破堤や浸水により氾濫が起こる可能性のある水位

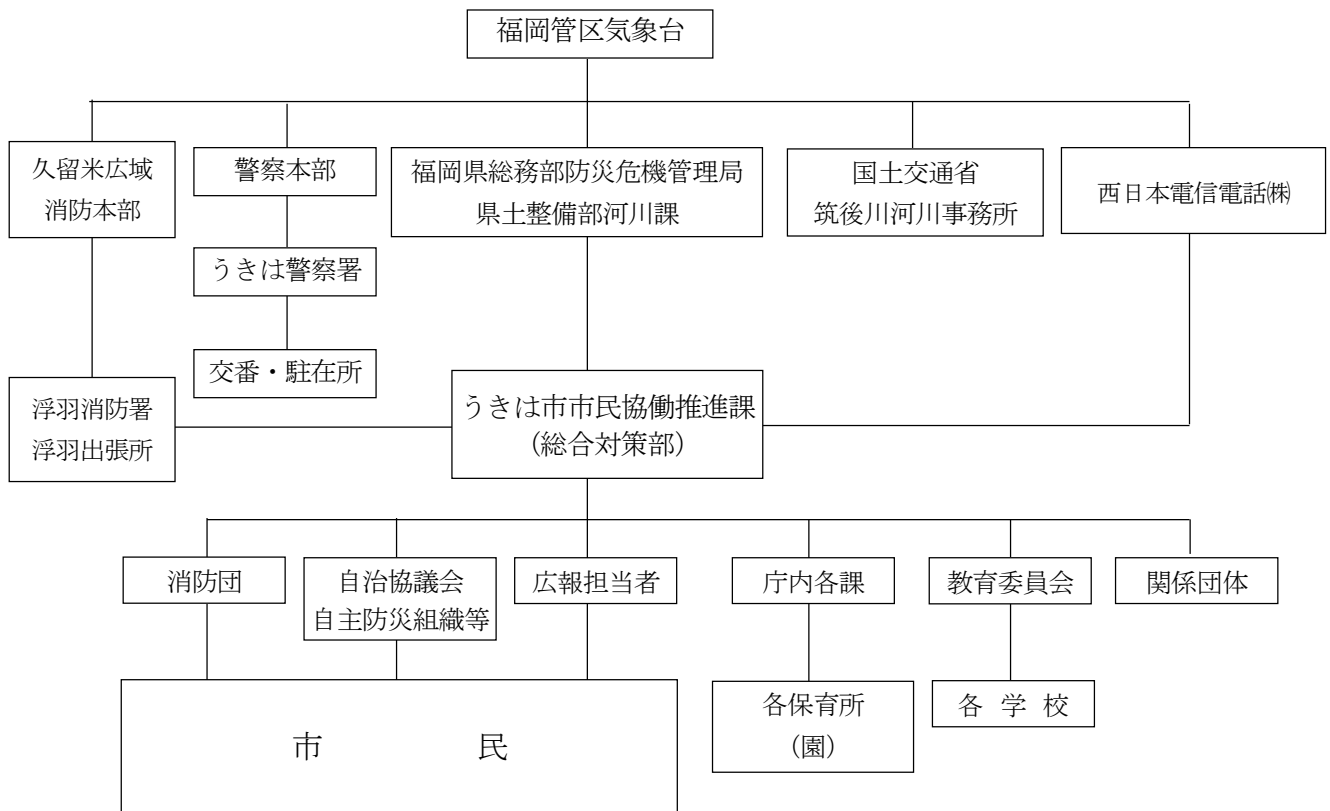
(6) 土砂災害警戒情報

県と福岡管区気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条及び第55条に基づく地域防災活動に即した市町村への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知する。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や市民等への避難情報発令の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とするものであり、市は土砂災害警戒情報が発令されたときは、直ちに市民へ防災行政無線等で伝達する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したのではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象とするものではないことに留意する。

(7) 予警報の伝達系統



(8) 予警報の伝達要領

- ア. 予警報について、通常の執務時間中は市民協働推進課が、執務時間外は管理人が受領する。
- イ. 市災対本部の開設中は、総合対策部があたる。
- ウ. 管理人が予警報等を受領したときは、直ちに市民協働推進課長・消防防災係長をはじめ、消防防災係に連絡する。
- エ. 情報連絡を担当する対策部は必要により、消防団・学校・保育所（園）・その他団体に連絡する。
- オ. 解除の場合もこれに準ずる。

### 3 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、次の最も近いところに通報しなければならない。

- ア. 市役所
- イ. 警察署
- ウ. 消防本部

(2) 市への通報

異常現象、あるいは地域市民から通報を受けた警察官・消防署員または消防団員は、直ちに市長に対し通報しなければならない。

市の情報収集担当は次のとおりである。

市民協働推進課：市災対本部の開設中は総合対策部 責 任 者：市民協働推進課長または消防防災係長 電 話 番 号：0943-75-3111
--

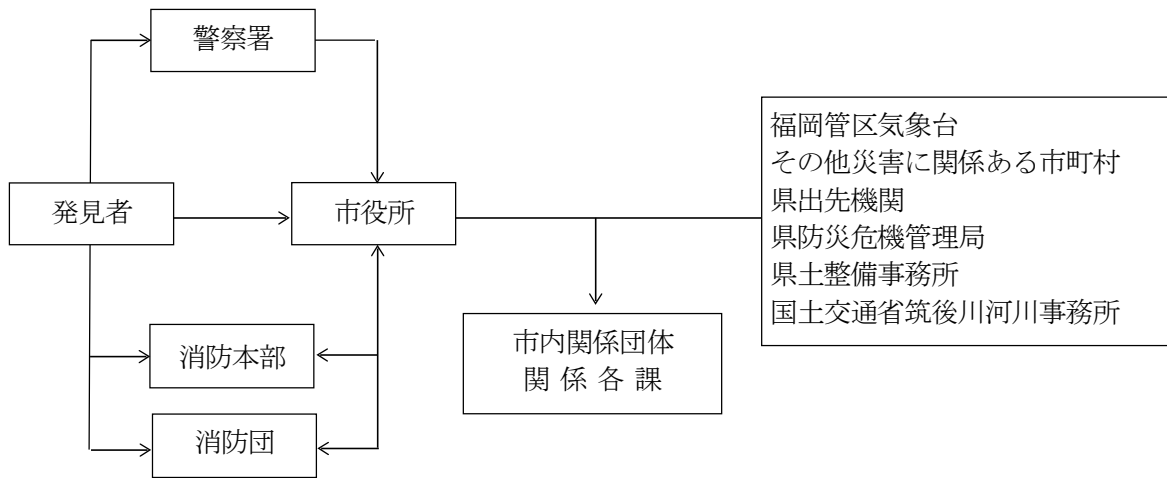
(3) 各関係機関への通報

市長は異常現象の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、气象台・近隣市町村・その他の関係団体に通報する。

(4) 通報を要する異常な現象

- ア. 気象：大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
- イ. 水象：放置すると決壊の恐れがある堤防の水漏れ
- ウ. 土砂：地割れ、落石、地面からの異常な湧水等

(5) 通報系統図



## 第4節 災害通信計画

### 1 基本方針

災害時における有線電話の途絶、または利用することが困難な場合に備え、災害時における通信確保のため、優先電話や防災行政無線等の通信手段について整備する。

### 2 優先電話による通信

優先電話の承認を受けた電話番号		
【総務課】 75-3111	【総務課】 75-5030	【会計課】 75-4971

非常時に際し緊急を要する場合、優先電話を利用するときは上記の電話番号を利用する。

優先電話番号とは、災害により一般電話からの利用が多発し使用不能となる場合に、官公庁・病院等重要な回線のみ発信できるように確保されている番号である。

### 3 防災行政無線による通信

災害時における県、その他の関係機関からの一斉通報時以外においては、防災行政無線を通信として利用する。うきは市の設置している防災行政無線により、各世帯への情報提供、災害現場との通信を行う。

### 4 他機関の通信施設の利用

警察署、消防署等が設置する無線施設の利用について、緊急かつ特別を要する場合には、これを利用する。

### 5 非常通信の利用

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、有線通話を利用することができない場合、またはこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定により非常通信として非常通信協議会の無線を利用することができるが、通信の内容には制限がある。

非常通信の内容は次のとおりである。

- (1) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- (2) 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- (3) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

- (4) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための機材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- (5) その他、気象観測資料、災害復旧や救護物資の調達、配分、輸送に関する事等災害に関して緊急措置を要するもの

※非常通信協議会：非常通信協議会（略称：非常協）は、災害等の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立された協議会のことである。様々な災害に対応できるよう、全47都道府県において非常通信ルートを作成する等、非常時における通信体制の整備に努めている。

## 第5節 災害情報等の収集・報告計画

### 1 基本方針

市災対本部は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、市の全機能を動員して情報の収集に努めるとともに、情報の相互連絡の重要性を認識し関係機関等と連携協力して、災害の情報収集、報告を迅速かつ的確に行う。

### 2 災害情報の調査実施者

災害状況の把握及び応急対策実施状況の調査収集にあたっては、原則として各対策部が収集するが、集計等は総合対策部が行い、常に状況を把握しておく。

### 3 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することに始まり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

#### (1) 被害状況調査等

市長は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害情報の収集に万全の措置をとるために、まず職員をもって情報把握にあたらせることも必要であるが、地区ごとに情報連絡委員等を定めておき、情報の早期把握に努める。各地区の連絡員には、自主防災組織等及び消防団員をもってあてる。なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。また、収集した情報により上空からの情報収集、大規模な消火・救助活動等が必要と判断した場合は、県に対しヘリコプター、自衛隊等の応援を要請する。

#### (2) 災害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

- ア. 人的被害、家屋等の被害状況
- イ. 火災の発生状況
- ウ. 土砂災害等の発生状況
- エ. 市民の避難状況
- オ. 救出・医療救護関係情報
- カ. 安否不明者等の情報
- キ. 交通機関の運行・道路の状況
- ク. 電気・水道・電話等生活関連施設被害状況
- ケ. その他必要な被害報告

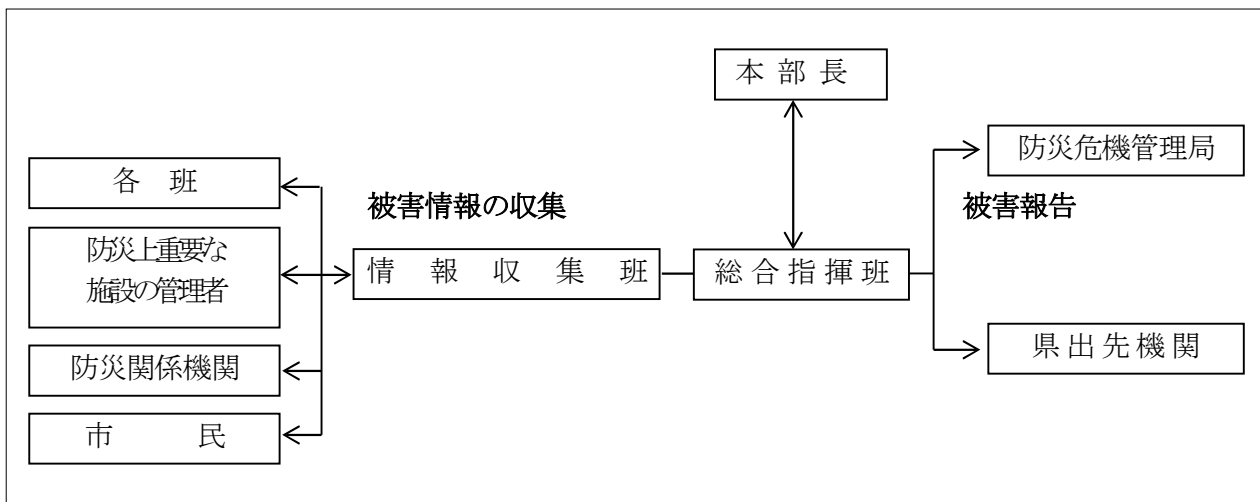


## 4 災害の被害報告

### (1) 災害情報連絡

市内に発生した災害の状況、これに対する措置の状況を随時、県に連絡する。連絡先は県総務部防災危機管理局、災害対策部設置中は総合対策部とする。緊急を要しない一般的な事項は、県の出先事務所を通じて連絡する。また、災害情報を外部に連絡する責任者を定め連絡員名簿を備えておく。

被害情報伝達系統



#### ア. 連絡事項

- (ア) 市災对本部の設置の状況
- (イ) 水防措置の状況
- (ウ) 洪水の浸水等の状況
- (エ) 市民の生命、財産の安否に関する事項
- (オ) 救助物資及び食糧の補給等に関する事項
- (カ) 防疫、救護、医療機材等に関する事項
- (キ) その他、緊急に対策を必要とする事項

### (2) 被害状況報告

災害が発生し、ある程度被害の状況が判明した場合、これを取りまとめ、県をはじめ各関係機関へ報告する態勢を確立しておく。市災对本部が設置されていないときは、市民協働推進課が行い、本部開設中は総合対策部が行う。

また、各報告については、県災害調査報告実施要綱に基づき報告する。

## 第6節 災害広報計画

### 1 基本方針

市は、市民及び報道機関に対し、被害状況その他災害状況を迅速かつ的確に広報し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

### 2 市民への広報

市災対本部の広報を担当する総合対策部の広報班は、情報収集班、情報整理班等の各班から資料を集め広報活動を行う。

広報事項は、あらかじめ総合対策部長の承認を得て、広報班が市民への広報を行う。

#### (1) 広報の内容

災害広報は、時期に配慮し、適切な内容の広報を行う。

- ア. 災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること
- イ. 災害時における市民の心構え
- ウ. 自主防災組織等に関する活動実施要請に関すること
- エ. 災害応急対策実施の状況及び復旧の見通しに関すること
- オ. 電気・ガス・水道等の供給に関すること
- カ. 安否情報に関すること
- キ. 避難所の設置に関すること
- ク. 飲料水・生活必需品の供給に関すること
- ケ. その他必要な事項

#### (2) 広報の方法

市はあらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ア. 防災行政無線
- イ. 広報車
- ウ. ふくおか防災ナビまもるくん、防災メールまもるくん・緊急速報メール・FAX・ホームページ・SNS
- エ. テレビ・ラジオ
- オ. 広報紙・チラシ・公共掲示板
- カ. その他活用できる媒体

#### (3) 避難所での広報活動

避難所等では、災害時に情報が不足する傾向があるので、避難所運営組織、災害ボランティア等と連携を保ち、情報の混乱が生じないよう特に留意して対応する。

また、要配慮者等の情報の入手が困難な避難者に充分配慮する。

### 3 報道機関への対応

#### (1) 放送の要請

必要に応じ、報道機関に対して避難情報発令等災害情報の報道を要請する。なお、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

#### (2) 情報提供

プレスルームを市役所内応接室に設置し、報道機関に対して災害情報の提供を行う。その際の責任者は市災対副本部長(副市長)とする。

## 第7節 事前措置計画

市長は、災害対策基本法第59条に基づき、設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、除去・保安その他必要な措置を指示する。

### 1 事前措置指示の方式の基準

事前措置の指示を行う場合は、「第2章 災害予防に関する計画 第1節 災害危険箇所の把握」(P30)に基づき、注意を喚起しておき、災害時において必要が生じた場合には、早急に対処する。

## 第8節 避難計画と住民がとるべき行動

### 1 基本方針

災害のため、現に身体・生命が危険な状態にある場合、これらのものを保護し、安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。また、住民は避難情報及び気象情報の収集に努め、的確な避難を行う。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするが、自宅等で身の安全を確保できる場合は、「屋内安全確保」を行う。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保の避難行動をとるものとする。

### 2 実施責任者

緊急避難の必要を認めた場合、次の者は避難の指示を発令することができる。

発令者	指示を行う要件	根拠となる法令
市長	○ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項・第2項
知事	○ 災害の発生により、当該災害により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項
警察官	○ 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 ○ 市長から要求があったとき ○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が緊急を要するとき。	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼす恐れがある天災等、指示が特に緊急を要する場合で、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条第1項
知事及び知事の命を受けた県職員	○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき ○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

### 3 避難情報発令の基準と警戒レベルと住民のとるべき行動

警戒レベル	種別	発令基準	住民のとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報	気象庁が発表	災害への心構えを高める
警戒レベル2	大雨、洪水、高潮注意報	気象庁が発表	避難に備え自らの避難行動を確認

警戒レベル3	高齢者等避難	① 災害が発生する恐れがある状況で高齢者等が危険な場所から避難すべきと判断されるとき	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4	避難指示	① 高齢者等避難より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ② 災害が発生するおそれが高い状況で、危険な場所から避難すべき状況と判断されるとき	危険な場所から 全員避難
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況で、身の安全を確保するため、「立退き避難」を中心とした避難行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう特に促したい場合	命の危険 直ちに安全確保！

※資料編参照 【資料D-1 避難所として利用される施設】(資43)

#### 4 避難の区分

区 分	内 容
事前避難	大雨・暴風・洪水等の警報が発表され避難を要すると判断された場合、または河川が避難判断水位を突破し、なお水位が上昇する恐れがある場合、その他の状況により事前に避難させておく必要がある場合等に、避難の指示を行う。
緊急避難	事前避難のいとまがない場合、例えば洪水・火災・地震等による被害が切迫していると判断される場合に、指示を行う。
収容避難	事前避難として利用した場所に、危険が生じると判断される場合、他の安全な場所に車両等により、避難させる。

#### 5 県に対する報告

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を市長が発令したときは、総合対策部は、発令者・発令の理由・避難の対象区域・発令日時等を記録するとともに直ちに県に対し報告する。

#### 6 関係機関への連絡

市災対本部長が避難指示を発令したとき、または警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総合対策部は次の要領により関係機関等に対し連絡する。

- (1) 県の出先機関、消防署または警察署等に連絡し協力を得る。
- (2) 市内の避難場所として利用する学校・その他施設の管理者に対し至急連絡し、協力を得る。

### (3) 隣接市町村への連絡

広域避難のため隣接市町村の施設を相互に利用することもあり、また誘導経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町村に対し必要事項を連絡しておく。

## 7 伝達の方法

避難の指示をしたとき、またはその通知を受けたときは、直ちに防災行政無線・広報車等をもって市民に周知徹底させる。

## 8 指示伝達事項

市民に伝達する事項、または避難上の注意事項は、以下の内容とする。

### (1) 避難を要する理由

### (2) 避難指示の対象地域

### (3) 避難先とその場所

### (4) 注意事項

ア. 避難後の戸締り

イ. 家屋の補強、家財等の流出防止

ウ. 携帯品は必要最小限とする（食糧・飲料水・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・現金・貴重品・携帯ラジオ等）※感染症対策としてマスク・体温計等

## 9 避難場所及び避難誘導・移送

### (1) 避難所

避難所の開設が必要な場合は、自治協議会・消防署等と連絡を図り開設する。また、避難者が大量長期化した場合は、宿泊施設の斡旋または体育館等の公共施設の提供を行い、市のみでは対応が困難な場合は県に応援を要請する。

### (2) 避難方法

ア. 避難者の誘導にあたっては、次の事項に留意して行われなければならない。

避難者の誘導は警察署、消防署等に協力を要請し、老人・幼児・病人等要配慮者を優先に行う。

イ. 移送

被災者の生命の安全を図るため、移送を要するときは、必要に応じて車両・ヘリコプター等を借り上げて移送する。

## 10 避難所の運営

### (1) 運営の担当者

避難所の運営は、避難所派遣職員が担当するが、避難者のとりまとめや運営等は、避難者の代表者と連携をとり、自主運営の形態で行うことを原則とする。また、自治協議会、自主防災組織、災害ボランティア等と協力して運営を行う。

### (2) 運営事項

避難所を設置した場合は避難者名簿を作成し、その名簿により避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、必要事項を総合指揮班に報告するとともに、食糧品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数の把握を行う。また、避難所においては広報紙（チラシ）等を通じて逐次避難者に情報を伝達し、また必要に応じて医師会の医療救護チームや、県に対し災害派遣福祉チーム（DWA T）の避難所への派遣を依頼し、検診等を実施する。

### (3) 避難者の名簿作成

- ア. 各避難所の責任者は、避難者の受入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- イ. 避難所においては、避難者の名簿を作成し人員を把握しておく。
- ウ. 避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、日頃より必要物資の備蓄を進めておく。

### (4) 避難者の状況把握

市は、災害発生直後より、避難者状況の把握に努める。なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民基本台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

#### ア. 把握事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 食糧、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 要配慮者の状況
- (キ) その他、必要とする項目

#### イ. 把握の方法

事前に様式を作成し、避難者より提出を受ける。

#### ウ. 把握結果の活用

把握した事項は、避難所の開設期間、食糧や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

#### エ. 把握結果の報告

把握の結果は、日々、市災対本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

オ. 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、災害時要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(5) 避難所管理責任者の役割

避難所管理責任者は、概ね次の業務を行う。

- ア. 自主避難所の管理責任者は自主防災組織等で取り決めた責任者とし、指定避難所、及び福祉避難所の管理責任者は市職員及び施設管理者等とする。
- イ. 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、災害時要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。
- ウ. 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。災害時要配慮者を把握した場合、必要に応じて福祉避難所への収容または社会福祉施設等への緊急入所を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- エ. 被災者に必要な食糧、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- オ. 運営にあたっては、避難者の代表者等と連携して地域の組織運営を支援する。

(6) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項に留意する。

- ア. 避難者に必要な食糧、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- イ. 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。
  - (ア) 畳、マット、カーペット
  - (イ) 間仕切り用パーティション
  - (ウ) 冷暖房機器
  - (エ) 仮設風呂・シャワー
  - (オ) 洗濯機・乾燥機
  - (カ) 仮設トイレ
  - (キ) その他必要な設備・備品



ウ. 長期化対策

(ア) 居住区域をできる限りパーテーション等で仕切り、プライバシーを確保する。

(イ) 防犯に努めるほか、避難者の精神安定に配慮する。

(ウ) 衛生管理（医療、風呂、トイレ、清掃、ごみ等）を徹底させる。

エ. 災害時要配慮者対策

(ア) 避難所滞在者に対しては、災害時要配慮者優先の徹底を図る。

(イ) 災害ボランティアによる健康診断や相談業務、介助等の協力を行う。

(ウ) 避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居を検討する。

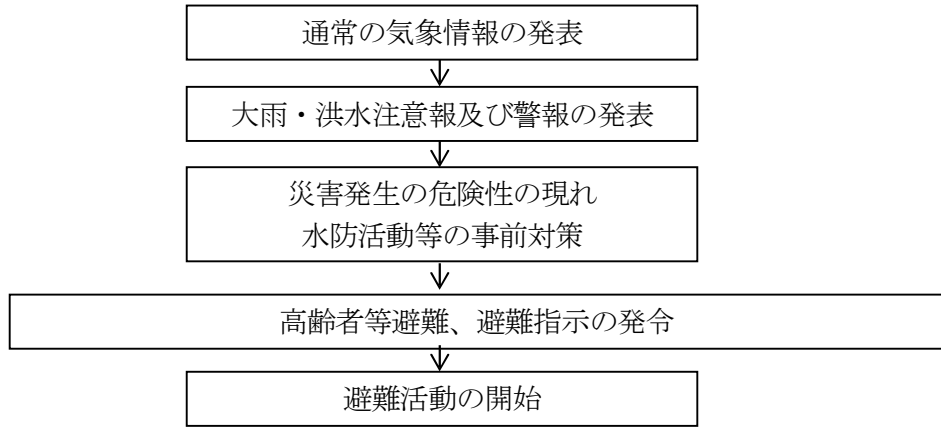
オ. 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズに配慮する。また、可能な限り女性の意見を反映し、女性専用の更衣室、授乳室、物干し場等の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。

カ. 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、カウンセリング等を踏まえた相談窓口を設置する。

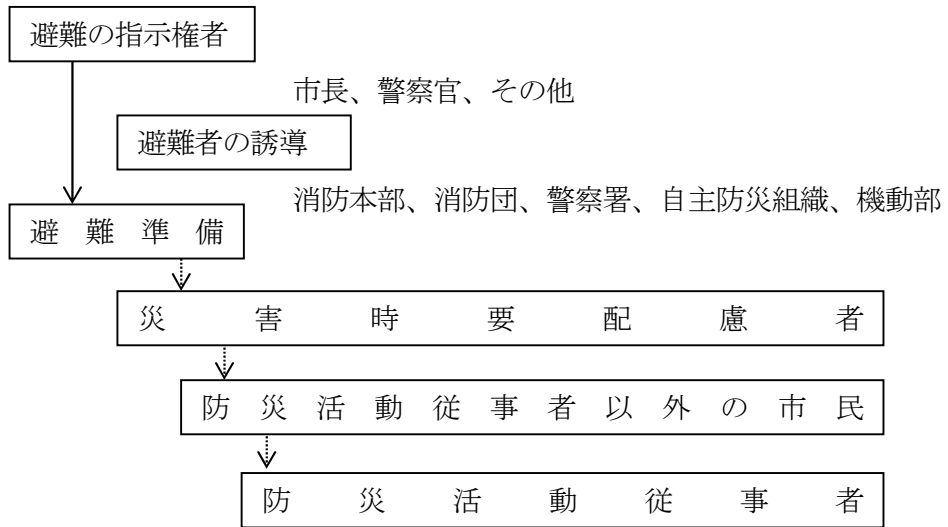
キ. 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

市に災害救助法が適用され、避難所等における福祉支援が必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行う。

《避難計画の流れ》



《公的機関が行う避難準備活動》



《個人が行う準備活動》

- 火気及び危険物の始末を完全にする。
- 携帯品の準備をする。

## 11 要配慮者等を考慮した避難対策

### (1) 要配慮者支援班の設置

市は、「要配慮者支援班」を設け、要配慮者の避難支援業務を実施する。

### (2) 関係部局・機関等との連携強化

#### ア. 消防団、自主防災組織等との連携

市は、防災行政無線、緊急速報メールを活用し、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達を確実に行う。

消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないように、不在時を想定した複数ルート化等に配慮し、伝達網を整備する。発災時は民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携し、災害時等要配慮者支援制度を基に情報伝達を実施する。

#### イ. 福祉関係者との連携

市は、平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険サービス関係者、障がい者団体等の福祉関係者と要配慮者支援班との連携を図る。

### (3) 避難者の事前把握

市は、災害時における要配慮者の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治協議会を通じて、事前に登録するよう要請し、要配慮者や外国人等の把握に努める。

### (4) 災害

要配慮者関連施設においては、要配慮者を十分考慮し、あらかじめ定める避難誘導等の計画に基づき、警察、消防署及び消防団等と協力して、避難措置を行う。

#### 《要配慮者関連施設》

- ア. 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条
- イ. 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3
- ウ. 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条
- エ. 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2
- オ. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条・同第 77 条
- カ. 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条

に関する施設等

### (5) 災害発生直後に必要な対策

ア. 「避難行動要支援者名簿」に基づき、市民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

イ. 避難の必要な災害時要配慮者について、市民、自主防災組織、支援者及び民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

ウ. 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、市民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害時要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

エ. 福祉・保健巡回サービス

市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害時要配慮者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施する。

オ. 地域との相互協力体制

市は、民生委員・児童委員を中心として、市民、自主防災組織等との連携により災害時要配慮者の安全確保に係る相互協力を努める。

(6) 社会福祉施設等に係る対策

ア. 安全確保

福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣市民、自主防災組織等の協力を得て速やかに入所者の安全を確保する。

イ. 被災者の施設への受入れ

被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

(7) 外国人に係る対策

ア. 安否確認、救助活動

市は、警察署、消防署、自主防災組織及び行政区等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行う。

イ. 情報の提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

避難所にあっては、食糧・物資等の配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行う。

(8) 物理的障壁の除去

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、災害時要配慮者が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

## 第9節 応援要請計画

### 1 基本方針

災害発生規模に応じては、市単独では応急活動等に支障をきたすことも予想される。平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施する。

### 2 県、市町村及び関係機関への要請

各対策部長は県、他市町村及び関係機関等に応援協力を要請する必要がある場合は、総合対策部長に連絡する。

総合対策部長は本部会議にはかり、要請を協議のうえ、市災対本部長が決定するが、そのいとまがない場合は直接市災対本部長が決定する。

#### (1) 福岡県内市町村間の相互応援協定

市災対本部長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害時における福岡県内の相互応援に関する基本協定」に基づき、県知事又は、他市町村長に対し応援を要請する。総合指揮班は、これらの要請事務を行う。

#### (2) 近隣との消防相互応援協定

市災対本部長は、災害が発生した場合、消防相互応援協定に基づき応援締結先（久留米市・朝倉市・八女市、日田市）の消防機関に応援を要請する。総合指揮班は、これらの要請事務を行う。

#### (3) 福岡県消防相互応援協定

市災対本部長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。なお、航空応援が必要な場合は、県を通じて要請を行うが、同時に応援先の消防長にも連絡を行う。総合指揮班は、これらの要請事務を行う。

#### 応援要請の種類

第一要請	現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

### 要請先

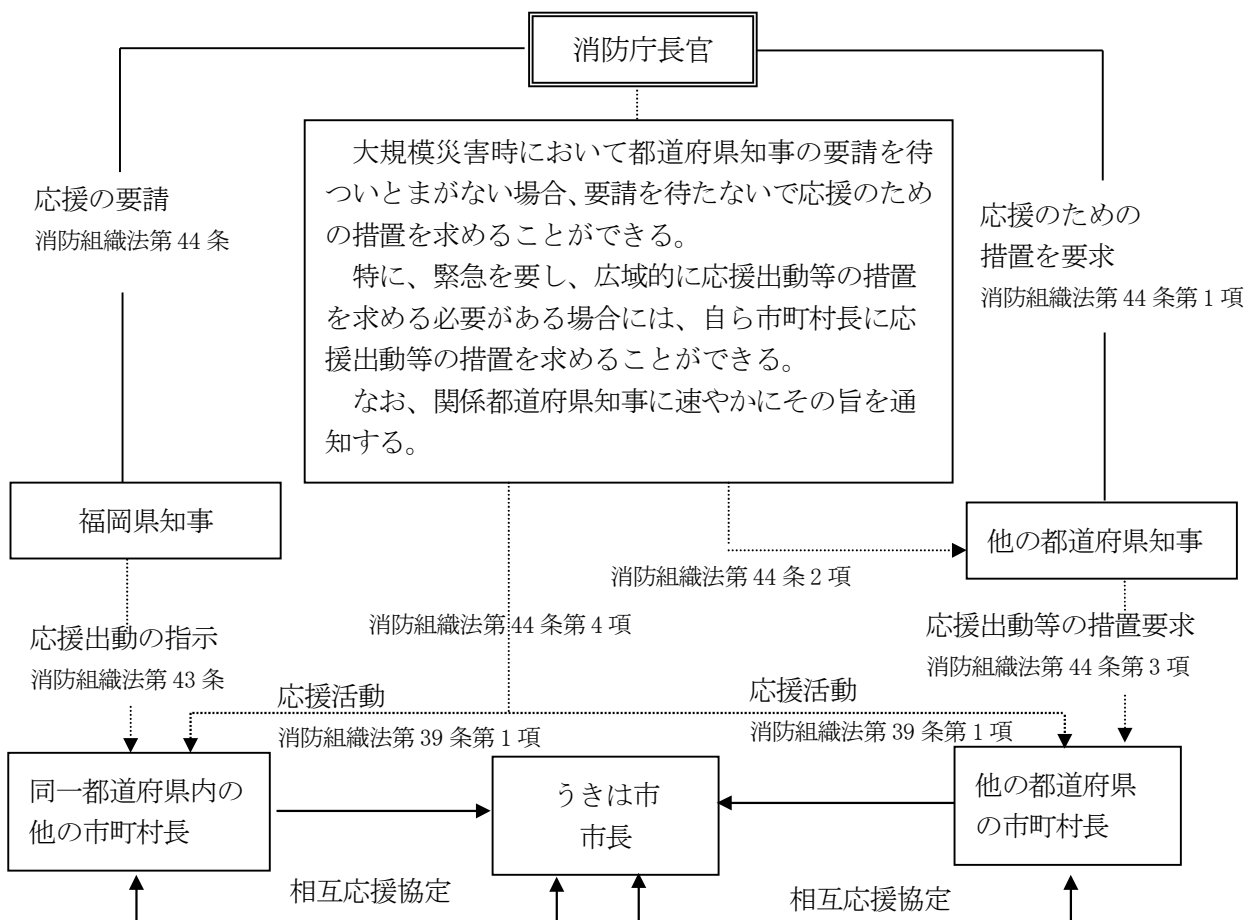
要 請 先	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線番号	県防災 F A X 番号
県総務部防災危機管理局	092-641-4734	092-643-3117	78-700-7021	78-700-7390
甘木・朝倉消防本部	0946-22-0119	0946-24-1334	78-659-70	78-659-75
大牟田市消防本部	0944-53-3521	0944-53-7460	78-661-70	78-661-75
日田玖珠広域消防本部	0973-24-2204	0973-28-8119		
八女消防本部	0943-24-0119	0943-25-1119	78-663-70	78-663-75

#### (4) 緊急消防援助隊

市災対本部長は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画（平成24年4月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるように次の体制を図る。

#### 大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



**緊急消防援助隊活動拠点候補地（宿营地）**

名 称	所 在 地	施設管理者	連絡先
道の駅うきは	うきは市浮羽町山北 729-2	駅 長	74-3939
白壁ホール	うきは市吉井町 1001-4	教育長	75-3300
かわせみホール	うきは市浮羽町朝田 561-1	教育長	77-7476
吉井体育センターグラウンド	うきは市吉井町 983-120	教育長	75-3343
J Aにじ園芸流通センター	うきは市吉井町福益 417-1	J Aにじ販売指導課	76-5520

### 3 自衛隊に対する災害派遣要請依頼

#### (1) 派遣要請依頼の基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため、緊急に必要なことから行うものとし、次のような基準によるものである。

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ. 大規模な災害の発生が予想され、または発生し、緊急の措置に応援を必要とし、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき
- ウ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- エ. 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- オ. 応急措置のための医療・防疫・給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

#### (2) 災害派遣要請の要領等

##### ア. 派遣要請方法

市長が自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにし、電話または口頭をもって県に要請を依頼し、後に速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動
- (エ) その他参考事項（作業用機材・宿舎の準備等）

##### (緊急通知)

通信の途絶等により知事に依頼できない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。その後、速やかに知事にその旨を通知する。

##### イ. 担当の対策部及び要請先

自衛隊の要請の依頼は総合対策部が行い、県の連絡関係書類の提出先は、県対策本部（防災危機管理局）に行う。

##### ウ. 派遣部隊の受入態勢

知事から派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- (ア) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他の必要な施設の準備
- (イ) 派遣部隊の車両機材等の保管場所の確保
- (ウ) 派遣部隊及び県との連絡調整用の職員の指名
- (エ) 応援を求める作業の内容・所要人員・機材の確保・その他について計画を立て、部隊の到着と同時に作業できるよう準備をする。
- (オ) 派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、部隊の責任者と作業計画について協議のうえ措置する。
- (カ) 総合対策部は、部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を県に連絡する。
  - a. 派遣部隊の長の官職名
  - b. 部隊数
  - c. 到着日時
  - d. 従事している作業の内容及び進捗状況
  - e. その他参考となる事項

#### エ. 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったとき、速やかに文書を持って、知事に対し報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話で報告し、後に文書を提出する。

#### 要請先

要 請 先	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線番号	県防災 F A X 番号
県総務部防災危機管理局	092-641-4734	092-643-3117	78-700-7021	78-700-7390
自 衛 隊 (小郡駐屯地)	0942-72-3161	0942-72-3161 (内線 202)	/	/

(注) 自衛隊については、県に要請できない場合に通報する。

(注) 自衛隊への F A X については、一旦電話で F A X 送信の意向を伝えた後に送信する。

#### 災害派遣部隊の活動拠点

緊急消防援助隊活動拠点候補地（宿营地）と同様。「第 3 章 第 9 節 2 県、市町村及び関係機関への要請（P115）参照

#### 4 自衛隊の支援活動の内容

支援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 被災者の搜索活動



- (4) 水防・消防活動
- (5) 道路又は水路の応急啓開（きりひらくこと）
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 炊き出し及び給水の支援
- (9) その他

## 5 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料金、電気料金及び水道料金
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (5) その他必要な経費については、事前に協議しておく

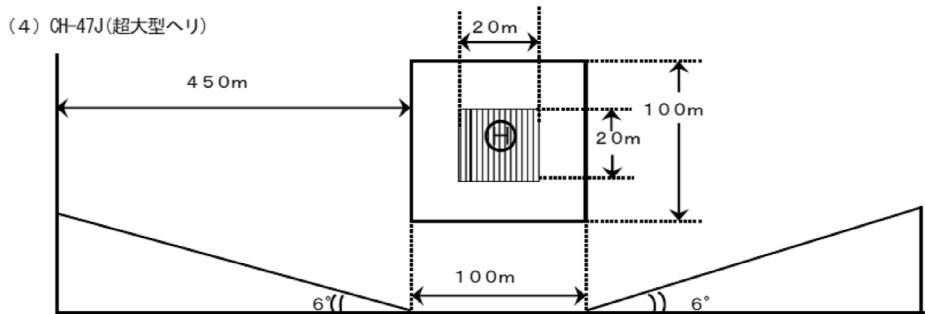
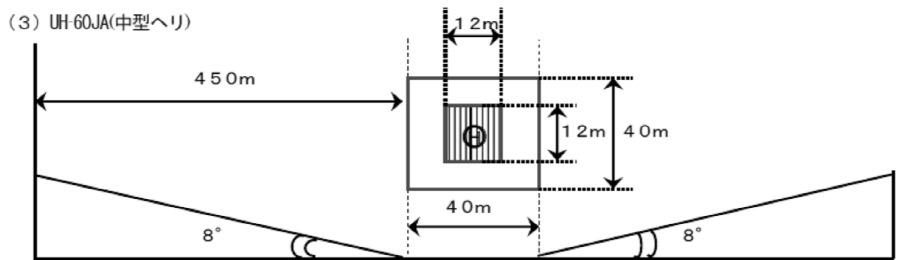
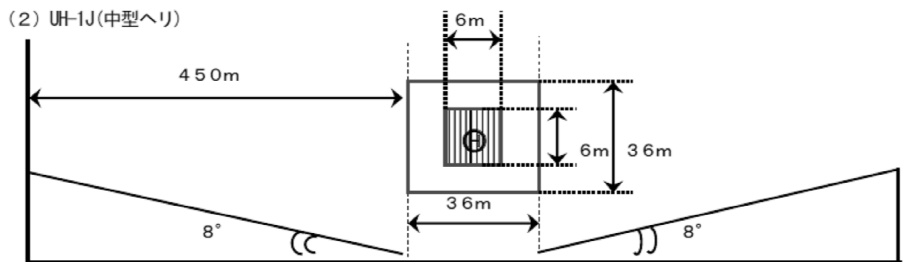
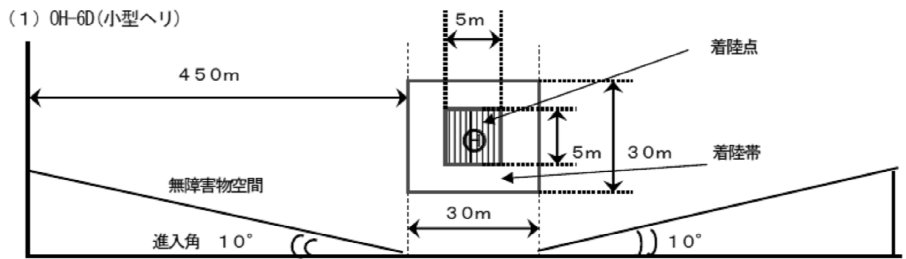
## 6 臨時ヘリポートの設置

- (1) 災害に際し、ヘリコプターを要請した場合の応急ヘリポートを次の場所に設置する。

名 称	所 在 地	施設管理者	連 絡 先
浮羽体育センター野球場	うきは市浮羽町朝田 421-1	生涯学習課	0943-75-3343
大春トリムセンター	うきは市浮羽町山北 783	生涯学習課	0943-75-3343
御幸小学校グラウンド	うきは市浮羽町朝田 412	学校長	0943-77-2035
山春小学校グラウンド	うきは市浮羽町山北 783-6	学校長	0943-77-2267
大石小学校グラウンド	うきは市浮羽町古川 468-3	学校長	0943-77-2259
妹川地区運動広場	うきは市浮羽町妹川 2231-1	生涯学習課	0943-75-3343
真美野運動広場	うきは市浮羽町小塩 785	小塩コミュニティセンター	0943-77-4835
旧・姫治小学校グラウンド	うきは市浮羽町新川 3934	企画財政課	0943-73-9152
田籠自治協議会グラウンド	うきは市浮羽町田籠 1151-1	田籠地区自治協議会	0943-77-6776
浮羽中学校グラウンド	うきは市浮羽町東隈上 344-1	学校長	0943-77-2351
浮羽ライスセンター	うきは市浮羽町高見 2318	J Aにじ営農課	0943-77-8881
千年小学校グラウンド	うきは市吉井町千年 263-1	学校長	0943-75-2865
吉井小学校グラウンド	うきは市吉井町 1088	学校長	0943-75-2018
福富小学校グラウンド	うきは市吉井町福益 666-1	学校長	0943-75-2437
江南小学校グラウンド	うきは市吉井町八和田 774-1	学校長	0943-75-2353

吉井中学校グラウンド	うきは市吉井町福永 58	学校長	0943-75-2010
るり色ふるさと館	うきは市吉井町 983-1	生涯学習課	0943-75-3343
浮羽究真館高等学校グラウンド	うきは市吉井町生葉 658	学校長	0943-75-3899
スポーツアイランド多目的グラウンド	うきは市吉井町千年 1166	生涯学習課	0943-75-3343
鶴原放水路	—	農林振興課	0943-75-4975
J Aにじ園芸流通センター	うきは市吉井町福益 417-1	J Aにじ販売指導課	0943-76-5520
J Aにじ果樹選果場(本所西側)	うきは市吉井町 357-4	J Aにじ本所	0943-75-4121
船越運動公園(駐車場)	うきは市吉井町長栖 18-1	生涯学習課	0943-75-3343

(2) 機種に応ずる発着点付近の基準



(3) 危険防止

- ア. 離着陸時は、風圧等により危険であるので子供等を接近させない。
- イ. 離着陸地点付近は砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。
- ウ. 安全上の監視員を配置する。

(4) 地上と陸上自衛隊航空機との交信方法

ア. 地上から航空機に対する信号の種類

旗の色別	事 態	事態の内容	摘 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振る。
黄 旗	異常事態発生	食糧または飲料水の欠乏等、異常が発生している。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	

イ. 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）

ウ. 航空機から地上に対する信号要領

事 項	信号	信号の内容
投 下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘 導	旋回等で捜索隊または市民の注意を喚起した後、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
催 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

※資料編参照 【様式1 県への応援要請文書】（様1）  
【様式2 自衛隊への災害派遣要請依頼文書】（様2）

## 第10節 水防計画

この計画は、洪水による水害を警戒しこれによる被害を軽減するため、特に必要な事を定めておく。(うきは市水防計画書を参照のこと)

## 第11節 災害救助法の適用

### 1 基本方針

救助法の適用については救助法、災害救助法施行令(昭和22年政令225号)及び基本法等の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続きを行う。

### 2 災害救助法の適用基準

市における災害救助法適用基準は次のいずれかに該当する場合である。

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
1. 市内の住家が滅失した世帯数	50 世帯以上	第1項第1号
2. 県内の住家が滅失した世帯数のうち、市内の住家が滅失した世帯数	県2,500 世帯以上 市25 世帯以上	第1項第2号
3. 県内の住家が滅失した世帯数のうち、市内の住家が滅失した世帯数	県12,000 世帯以上 市多数	第1項第3号
4. 災害が隔絶した地域で発生したものである等罹災者の救護が著しく困難である場合	多数※	第1項第3号
5. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合	※	第1項第4号

※の場合は、厚生労働省で定める基準に該当すること

#### (1) 4 の事例

- ア. 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、救助に特殊の技術を必要とする場合
- イ. 被害地域が隔絶した地域であるため、物質等の補給が極めて困難な場合で、救助に特殊の補給方法を必要とする場合

#### (2) 5 の事例

- ア. 住家の被害に関わらず、多数の者の生命・身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらすため、迅速な救助を必要とする場合(交通事故・群集の雑踏・山崩れ等により多数の者が死傷した場合)

### (3) 滅失世帯の算定

- ア. 全壊（全焼・全流失） 1 世帯
- イ. 半壊（焼）滅失は2分の1 2 世帯をもって1 世帯
- ウ. 床上浸水，土砂の堆積は3分の1 3 世帯をもって1 世帯
- エ. 「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位とする。

## 3 災害救助法の適用手続

- (1) 市域内の災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県知事に情報提供し、法の適用について協議する。
- (2) 災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供する。

## 4 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。また、その他の救助実施についても、県知事が行う救助を補助する。

## 5 救助の内容

救助法に基づく以下の救助は、知事が実施する。この場合、市長は知事の補助機関として実施する。なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出し、そのほかによる食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、そのほか生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の給与または貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 6 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

簿冊の種類	
1) 救助の種目別物資受払状況	9) 被災者救出状況記録簿
2) 避難所設置及び収容状況	10) 住宅応急修理記録簿
3) 炊出し給与状況	11) 学用品の給与状況
4) 飲料水の供給簿	12) 埋葬台帳
5) 物資の給与状況	13) 死体処理台帳
6) 救護班活動状況	14) 障害物除去の状況
7) 病院診療所医療実施状況	15) 輸送記録簿
8) 助産台帳	

(2) 知事への請求

繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
1) 災害救助費繰替支弁金請求書 2) 救助業務に要した経費算出内訳 3) 決定報告による被害状況調 4) 災害救助費繰替支弁状況調 5) 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	救助に関する業務の完了後 60 日以内

### 認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住の為使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	(注)	(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
その他	田の流出 埋没	田の耕土が流出または砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が、見えなくなる程度に水が浸かったものとする。
	畑の流埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数。

罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった、生計を一つにしている世帯。例えば寄宿舍、下宿、そのほかこれに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うもの。 ※ 住家の一部損傷及び床上浸水の被害世帯は含まない。
罹災者	り災世帯の構成員。

## 第12節 消防計画

### 1 基本方針

各種災害時における消防計画に関する必要な事項を定め、災害の防御及び被害の軽減を図るために以下の活動を行う。

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を行う。
- (2) 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- (3) 消防本部、消防団は、多数の人命を救うことを最優先とした消火活動を行う。

### 2 消防組織の構成

消防本部は、消防計画に基づき、市災対本部及び消防団と連携して必要な消防活動にあたる。

### 3 消防活動の実施

#### (1) 危険区域の消防活動

木造建築物または危険物施設等の密集地域で、延焼の拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて防御部隊を増強し、延焼防止に努める。また、別に予備部隊を編成待機させ、風向き、風速の変化による不測の事態に備える。

#### (2) 異常時の消防活動

平均風速が10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難である。このことから、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面挟撃の態勢をもって防ぎよにあたり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼防止に努め、また風位の変化による延焼方向の変化に備えるため、別に予備部隊を編成して待機させる。

#### (3) 災害時における応援要請

大規模な災害が発生した場合、市長は必要に応じて「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に対して消防応援を求めるものとし、応援要請を行った場合はその旨を知事に対し報告す



る。また、消防応援協定締結市町村の応援を得てもなお災害が拡大する恐れがある場合は、知事に対し応援を要請する。

(4) 警察機関との連絡調整

災害における消防機関と警察機関との連絡を密にし、その連絡調整を図る。

## 4 消防本部、消防団の活動

消防本部、消防団は災害時には次のような活動を行う。

(1) 出火防止

- ア. 市民に対し、出火防止の広報を行う。
- イ. 出火時には、市民の協力を得て、初期消火に努める。

(2) 消火・救急活動

- ア. 火災時には、消防本部、消防団は協力の上、消火活動を行う。
- イ. 火災の恐れがない場合は、救急救助活動を行う。

(3) 避難誘導

- ア. 避難の指示が出された場合は、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

## 5 市民等の役割

発災後、初期段階においては、市民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

※資料編参照 【資料 A-4 福岡県消防相互応援協定書】(資 12)

## 第13節 救出計画

### 1 基本方針

市、消防機関及び警察は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対する捜索または救出、保護を行うため、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

### 2 救出計画

- (1) 被災者の救出計画は、本部開設中は市災対本部が行い、通常の場合は市民協働推進課があたる。救出活動は、消防機関が主体となり、状況に応じた作業を実施する。
- (2) 通報を受けた消防機関は、直ちに救出活動を開始するとともに、警察に連絡し、市災対本部（通常は市民協働推進課）・消防機関・警察の三者は、相互に連絡を取り合い協力して救出にあたる。
- (3) 救出を必要とする場合は、次のようなことが考えられる。
  - ア. 災害により現に生命・身体が危険な状態にある者で、次のような場合。
    - (ア) 火災時に火中に取り残された場合
    - (イ) 倒壊家屋の下敷きになった場合
    - (ウ) 流出家屋及び孤立した所に取り残された場合
    - (エ) その他救出を必要とする場合
  - イ. 災害により生死不明の状態にある者で、次のような場合。
    - (ア) 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者
    - (イ) 行方は分かっているが生存しているかどうか、明らかでない者
- (4) 傷病者の搬送
  - ア. 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所へ引き継ぐか車両等を使用して医療機関に搬送する。
  - イ. 傷病者の救急搬送は、救命処置を要するものを優先とする。
  - ウ. 搬送は、救急車、ドクターヘリ、消防団、市所有の車両等を使うほか、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターを要請し行う。
  - エ. 災害の状況等を判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出隊、医療救護班と連携を図り救護活動を行う。また、救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う。

### 3 市民及び自主防災組織等の役割

地域の市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

## 第14節 医療及び助産計画

### 1 基本方針

市は、災害のため医療機関の機能が停止し、または著しく不足し、あるいは混乱したために被災地の市民が医療の途を失った場合に、医師会及び関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じて、応急的に医療または助産を行う。

### 2 実施責任者

市災対本部長(市長)が主体となり医師会及び関係機関の協力を得て、被災者に対する医療・助産の実施を行う。災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として行い、担当は民生対策部が当たる。

### 3 医療及び助産の対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者及び災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者である。

### 4 医療救助の範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置・手術・その他の治療及び施術
- (4) 看護

### 5 医療救助の期間

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から14日以内とする。

### 6 助産救助の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿・ガーゼ・その他衛生材料の支給

### 7 助産救助の期間

災害救助法が適用された場合、分娩の日から7日以内とする。

## 8 医療及び助産の方法

医療及び助産は、原則として医師会の医療救護チームが行う。

### (1) 医療情報の収集

県及び医師会等と連絡体制を密にし、医療施設の被害状況、医薬品・医療器具等の需給状況等の医療情報を収集する。

### (2) 医療救護チームの出動

市災対本部長は、必要に応じ、医師会に対し医療救護チームの出動を要請する。

### (3) 救護所の設置

安全で活動容易な場所に現場救護所を設置する。

### (4) 医療救護チームの編成

医療救護チームの編成は、医師会と協議の上編成する。

### (5) 重傷者の収容

重症患者等で医療救護チームによる医療が困難な場合は、地域の病院に収容する。よって、市内病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症患者等の入院を含む受け入れを行う。また、重症患者を市外にドクターヘリで後方搬送する必要がある場合には、県等に対し受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

### (6) 医薬品の確保

医薬品は、県の防災計画に基づき、備蓄している医薬品を使用する。

### (7) 広域的医療救護活動の検討

局地的に10名以上の負傷者が発生した場合、又は発生が見込まれる場合において、医師・医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施出来ない恐れがある時、市は県、もしくは消防本部を通じて災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

※資料編参照 【資料 E-1 市内医療機関、歯科医院、後方支援医療機関等一覧表】（資 46）

## 第15節 給水計画

### 1 基本方針

水道施設が損壊した場合、または地下水が汚染により使用不能となった場合の飲料水確保の為の搬送給水等を定め、被災者に対する飲料水の確保を図る。

### 2 実施責任者

市災対本部長（市長）が被災者の飲料水の供給について実施権限をもつが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として行う。

担当は、調達に関しては水環境課が行い、供給に関しては、民生対策部が、消防団と協力して行う。

### 3 応援の要請

市単独で飲料水の確保、給水活動が困難と判断するときは、他の水道事業者、近隣市町村、または県へ応援を要請する。

### 4 給水活動の実施

#### (1) 給水の実施責任者と協力者

給水は、民生対策部が県・保健所等の指示に基づき、消防団等の協力を求めて実施する。  
実施責任者には、民生対策部の職員、協力者には地元の消防団員等をもってあてる。

#### (2) 給水所の設置

給水は、原則として給水所の設置による拠点給水で行う。その候補地としては、うきは市役所・市民センターとする。

また、災害時要配慮者等の水の運搬が大きな負担になる者に対する供給に関しては、必要に応じて災害ボランティア等に対し支援を要請する。

#### (3) 給水の方法

洗浄済みの給水タンク等の容器に入れ、自動車等により搬送給水する。

給水所での給水は、避難所派遣職員、地元消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。不足する場合には、給水袋等を用意し、使用する。

(4) 給水量

大人1人あたり、1日3ℓとする。

**5 優先給水施設**

救護所、病院、社会福祉施設、避難所を優先給水施設とし、給水タンク等で個別に給水する。

**6 給水の費用及び期間**

給水のための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

## 第16節 食糧供給計画

### 1 基本方針

災害時において、被害状況の把握とともに、必要食糧の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等の応急配給、調達の措置を講ずる。

### 2 災害時の応急配給措置

市は災害が発生し、必要のため食糧供給等を実施しようとするときは、備蓄食糧及び協定締結業者等より調達した食糧等の配給措置を行う。災害救助法が適用された場合は、応急配給を県知事に申請し主食の配給措置を行うように努める。なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

#### (1) 実施責任者

食糧供給の責任者は、市災対本部長（市長）があたる。

災害救助法が適用された場合は県知事の補助機関として実施することになる。

#### (2) 応急配給

災害が発生し、日常の食事に支障をきたした場合に、市災対本部長（市長）がその状況を判断して次の場合に行う。

ア．被災者に給食を行う必要がある場合

イ．災害のため配給機関が通常の配給を行うことができないので、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

ウ．災害地における救助活動、応急対策に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

#### (3) 配給項目

配給項目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン、麦製品とする。

#### (4) 業者からの調達

協定締結業者等より必要な食糧等を調達する。

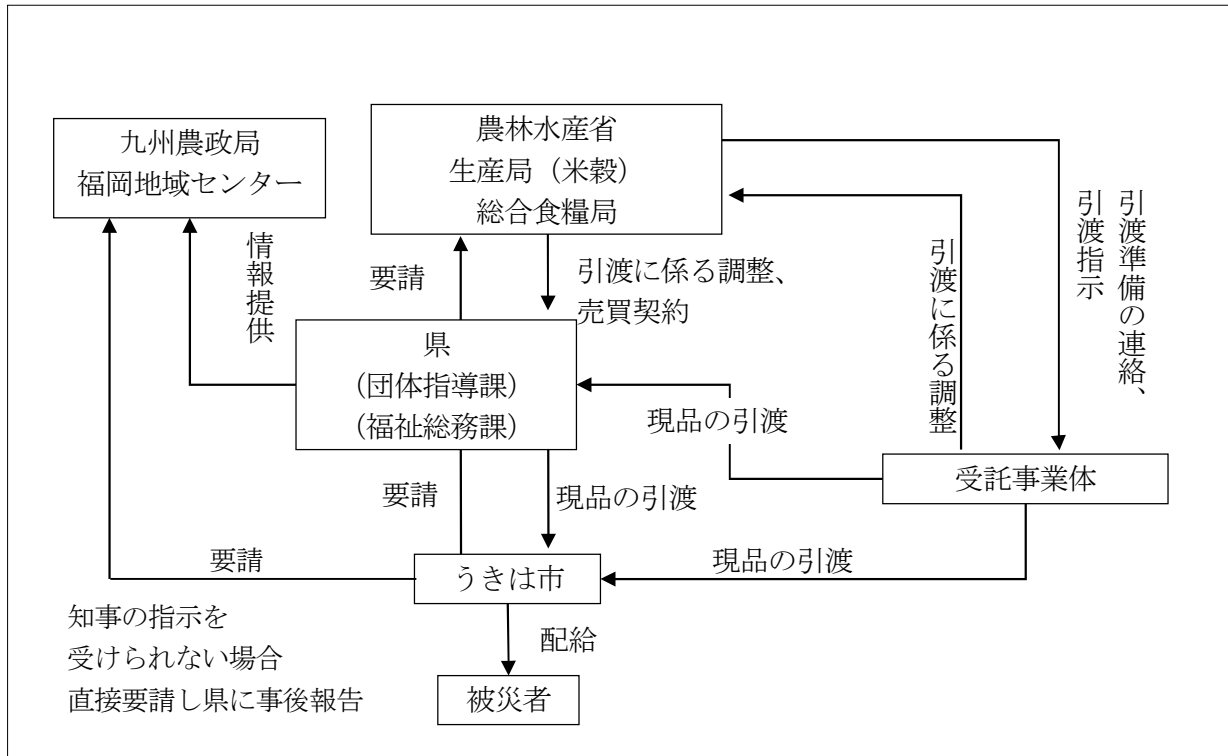
#### (5) 応急食糧の緊急措置

災害時における米穀の調達は「災害時における応急食糧の緊急引き渡し要領」に定める規定により知事に必要量を申請して、知事が指定する小売販売業者より受領する。ただし、緊急を要しやむを得ない場合は知事に要請の上、政府倉庫より直接受領する。

(6) 米穀・乾パンの配給措置

米・乾パン等の配給経路は以下のとおりとする。

災害救助用米穀・乾パンの引渡





## 第17節 衣料、生活必需品等物資の供給計画

### 1 基本方針

被災者に配付する衣料、生活必需品等の確保と供給を迅速かつ確実に行うため、給与または貸与について責任分担と協力者を決め、調達方法、配分計画等を定め災害時に不安・混乱を生じないように定めておく。

### 2 実施責任者

市災対本部長（市長）が主体となり実施するが、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び市当局までの輸送は県知事が行い、被災者に対する支給は知事の補助機関として市災対本部長が実施する。また、知事から委任されたとき及び知事に救助のいとまがないときも知事の補助機関として市災対本部長（市長）が行う。

### 3 給与または貸与の対象者

災害により住居に被害（全焼・全壊・流失・半焼・半壊・床上浸水）を受けた場合、生活上必要な家財等が喪失または毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

#### 《給貸与対象者》

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- (2) 被服、寝具等生活上必要となる最小限度な家財を喪失した者
- (3) 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

#### 《給貸与日用品の種類》

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| (1) 寝具     | 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等             |
| (2) 被服・衣料品 | 洋服、作業衣、婦人服、子供服等、肌着、大人用おむつ・生理用品等 |
| (3) 保育用品   | 哺乳瓶、紙おむつ等                       |
| (4) 身廻品    | タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類            |
| (5) 炊事道具   | 鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類                |
| (6) 食器     | 茶碗、汁碗、皿、はし等の類                   |
| (7) 日用品    | 石鹸、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類        |
| (8) 熱材料    | マッチ、ローソク、プロパンガス等の類              |
| (9) その他    |                                 |

## 4 給与または貸与の方法

### (1) 物資の購入及び配分計画の樹立

民生対策部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資の購入及び配分計画を作り、これによって購入し給与及び貸与する。

### (2) 物資の調達

物資の調達については、民生対策部において協定締結業者より調達を行うが、調達が困難な場合は、県に依頼し調達する。

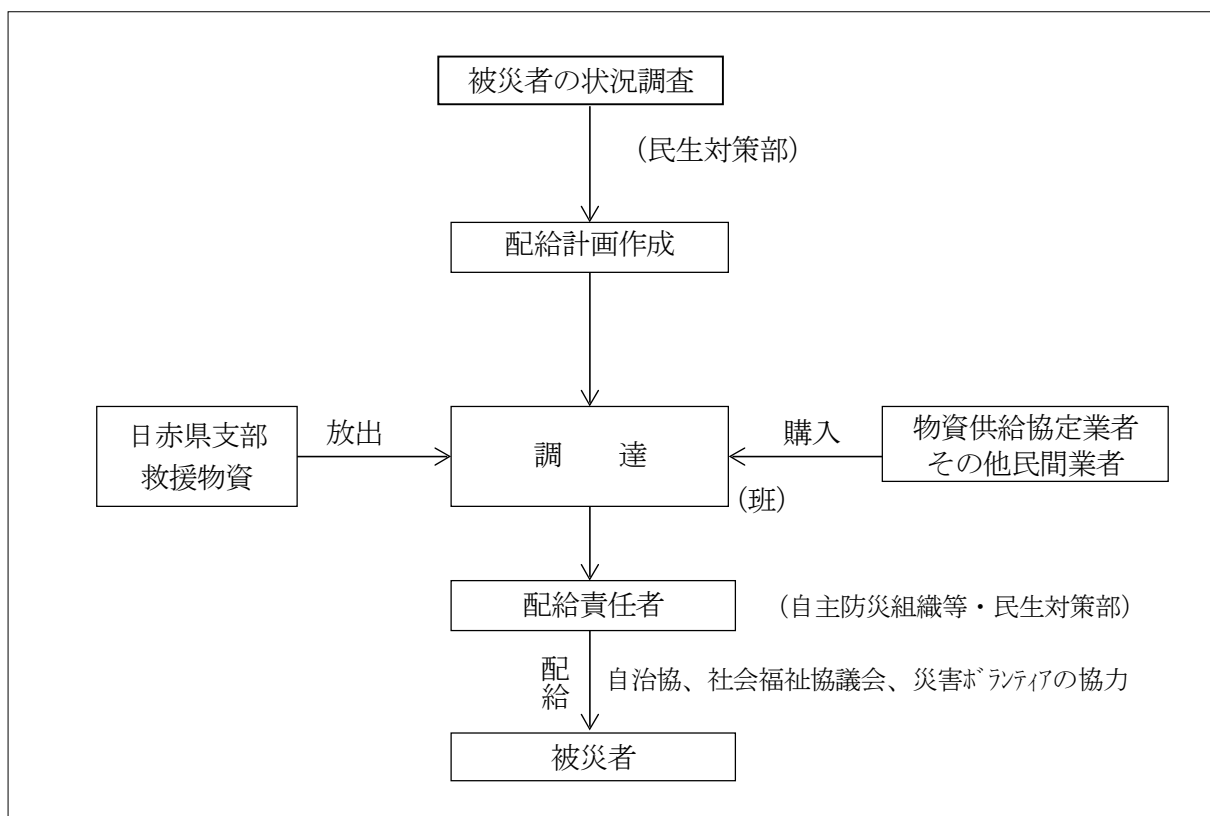
### (3) 救援物資の集積場所

調達した物資または県からの救援物資は、体育館等で運送業者や災害ボランティアの協力を得て仕分け等を行う。

### (4) 給与または貸与の費用及び期間等

給与または貸与の品目、支給基準、費用・期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

### 生活必需品等の配給計画



## 第18節 応急仮設住宅建設等計画

### 1 基本方針

災害のため住家が全焼、全壊、流失、または半焼、半壊した場合の応急仮設住宅の建設及び応急的修理等を行い、被災者の居住の安定を図る。

### 2 実施責任者

市災対本部長（市長）が被災者に対する応急仮設住宅の設置について行う。災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合または知事の実施を待つことができない場合は、市災対本部長（市長）が実施する。

担当は、災害対策部があたる。

### 3 応急仮設住宅の設置

#### (1) 応急仮設住宅の入居基準

応急仮設住宅に収容する被災者は、以下のとおり災害のため住家が全焼・全壊・流失した者もしくは、災害のため居住する住家がない者とする。

応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。

また、応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

#### (2) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設は、本部会議が検討し民生対策部からの要請により災害対策部が実施する。

#### (3) 建設用地の決定

災害の状況に応じ、飲料水・衛生環境・交通の利便・教育等を勘案の上、出来る限り公有地を選定する。

(4) 応急仮設住宅建設等の費用期間等

応急住宅建設要領（救助法の適用）

設置場所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは県または私有地（所有者と協議）。
設置規模	1戸あたり 29.7 m <sup>2</sup> （9坪）以内（救助法基準限度額対象面積）
設置費用	国が示す限度額を基本とする。
着工期間	災害発生日から 20 日以内に着工 （内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供与期間	完成の日から 2 か年以内

4 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半焼・半壊し日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では、応急修理することが出来ない者とする。

(2) 修理の範囲

居室・炊事場・便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

(3) 応急修理の費用期間等

住宅の応急修理要領（救助法の適用）

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から 1 ヶ月以内（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。）

## 5 応急仮設住宅の建設候補地

応急仮設住宅の建設候補地は次のとおりとする。

応急仮設住宅候補地

名 称	所在地	面 積	建設戸数	担当課	備 考
浮羽体育センター	浮羽町朝田 421-1	11,248 m <sup>2</sup>	108 戸	生涯学習課 (スポーツ文化 振興係)	用途指定なし 取付道路7.5m
大春トリムセンター	浮羽町山北 783-69	15,692 m <sup>2</sup>	164 戸	生涯学習課 (スポーツ文化 振興係)	用途指定なし 取付道路7.5m
吉井体育センター グラウンド	吉井町983- 1	10,274 m <sup>2</sup>	120 戸	生涯学習課 (スポーツ文化 振興係)	用途指定なし 取付道路7.0m
旧浮羽東高校グラウンド	吉井町 499-1	16,918 m <sup>2</sup>	182 戸	企画財政課 (契約管財係)	用途指定なし 取付道路8.5m

## 第19節 防疫及び清掃計画

### 1 基本方針

被災地区において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及び蔓延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行い、飲食に起因する危害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

### 2 防疫計画

#### (1) 実施責任者

市災対本部長（市長）が責任をもって、被災地区の防疫を行うが、市独自で実施することが困難な場合は、県・他市町村及び医師会等、関係機関の応援協力のもとに実施する。

#### (2) 防疫及び調査班の編成

被災地区の防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班、調査班を編成する。

##### ア. 防疫班

市は環境対策部を中心に防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

衛生主任（班長）	1名
作業員	2～3名
助手	1名

##### イ. 調査班

市は健康状態の把握のため必要があるときは、保健所及び医師会等関係機関の協力を得ながら、調査班を編成する。（医療救護班・指導班）

#### (3) 防疫等の種類及び方法

##### ア. 健康調査

被災地区内の感染症患者の早期発見及び患者の収容、ならびに汚染地区の消毒・清掃等環境の整備及び改善を図るため、医師会等関係機関及び県の協力を得ながら、住民の健康状態を把握する。

##### イ. 臨時予防接種

被災地区の感染症発生を予防するため、臨時の予防接種の必要がある場合は県知事の指示により、種類・対象・期間等を定めて医師会等関係機関と協力して、臨時の予防接種を実施する。

##### ウ. 消毒の措置等

感染症法に基づく消毒の措置については、県知事（県保健福祉（環境）事務所）からの指示・指導に基づき環境対策部は次の要領により消毒活動を実施する。

- (ア) 浸水家屋等・下水・その他不潔場所の消毒
- (イ) 避難所の便所・その他不潔場所の消毒
- (ウ) 井戸の消毒
- (エ) 状況によって、ねずみ族・昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

エ. 各地域における家屋の消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配付して床・壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び野菜等の消毒について衛生上の指導を行う。

(4) 患者等に対する措置

被災地に感染症が発生し、または保菌者を把握したときは、速やかに県保健福祉（環境）事務所に連絡するものとする。

感染症指定医療機関

区分	名称	所在地	電話番号
第一種	福岡東医療センター	古賀市千鳥1丁目1-1	092-943-2331
第二種	聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322
第二種	新古賀病院	久留米市天神町120	0942-38-2222
第二種	筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511
第二種	独立行政法人国立病院機構大牟田病院	大牟田市大字橋1044-1	0944-58-1122

※第一種は県内一カ所のみ。第二種は筑後地区のみ記載。

(5) 新型インフルエンザ等感染症に対する措置

病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）並びに、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、うきは市が策定した「うきは市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」）に基づき、必要な措置を講じる。

### 3 清掃計画

被災地における、ごみの収集及びし尿の汲み取り処分、へい獣の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るため定めておく。

(1) 実施責任者

市災対本部長（市長）が被災地区における清掃業務を実施するが、実施困難な場合は、県・隣接市町村の応援を要請して行う。

## (2) 清掃の方法

### ア. ごみ収集処分

- (ア) 食品の残廃物を優先的に収集する。ごみの処分は、焼却場の他、必要に応じて埋め立て、露天焼却等と環境衛生上支障のない方法で行う。
- (イ) 処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、市民に周知する。
- (ウ) 市のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を要請する。

### イ. し尿の収集処分の方法

- (ア) 大規模な災害が発生し、トイレが使用不能となった場合、仮設トイレを借上げ、避難所その他必要と認める箇所に設置する。
- (イ) 被災地域での処理能力が及ばない場合はとりあえずの措置として便池内容の2～3割程度の汲み取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮するとともに、し尿の処分は、従来の処分の方法にて実施する。
- (ウ) 市のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を要請する。

### ウ. へい獣の処理方法

へい獣の処理は、へい獣の処理取扱場で行うのが困難な場合、適当な場所に収集し、埋没または焼却等の方法で処理する。

#### へい獣の処理施設

名 称	所在地	電話番号
北九州エレコム共同組合	〒808-0021 北九州市若松区響町 1-12-5	093-752-6636

## 4 動物等の保護収容

衛生班は必要に応じて動物収容チームを設置し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係機関と協力して放浪動物の保護及び危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。また、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼養の指導を行うなど避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。



## 5 災害廃棄物の一時集積場所

大規模災害が発生した場合には、被災建物等から瓦礫類、粗大ゴミ、生活ごみ、その他適正処理が困難な廃棄物が、一時的に大量に発生することが予想されるため、関係機関と調整し、一時集積場所を確保しておく。ただし、集積を行うにあたっては、廃棄物の種別により分別を行うなど、付近住民への配慮と協力を依頼する。さらに、災害規模により一時集積場所が不足する場合においては、市が所有する公有施設及び、行政区が所有する運動公園等も集積場所として検討を行う。

災害廃棄物一時集積場所

集積場所	住 所	面 積	所有者 (管理者)	連絡先
吉井体育センターグラウンド	吉井町 983-1	10,274 m <sup>3</sup>	うきは市	うきは市
浮羽体育センター	浮羽町朝田 421-1	11,248 m <sup>2</sup>	うきは市	うきは市
末岡鉱業跡地	浮羽町小塩 5742-43	10,000 m <sup>2</sup>	うきは市	うきは市
藤波ダム公園	浮羽町小塩 6128-6	6,500 m <sup>2</sup>	うきは市	うきは市
うきは久留米環境施設組合 所有地（中島畑内）	吉井町橘田 470-1 外 11 筆	9,981 m <sup>2</sup>	うきは久留米 環境施設組合	うきは久留米 環境施設組合

## 第20節 遺体の搜索及び処理ならびに埋葬計画

### 1 基本方針

災害によって既に死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容・処理・埋葬については、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する。

### 2 実施責任者

市災対本部長（市長）が遺体の搜索及び収容埋葬を行うが、災害救助法が適用された場合の実施は県知事の補助機関として行い、市災対本部が警察と協力して行う。

### 3 遺体の搜索等

《行方不明者の搜索及び収容埋葬対象者》

- |  |
|--|
| ① 行方不明の状態にある者で、周囲の状態から既に死亡していると推測される者<br>② 死亡と確認された者 |
|--|

#### (1) 実施者及び方法

遺体搜索の計画は、市災対本部が警察と協力して搜索班を編成し、必要なゴムボート、その他機械器具を活用して実施する。状況により消防機関の応援及び地域市民の応援を得て実施する。

また、遺体を発見したときは、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、市災対本部及び警察署に連絡する。

#### (2) 応援要請等

##### ア．関係市町村への要請

被災し隣接市町村の応援を要する場合、または遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、漂着が予想される市町村に対し搜索の依頼を要請する。

##### イ．応援の提示事項

応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 遺体が漂着していると思われる場所

(イ) 遺体数及び氏名・性別・年齢・容貌・特徴・着衣等

##### ウ．応援を要請する人数、または舟艇・器具等

### 4 遺体収容所の設置とその活動

#### (1) 遺体収容所の設置に関する事前準備

遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、必要により、県、警察署及び関係機関と協議し、条件整備に努める。

- ア. 遺体収容所の管理者の指示等、管理全般に関する事項
- イ. 遺体の搜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項
- ウ. 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- エ. 遺体収容所設置等に供する資機材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

- (2) 遺体を一時的に保存する施設として、災害発生箇所、災害の規模等により、当該災害時に使用しない指定避難所等を、遺体収容施設として開設する。

## 5 納棺用品等の確保

遺体を収めるための棺や保存のためのドライアイス等納棺に必要な用品を、近隣の葬儀業者から確保する。また、搜索、収容、埋葬に必要な人員、遺体搬送車ならびに処理のための施設を確保する。

## 6 遺体の収容、処理方法

### (1) 遺体の見分、検視

明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けた場合は、警察は遺体の見分、検視を行う。遺体の見分にあたっては、指紋の採取、写真撮影等を行う。

### (2) 関係者への連絡

警察による見分、検視が終了後、遺体の身元が判明している場合は、遺族に引き渡す。また、必要に応じて遺体の受取人がいないとき、または身元不明の遺体は、検視調書を添え市災対本部長（市長）に引き渡す。

### (3) 遺体の処理

- ア. 見分、検視が終了した遺体について必要により医師等による死因その他の医学的検査を実施する。
- イ. 検視及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。
  - (ア) 遺体の識別のため、死体の洗浄・縫合・消毒等を行い、遺体撮影等により身元確認の措置をとるとともに、遺体処理台帳の整備を行う。
  - (イ) 遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、または死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体を特定の場所に集めて、埋葬の処理をするまで一時保存する。

### (4) 遺体の埋葬

災害の際死亡したもので、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、または遺族がいない場合は、次のように遺体の埋葬を実施する。埋葬は、原則的に火葬とする。

- ア. 被災地以外に漂着した遺体で身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人扱いとする。
- イ. 市内で、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣市町村に火葬協力を依頼する。

ウ. 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。

エ. 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引き渡す。

オ. 遺骨の引取り人がない場合は、市災対本部長（市長）が指定する場所に仮埋葬する。

#### 《遺体の処理方法》

① 検死・検案
② 遺体の洗浄、縫合、消毒等
③ 遺体の一時保存

※ ①～③は、遺族ができないときに市で実施

※ 身元を判別しない遺体、または短期間に埋火葬することが困難な場合にはそのまま一時保存する。

## 7 費用及び期間

遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

### (1) 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定によって処理する。

#### 《行方不明者の捜索及び埋葬の期間》

ア. 遺体の捜索 イ. 処理 ウ. 埋葬	災害発生の日から 10 日以内
----------------------------	-----------------

※ 現に遺体を捜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認により期間の延長あり。

### 遺体の処理、埋・火葬関係一覧

種別	名称	住所	電話番号
火葬場	うきは市浄光苑	うきは市浮羽町小塩 5381-4	0943-77-8391
葬儀場	うきは斎場	うきは市浮羽町朝田 1005	0943-77-8800
〃	草苑吉井	うきは市吉井町 256-3	0943-75-3579
〃	総合会館アルカス やすらぎホール	うきは市吉井町 682-1	0943-74-2200
〃	玉泉院吉井斎場	うきは市吉井町 549-4	0943-75-8118
〃	アルカスうきは	うきは市浮羽町朝田 694-1	0943-77-1030

## 第21節 緊急輸送計画

### 1 基本方針

災害時における、被災者の避難、傷病者の収容・隔離、災害応急対策要員の移送、災害対策用資機材、生活必需品物資の輸送を迅速かつ的確に行うため、緊急輸送等の対策を充実する。

### 2 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、物資等の種類・数量、緊急度ならびに現地の交通施設等の状況を勘案して行う。

- (1) 車両による輸送
- (2) 列車による輸送
- (3) 航空機（ヘリコプター等）輸送
- (4) 人力による輸送

### 3 輸送の対象

輸送の対象は次のとおりとする。

- (1) 傷病者
- (2) 要配慮者の被災者
- (3) 避難者
- (4) 災害対策要員
- (5) 各資機材
- (6) 水、食糧、生活必需品
- (7) 救助物資
- (8) 遺体
- (9) その他

### 4 車両による輸送

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合の他は、車両により迅速・確実に輸送する。

#### (1) 市有車両等の確保

車両の確保・配車については、総合対策部が担当し、各対策部が車両を必要とする場合は、総合対策部に配車の要請をする。

### 市有車両

車名	台数	車名	台数
トラック	2台	軽乗用車	16台
普通ライトバン	9台	軽トラック	7台
軽ライトバン	19台	普通乗用車	2台
バス(29人乗り)	2台	消防車	27台
バス(10人乗り)	4台		

平成25年10月現在

## 5 市有以外の車両等の確保

各対策部は市有以外の車両等を必要とする場合、総合対策部に車両の確保を要請する。要請があった場合は、直ちに他の民間団体の車両・営業用の車両等を確保する。

### (1) 緊急通行車両

#### ア. 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の規制または制限を行った場合、災害対策活動に従事する車両のうち、当該道路を通行しようとする車両は、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

緊急通行車両であることの確認は、県または公安委員会(各警察署)に対し所定の書類をもって申請する。

#### イ. 緊急通行車両の使用

緊急通行車両の確認を受けた場合、各車両ごとに確認証明書・標章の交付を受ける。標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

#### ウ. 事前届出済み車両の証明書交付

事前届出を申請している車両については、県または公安委員会(各警察署)に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに確認証明書・標章の交付を受けることができる。

## 6 列車による輸送

一度に多くの被災者を輸送する場合等、列車輸送の方が効率的な場合においては、列車輸送により必要物資等の確保を図る。列車輸送を必要とする場合は、総合対策部はJRに要請する。

## 7 航空機（ヘリコプター）による輸送

災害により地上輸送がすべて不可能な場合等、航空機による輸送の必要が生じた場合は県を通じ航空機輸送の要請を行う。

## 8 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は労務者による人力の輸送を行う。労務の確保は「第3章 風水害応急対策に関する計画 第24節 災害時応急対策要員の供給計画 4 労務者雇上げ」

(P151) によるものとする。労務者の確保が困難な場合、物資の輸送が緊急を要する場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。自衛隊の派遣要請依頼は、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第9節 応援要請計画」(P113) によるものとする。

## 第22節 交通施設災害応急対策計画

### 1 基本方針

災害時に、交通施設を確保することは特に重要であることから、道路・橋梁の被害状況及び危険箇所を直ちに把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

### 2 応急対策

#### (1) 被害状況の調査

パトロール及び協力事業所よりの情報収集を通じて市内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省福岡国道事務所、久留米県土整備事務所、消防署、警察署等関係機関と連絡を密にし、隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

#### (2) 道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたしている場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。市が管理する道路は、市が応急・復旧対策を行う。

#### (3) 交通規制

被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の輸送を確保するため必要と認めるときは、県公安委員会（うきは警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、市道の損壊、決壊その他の事由により交通が危険である場合、市は道路法第46条に基づく通行の禁止または制限措置を施す。

### 3 復旧対策

#### (1) 道路の応急復旧

ア. 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急道路及び主要道路から優先的に行う。

イ. 市は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう以下の点を考慮し、土木協力会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

(ア) 消火活動、救出活動上重要な道路

(イ) 緊急医療上重要な道路（病院やヘリポートへのアクセス道路）

(ウ) 緊急物資の輸送上重要な道路

(エ) 広域応援受け入れ上重要な道路



(2) 仮設道路の設置

市が管理する道路が被災した場合は、迂回路等の有無を充分調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用するが、他に交通の手段がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

市内の重要道路

道路の種類	路線名	道路管理者連絡先
国道	210号線、210号線(バイパス)	福岡国道事務所
県道	浮羽草野久留米線 吉井恵蘇宿線、甘木吉井線 山北日田線、朝田日田線、八女香春線 保木吉井線、吉井妹川線、長栖高橋線 甘木朝倉田主丸線、久留米浮羽線	久留米県土整備事務所
市道	1級(24路線) 2級(60路線)	うきは市

## 第23節 障害物除去計画

### 1 基本方針

災害に際して、土石、竹木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等、主要道路、河川等の障害物の除去等の災害応急措置を迅速かつ的確に実施する。

### 2 実施責任者

市災対本部長（市長）が実施責任者として障害物の除去を行うが、災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施は、知事の補助機関として行う。

### 3 障害物の除去の対象

災害において、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象としては、次のような場合が考えられる。

- (1) 障害物のため、日常生活が営み得ない状態であること。
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物がある場合、または障害物により家への出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない場合。
- (4) 住家が半壊、または床上浸水を受けた場合。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合。

### 4 除去の方法

除去については、市災対本部が消防団、土木協力会及び建設業共同組合等と協力し、原則としては機械力により除去する。

### 5 障害物の保管等の場所

- (1) 障害物の大小によるが再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名簿を公開する。

### 6 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が破損する恐れがあるとき、または保管に多額の費用、または手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。売却の方法は、競争入札または随意契約により行う。

## 第24節 災害時応急対策要員の供給計画

### 1 基本方針

災害応急対策を迅速・的確に実施するため、必要な要員を確保し労務供給の万全を図るため、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

### 2 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体の活用については、市災対本部長（市長）が行う。

### 3 民間団体等の協力要請等

#### (1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず土木協力会、建設業共同組合及び災害ボランティアの動員、次に労務者の雇上げ、特に必要な場合は近隣の者の協力を得る。

※災害ボランティアについては、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第25節 災害ボランティアの編成及び支援計画」（P152）を参照

#### (2) 動員の要請

災害の程度により、各対策部が労務者を必要とするときは、次の事項を示し総合対策部を通じ要請するが、なおも作業が不可能または人員が不足するときは、県に応援または派遣を要請する。

- ア. 応援を必要とする理由
- イ. 作業の内容
- ウ. 従事場所
- エ. 労務の種別
- オ. 就労予定期間
- カ. 所要人員
- キ. 集合場所

### 4 労務者雇上げ

活動要員及び災害ボランティアの人員が不足、または特殊作業のための労力が必要なときは、労務者を雇用する。市だけでは労務者が不足したとき、または雇用ができないときは、県を通じてハローワークへ要請し確保を図る。

## 第25節 災害ボランティアの編成及び支援計画

### 1 基本方針

大規模災害が発生したときには、市、社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

### 2 災害ボランティアの編成

社会福祉協議会と民生対策部は次の団体の協力を得てボランティアを編成する。

- ア. ボランティア連絡協議会
- イ. 日本赤十字奉仕団
- ウ. 自主防災組織
- エ. その他の団体

### 3 災害ボランティアの動員支援

社会福祉協議会と民生対策部は、県、日本赤十字社と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及び災害ボランティアに対する被災地の必要性の把握に努め、その情報を示して災害ボランティアの参加、協力を求め、災害応急対策の実施にあたる。

また、災害ボランティアの受け入れに際しては、高齢者・傷病者介護や外国語の能力等の技能等が効果的に活用されるよう配慮するとともに、市は必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等、円滑な実施が図られるよう支援する。

### 4 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は概ね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア. 避難所運営の補助
- イ. 炊き出し、食糧・飲料水等の配布
- ウ. 救援物資等の仕分け、輸送
- エ. 高齢者、障がい者等の介護補助
- オ. 清掃及び防疫活動
- カ. 災害ボランティアセンター運営の補助
- キ. 被災者の話し相手・励まし
- ク. 災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- ケ. その他被災地での軽作業

#### 災害ボランティアの活動拠点(災害ボランティアセンター)

名 称	所 在 地	施設管理者	連 絡 先
うきは市総合福祉センター	うきは市吉井町 347-1	市 長	0943-76-3977

※市は災害ボランティアの数に応じ、公共施設を確保する

## 第26節 文教対策計画

### 1 基本方針

災害により教育施設または児童・生徒が被災し、通常の教育を行えない場合には、文教施設の応急復旧を行うとともに、被災生徒に学用品等を支給する等の応急教育実施のための措置を講ずる。

### 2 実施責任者

小・中学校の応急教育、文教施設の応急復旧作業は、市災対本部長（市長）、市教育委員会が行う。また、各小中学校の災害発生の場合に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

### 3 応急教育対策

#### (1) 災害発生時の措置

##### ア. 授業開始後の措置

災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、文教対策部（教育委員会）と協議し必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を充分理解させ、低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添う等の措置をとる。

##### イ. 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線等を通じて広報する。

#### (2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって、次の方法による。

##### ア. 校舎の一部が利用できない場合

イ. 屋内運動場等を利用してなお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ. 被災学校が1校で、全部または大部分が使用不能の場合、コミュニティセンター等の施設を借用する。

##### エ. 特定の地区が全体的に被災を受けた場合

避難先の最寄りの学校、または被災をまぬがれた公共的施設を利用する。利用すべき施設がない場合は、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずる。

### 4 教科書及び学用品の調達ならびに支給

#### (1) 調達方法

##### ア. 教科書の調達

被災学校の学校別・学年別・使用教科書毎に、その数量を速やかに調査し、県に報告するとともに指示に基づき教科書供給書店に連絡し、供給を受ける。

また、市内の他の学校ならびに他の市町村に対し、使用済みの古本の供与を依頼する。

#### イ. 学用品の調達

学用品については、県より送付を受けた物を配布するほか、県の指示により調達する。

#### (2) 支給対象者

住家が全壊・全焼・流失・半壊・半焼または床上浸水の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品を喪失または毀損した者に対して支給する。

#### (3) 支給の方法

文教対策部（教育委員会）は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

#### (4) 支給品目

- ア. 教科書
- イ. 文房具（ノート・鉛筆・消ゴム・クレヨン等）
- ウ. 通学用品（運動靴・カバン等）
- エ. その他

### 5 教科書及び学用品等の給付の費用・期間

教科書及び学用品の支給品目、費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

### 6 学校給食対策

文教対策部（教育委員会）は、応急給食の必要があると認めたときは、民生対策部及び県ならびに関係機関と協議の上、応急給食を実施する。

### 7 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員・児童・生徒に対し、感染症予防接種・健康診断を医師会及び保健所に依頼し、実施する。

### 8 心のケア対策

市及び学校長は、保健所等関係機関と連携し、被災した児童・生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等心に傷を受けた児童・生徒の心の健康保持に努める。

## 第4章 震災応急対策に関する計画

### 第1節 組織計画

#### 1 基本方針

市災対本部に関する事項は、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第1節 市災対本部」(P78)に準じて行うほか、以下によって行う。

#### 2 本部の設置時期及び廃止の時期

市長は、地域内に震度5強以上の地震を観測したとき、及び大規模の災害が発生し災害の規模が相当地に拡大する恐れがあるとき、市長の権限に基づいて市災対本部を設置する。廃止の時期は、市災対本部長の判断に基づき予想された災害の危険が解消したと認められたとき、または災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに市災対本部廃止の決定がなされる。

### 第2節 動員計画

#### 1 基本方針

動員計画については、「第3章 風水害応急対策に関する計画 第2節 動員計画」(P86)に準じて行うほか、市内に地震が発生した場合、以下により対応を行う。

#### 2 配備基準

- (1) 非常配備の基準は次のとおりとする。また、災害の発生規模及び特性に応じ、基準により難しいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整える。

震災時の配備基準

本部	配備	配備基準		主な活動	配備職員
		震度	警戒被害の目安		
	災害対策準備班	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの人が驚く。</li> <li>・電灯等のつり下げ物は大きく揺れる。</li> <li>・座りの悪い置物は倒れることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働推進課長</li> <li>・消防防災係 (3名以上)</li> </ul>
	災害警戒本部	5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。</li> <li>・棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</li> <li>・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、伝達</li> <li>・自主避難対応</li> <li>・避難所開設の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長公室長</li> <li>・全課長</li> <li>・災害対策準備班要員</li> </ul>
災害対策本部	第1非常配備	5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しい。</li> <li>・棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。</li> <li>・固定していない家具が倒れる。</li> <li>・補強されていないブロック塀が倒れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、伝達</li> <li>・自主避難対応</li> <li>・避難所開設の検討</li> <li>・高齢者等避難発令の検討</li> <li>・広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、副市長、教育長</li> <li>・災害警戒本部要員</li> </ul>
	第2非常配備	6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立っていることが困難である。</li> <li>・固定していない家具の大半が移動する。</li> <li>・壁のタイル、窓ガラスが剥離破損する。</li> <li>・瓦が落下、建物が傾いたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、伝達</li> <li>・自主避難対応</li> <li>・避難所開設</li> <li>・避難指示の検討</li> <li>・応急復旧</li> <li>・広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の副班長以上</li> </ul>
	第3非常配備	6強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・這わないと動くことができない。</li> <li>・固定していない家具のほとんどが移動する。</li> <li>・耐震性の低い木造や建築物は傾くものや倒れるものがある。</li> <li>・大きな地割れが生じたり、地滑りや山体の崩壊が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対応の全活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul>



### 3 動員の伝達系統及び方法

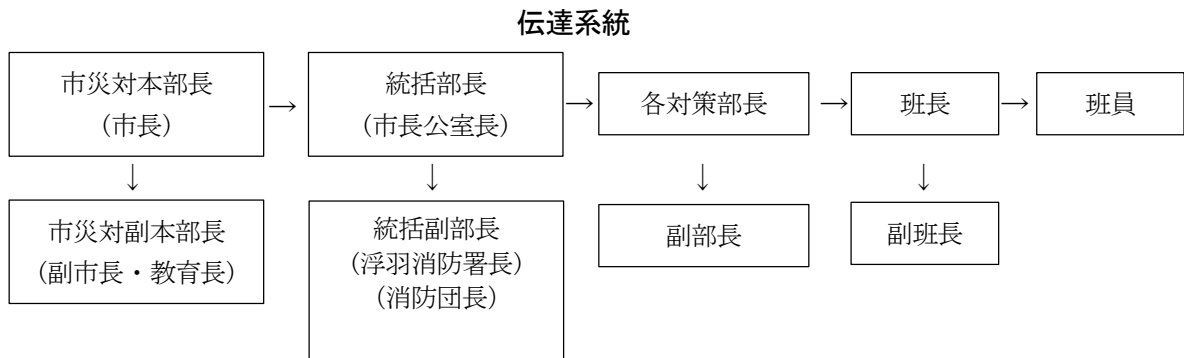
#### (1) 本部職員に対する伝達

##### ア. 配備体制の伝達

市長は、市内で震度5強以上の地震を観測したとき、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認めた場合には、市災対本部を設置する。

設置された場合には、市災対本部長の指示により各対策部長に対し庁内放送、メールまたは防災無線や電話等により第1非常配備体制、あるいは周囲の状況によっては第2非常配備体制、さらに、緊急事態に備えて本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令する。

各対策部長は直ちに所属職員に連絡し指揮監督を行い、情報の収集・伝達・調査・その他応急措置を実施する体制を確立する。



※庁内放送・電話・防災行政無線・伝達員

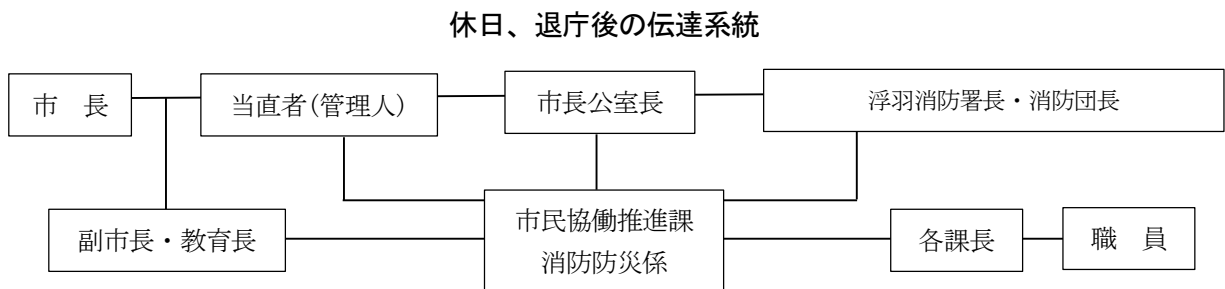
#### イ. 休日または退庁後の連絡体制

##### (ア) 退庁後における各職員の連絡方法

各対策部長は、各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるように措置する。

##### (イ) 当直者による非常伝達

当直者は情報を察知したときは、市長、副市長及び市長公室長に連絡して、指示をあおぎ必要に応じて関係課長に連絡する。



## (2) 職員の非常登庁

地震発生時には、特に発災直後において関係機関が緊密な連絡のもと、的確な初動対応を行う必要がある。そのため職員は報道等により震度情報を確認し、配備基準に基づき速やかに自主登庁する。ただし、交通機関の途絶等で登庁が困難な場合は、可能な限り各所属長に連絡をとり、その旨を報告する。

## (3) 消防団の動員計画

ア. 消防団員の動員については、次のとおりとする。

配備区分	配備基準・主な活動・配備団員
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害警戒本部が設置されたとき</li><li>○ 情報収集連絡活動を主とし、事態の推移によって直ちに団員を招集し活動できる体制とする</li><li>○ 副本部長以上の幹部は本部集合</li></ul>
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第2 非常配備体制がとられたとき</li><li>○ 全団員を各分団詰所に招集し、必要により団長指示のもと分団長指揮により防災活動を実施する</li><li>○ 副本部長以上は本部、団員は各分団詰所で出動体制</li></ul>
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第3 非常配備体制がとられたとき</li><li>○ 全団員を各分団詰所に招集し、必要により団長指示のもと分団長指揮により防災活動を実施する</li><li>○ 副本部長以上は本部、団員は各分団詰所で出動体制</li></ul>

### イ. 消防団の出動

消防団の出動は上記動員計画によるほか、次の場合、市災対本部長は消防団長に連絡の上出動を要請し警戒配置につかせる。

(ア) 国土交通大臣または知事が発する水防警報の警戒情報が発せられたとき

(イ) その他、市災対本部長が必要と認めたとき

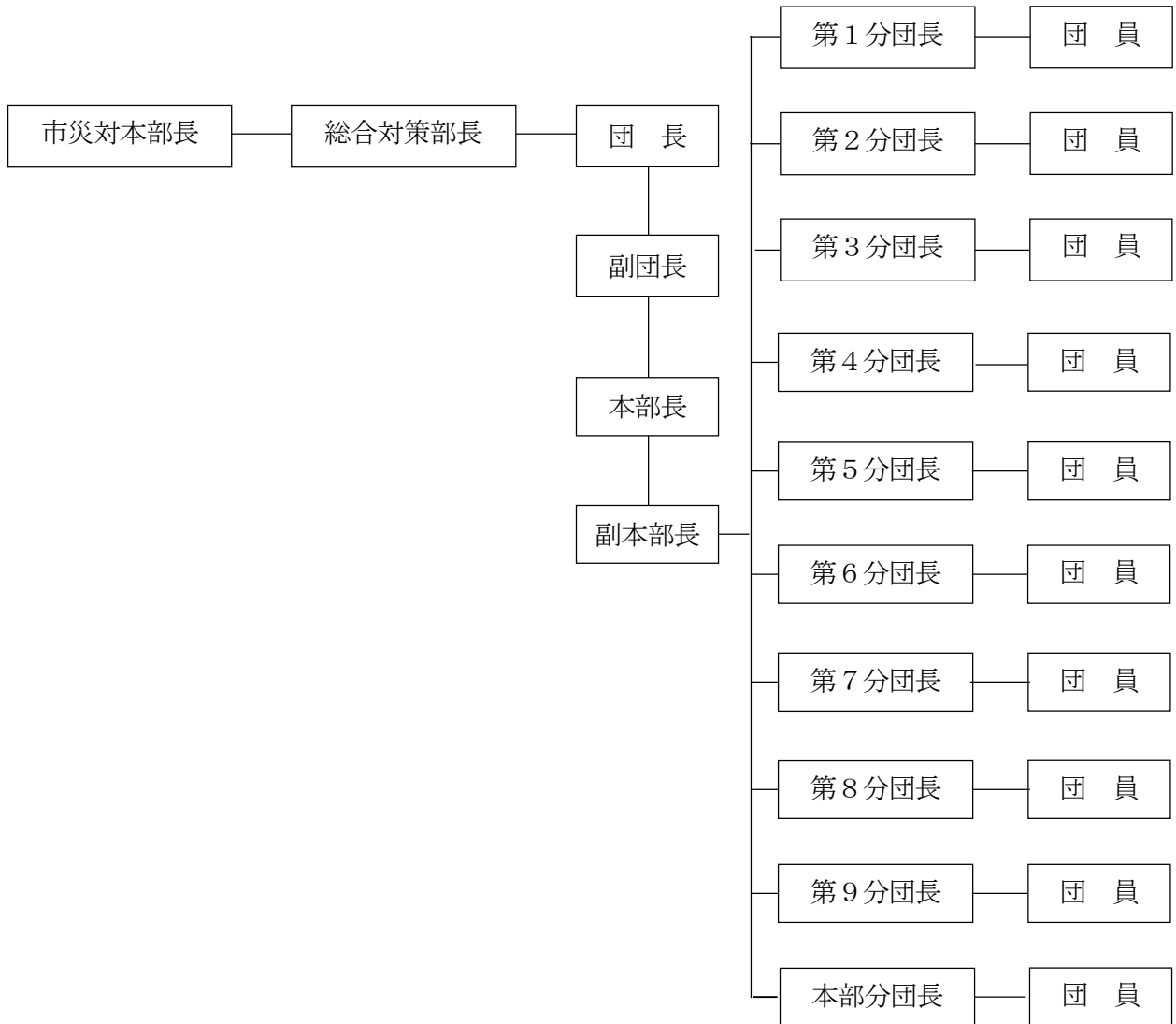
### ウ. 職員の消防団活動への従事

市災対本部長は、職員が消防団員である場合、必要に応じて消防団活動に従事させることができる。

## (4) 消防団に対する伝達及び出動

市長が市災対本部を設置した場合、消防団の伝達は情報伝達を担当する総合対策部より次の系統により伝達、出動するが、地震発生直後から消防団の幹部等とは連絡網をあらかじめ確保し、要請を速やかに実施できるようにする。

消防団への伝達経路



### 第3節 地震関連情報伝達計画

#### 1 基本方針

地震に関する情報を迅速、確実に関係機関及び一般市民に伝達する。

#### 2 予警報の伝達系統

「第3章 第3節 2 (7) 予警報の伝達系統」(P95) 参照。

#### 3 異常現象発見時における措置

##### (1) 発見者の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、次の最も近いところに通報しなければならない。

- ア. 市役所
- イ. 警察署
- ウ. 消防署または消防団

##### (2) 市への通報

異常現象、あるいは地域市民から通報を受けた警察官・消防署員または消防団員は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

市の情報収集担当は次のとおりである。

市民協働推課	市災対本部の開設中は、総合対策部
責 任 者	市民協働推進課長または消防防災係長
電 話 番 号	0 9 4 3 - 7 5 - 3 1 1 1

##### (3) 各関係機関への通報

市長は異常現象の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、気象台・近隣市町村・その他の関係団体等に通報する。

##### (4) 通報を要する異常な現象

- ア. 地震に関する事項
  - 群発地震・・・数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
- イ. その他に関する事項
  - 通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

## 第4節 災害通信計画

### 1 優先電話による通信

「第3章 第4節 2 優先電話による通信」(P98) 参照。

### 2 防災行政無線による通信

「第3章 第4節 3 防災行政無線による通信」(P98) 参照。

### 3 他機関の通信施設の利用

「第3章 第4節 4 他機関の通信施設の利用」(P98) 参照。

### 4 非常通信の利用

「第3章 第4節 5 非常通信の利用」(P98) 参照。

## 第5節 災害情報等の収集・報告計画

### 1 基本方針

「第3章 第5節 災害情報等の収集・報告計画」(P100) に準じて行うが、地震による市内の被害状況を速やかに把握するため、市内を幾つかのブロックに分け、参集した職員で情報の収集を行う。ブロック分け等の方法については、参集できた職員数等を考慮して決定する。なお、災害の規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、県に応援を求める。

### 2 地震関連情報の発表

福岡管区気象台から発表される地震関連情報の種類・内容は、次のとおりである。

種 類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の発生時刻を速報する。
地震情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。なお震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

## 第6節 災害広報計画

### 1 基本方針

「第3章 第6節 災害広報計画」(P102)に準じて行うが、震災時には以下の広報内容にも留意して行う。

### 2 広報の内容

時 期	内 容
災 害 発 生 直 後	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難の指示</li><li>・地震情報</li><li>・被害の状況</li><li>・電話の自粛</li><li>・市民のとるべき措置</li><li>・自主防災活動の要請</li></ul>
応 急 対 策 活 動 時	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害の状況、余震等の情報</li><li>・交通状況等の被害状況</li><li>・応急対策の状況</li><li>・市民のとるべき防災対策</li><li>・食糧・飲料水の供給等に関する情報</li><li>・その他必要な事項</li></ul>

## 第7節 事前措置計画

「第3章 第7節 事前措置計画」(P103) 参照。

## 第8節 避難計画

### 1 実施責任者

「第3章 第8節 2 実施責任者」(P104) 参照。

### 2 避難の指示の基準

「第3章 第8節 3 避難の指示の基準と警戒レベルと住民がとるべき行動」(P104) 参照。

### 3 避難の区分

「第3章 第8節 4 避難の区分」(P105) 参照。

### 4 県に対する報告

「第3章 第8節 5 県に対する報告」(P105) 参照。

### 5 関係機関への連絡

「第3章 第8節 6 関係機関への連絡」(P105) 参照。

### 6 伝達の方法

「第3章 第8節 7 伝達の方法」(P106) 参照。

### 7 指示伝達事項

「第3章 第8節 8 指示伝達事項」(P106) 参照。

### 8 避難場所及び避難誘導・移送

「第3章 第8節 9 避難場所及び避難誘導・移送」(P106) 参照。

### 9 避難所の運営

「第3章 第8節 10 避難所の運営」(P106) 参照。



## 第9節 応援要請計画

### 1 県、市町村及び関係機関への要請

「第3章 第9節 2 県、市町村及び関係機関への要請」(P113) 参照。

### 2 自衛隊に対する災害派遣要請依頼

「第3章 第9節 3 自衛隊に対する災害派遣要請依頼」(P115) 参照。

### 3 自衛隊の支援活動の内容

「第3章 第9節 4 自衛隊の支援活動の内容」(P116) 参照。

### 4 経費の負担区分

「第3章 第9節 5 経費の負担区分」(P117) 参照。

### 5 臨時ヘリポートの設置

「第3章 第9節 6 臨時ヘリポートの設置」(P117) 参照。

## 第10節 二次災害の防止計画

### 1 基本方針

地震による火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対し迅速に対応する。

### 2 出火防止、初期消火

地震による火災は時間帯、気象状況等によっては同時多発する恐れがあり、その被害を軽減するためには、出火防止措置及び初期消火が有効である。そのため、地震発生直後の情報収集活動に際し、市民に対して出火防止・初期消火活動を呼びかける。また、情報収集中に火災発生を知ったときは、速やかに警戒本部または対策本部に連絡する。

### 3 消防活動

地震によって通行に障害がでる被害発生が考えられ、また火災が同時多発した場合には、消防活動に相当の困難が生じると考えられる。そのため状況に応じて重点的に消防力を投入したり、延焼阻止線を設定する等消防署と消防団の連携を密にして効率的な消防活動を図る。

### 4 危険箇所の安全対策

余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害、宅地災害等の危険箇所の点検を専門技術者や、九州地方整備局を通じて九州防災エキスパート協会等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行うこととする。その結果、危険性が高いと判断された場所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害発生の恐れがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

### 5 応急危険度判定の実施

被災した建築物の余震等による倒壊の危険性、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定は、応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。また、判定の結果「危険」とされた建築物は立ち入り禁止の措置を促す。また、応急危険度判定士の確保のため、以下の措置を行う。

- (1) 市内建設関係団体へ派遣を要請する。
- (2) 県、他市町村へ派遣を要請する。
- (3) 災害ボランティアの募集のための広報を行う。

## 第11節 災害救助法の適用

### 1 災害救助法の適用基準

「第3章 第11節 2 災害救助法の適用基準」(P120) 参照。

### 2 災害救助法の適用手続

「第3章 第11節 3 災害救助法の適用手続」(P121) 参照。

### 3 救助業務の実施者

「第3章 第11節 4 救助業務の実施者」(P121) 参照。

### 4 救助の内容

「第3章 第11節 5 救助の内容」(P121) 参照。

## 第12節 消防計画

### 1 基本方針

「第3章 第12節 消防計画」(P124)に準じて行うこととするが、地震時においては以下の点に留意して行う。

### 2 地震時の消防活動の実施

#### (1) 消防署、消防団の活動

##### ア. 情報収集

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 消防活動の状況及び通行可能な道路の把握
- (ウ) 消防水利等の状況

##### イ. 消防活動時の留意点

- (ア) 風向き、建築物の分布等を考慮した効率的な消火活動
- (イ) 延焼火災が少ない地区における集中消火による安全地区の確保
- (ウ) 延焼火災の多い地区における避難のための避難路の確保
- (エ) 危険物のある地区の立入禁止の措置
- (オ) 病院、避難所、幹線道路等の防災拠点施設等の優先的な消火
- (カ) 火災現場近くなどの倒壊家屋の生き埋め者を優先救出

#### (2) 地震時の市民、事業所の活動

- ア. ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止による火気の遮断
- イ. 火災発生時の消火器、汲み置き水等による初期消火活動
- ウ. 初期救出活動

近隣に軽微な倒壊家屋による生き埋め者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

## 第13節 救出計画

「第3章 第13節 救出計画」(P126) 参照。

## 第14節 医療及び助産計画

### 1 実施責任者

「第3章 第14節 2 実施責任者」(P127) 参照。

### 2 医療及び助産の対象者

「第3章 第14節 3 医療及び助産の対象者」(P127) 参照。

### 3 医療救助の範囲

「第3章 第14節 4 医療救助の範囲」(P127) 参照。

### 4 医療救助の期間

「第3章 第14節 5 医療救助の期間」(P127) 参照。

### 5 助産救助の範囲

「第3章 第14節 6 助産救助の範囲」(P127) 参照。

### 6 助産救助の期間

「第3章 第14節 7 助産救助の期間」(P127) 参照。

### 7 医療及び助産の方法

「第3章 第14節 8 医療及び助産の方法」(P128) 参照。

## 第15節 給水計画

### 1 実施責任者

「第3章 第15節 2 実施責任者」(P129) 参照。

## 2 応援の要請

「第3章 第15節 3 応援の要請」(P129) 参照。

## 3 給水活動の実施

「第3章 第15節 4 給水活動の実施」(P129) 参照。

## 4 優先給水施設

「第3章 第15節 5 優先給水施設」(P130) 参照。

## 5 給水の費用及び期間

「第3章 第15節 6 給水の費用及び期間」(P130) 参照。

## 第16節 食糧供給計画

### 1 災害時の応急配給措置

「第3章 第16節 2 災害時の応急配給措置」(P131) 参照。

## 第17節 衣料、生活必需品等物資の供給計画

### 1 実施責任者

「第3章 第17節 2 実施責任者」(P133) 参照。

### 2 給与または貸与の対象者

「第3章 第17節 3 給与または貸与の対象者」(P133) 参照。

### 3 給与または貸与の方法

「第3章 第17節 4 給与または貸与の方法」(P134) 参照。

## 第18節 応急仮設住宅建設等計画

### 1 実施責任者

「第3章 第18節 2 実施責任者」(P135) 参照。

## 2 応急仮設住宅の設置

「第3章 第18節 3 応急仮設住宅の設置」(P135) 参照。

## 3 住宅の応急修理

「第3章 第18節 4 住宅の応急修理」(P136) 参照。

### 第19節 防疫及び清掃計画

#### 1 防疫計画

「第3章 第19節 2 防疫計画」(P138) 参照。

#### 2 清掃計画

「第3章 第19節 3 清掃計画」(P139) 参照。

### 第20節 遺体の捜索及び処理ならびに埋葬計画

#### 1 実施責任者

「第3章 第20節 2 実施責任者」(P142) 参照。

#### 2 遺体の捜索等

「第3章 第20節 3 遺体の捜索等」(P142) 参照。

#### 3 遺体収容所の設置とその活動

「第3章 第20節 4 遺体収容所の設置とその活動」(P142) 参照。

#### 4 納棺用品等の確保

「第3章 第20節 5 納棺用品等の確保」(P143) 参照。

#### 5 遺体の収容、処理方法

「第3章 第20節 6 遺体の収容、処理方法」(P143) 参照。

## 6 費用及び期間

「第3章 第20節 7 費用及び期間」(P144) 参照。

### 第21節 緊急輸送計画

#### 1 輸送方法

「第3章 第21節 2 輸送方法」(P145) 参照。

#### 2 輸送の対象

「第3章 第21節 3 輸送の対象」(P145) 参照。

#### 3 車両による輸送

「第3章 第21節 4 車両による輸送」(P145) 参照。

#### 4 市有以外の車両等の確保

「第3章 第21節 5 市有以外の車両等の確保」(P146) 参照。

#### 5 列車による輸送

「第3章 第21節 6 列車による輸送」(P146) 参照。

#### 6 航空機（ヘリコプター）による輸送

「第3章 第21節 7 航空機（ヘリコプター）による輸送」(P147) 参照。

#### 7 人力による輸送

「第3章 第21節 8 人力による輸送」(P147) 参照。

### 第22節 交通施設災害応急対策計画

#### 1 応急対策

「第3章 第22節 2 応急対策」(P148) 参照。



## 2 復旧対策

「第3章 第22節 3 復旧対策」(P148) 参照。

### 第23節 障害物除去計画

#### 1 実施責任者

「第3章 第23節 2 実施責任者」(P150) 参照。

#### 2 障害物の除去の対象

「第3章 第23節 3 障害物の除去の対象」(P150) 参照。

#### 3 除去の方法

「第3章 第23節 4 除去の方法」(P150) 参照。

#### 4 障害物の保管等の場所

「第3章 第23節 5 障害物の保管等の場所」(P150) 参照。

#### 5 障害物の売却及び処分方法

「第3章 第23節 6 障害物の売却及び処分方法」(P150) 参照。

### 第24節 労務供給計画

#### 1 実施責任者

「第3章 第24節 2 実施責任者」(P151) 参照。

#### 2 民間団体等の協力要請等

「第3章 第24節 3 民間団体等の協力要請等」(P151) 参照。

#### 3 労務者雇上げ

「第3章 第24節 4 労務者雇上げ」(P151) 参照。

## 第25節 災害ボランティアの編成及び支援計画

### 1 災害ボランティアの編成

「第3章 第25節 2 災害ボランティアの編成」(P152) 参照。

### 2 災害ボランティアの動員支援

「第3章 第25節 3 災害ボランティアの動員支援」(P152) 参照。

### 3 災害ボランティアの活動内容

「第3章 第25節 4 災害ボランティアの活動内容」(P152) 参照。

## 第26節 文教対策計画

### 1 実施責任者

「第3章 第26節 2 実施責任者」(P153) 参照。

### 2 応急教育対策

「第3章 第26節 3 応急教育対策」(P153) 参照。

### 3 教科書及び学用品の調達ならびに支給

「第3章 第26節 4 教科書及び学用品の調達ならびに支給」(P153) 参照。

### 4 教科書及び学用品等の給付の費用・期間

「第3章 第26節 5 教科書及び学用品等の給付の費用・期間」(P154) 参照。

### 5 学校給食対策

「第3章 第26節 6 学校給食対策」(P154) 参照。

### 6 被災教職員・児童・生徒の健康管理

「第3章 第26節 7 被災教職員・児童・生徒の健康管理」(P154) 参照。

### 7 心のケア対策

「第3章 第26節 8 心のケア対策」(P154) 参照。

## 第5章 原子力災害応急対策に関する計画

### 第1節 総則

#### 1 基本方針

市は、最も近接する佐賀県玄海原子力施設に対し「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲「U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）」には含まれていない。しかしながら、市が現時点で実施すべき応急対策等について必要な措置を定めることによって、市民の不安を解消し、安全安心な市民生活を確保することを図る。

なお、本章に定めるもの以外の必要な事節は、各章・各節に準じた対策を講じる。

### 第2節 災害応急対策

#### 1 市災対本部

市災対本部に関する事項は、「第3章 第1節 市災対本部」(P78)に準じて行うほか、以下によって行う。

#### 2 市災対本部の設置時期及び廃止の時期

市長は、国または県より原子力発電所での事故発生の通報を受けた場合、直ちに市災対本部を設置し、第1非常配備体制をとり情報収集を行う。また事態の推移によっては、第2非常配備体制、第3非常配備体制へと移行し災害対応を行う。

廃止の時期は、市災対本部長の判断に基づき予想された災害の危機が解消されたと認められたときに本部廃止の決定を行う。

### 第3節 動員計画

災害が発生した場合に、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するための本部職員及び消防団員の動員伝達については、「第3章 第2節 3 動員の伝達系統及び方法」(P88)に準じて行う。

## 第4節 情報収集及び広報

### 1 情報の収集

総合対策部は、原子力事業者、国及び県から発表される災害情報を収集するとともに県内のモニタリングポストで監視している空間放射線量率等の情報収集を行う。

県内モニタリングポスト設置場所

設置場所	所在地	地上高さ
引津小学校	糸島市志摩御床 2165-2	1 m
福吉小学校	糸島市二丈吉井 4118	
県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	
福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	
県保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	18.9m
県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	1 m
県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	
県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	
県行橋総合庁舎	行橋市中央 1-2-1	

県内の固定式電子線量設置場所

設置場所	所在地	地上高さ
姫島小学校	糸島市志摩姫島 976	1 m
鹿家公民館	糸島市二丈鹿家 1771-1	
福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋 3719-4	
加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井 4192-1	
志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836	
糸島市交流プラザ二丈館	糸島市二丈深江 1360	
フォレストアドベンチャー	糸島市二丈一貴山 312-390	

### 2 情報収集への協力

#### (1) モニタリングへの協力

総合対策部は、県からモニタリング要員が派遣されるときは、モニタリング要員等に協力してモニタリングができる体制をとる。

## (2) 緊急時モニタリングへの職員派遣

市は、県の策定する緊急時モニタリング計画に基づき、必要に応じて職員を派遣するなど緊急時モニタリング活動に協力を行う。また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

## 3 市民への広報

市民への広報は、「第3章 第6節 災害広報計画」(P102)を基本として行うが、以下の事項に留意する。

### (1) 広報の内容

- ア．異常事態が生じた施設
- イ．異常事態の状況
- ウ．市民のとるべき今後の行動
- エ．その他必要な事項

### (2) 広報の方法

- ア．防災行政無線
- イ．広報車
- ウ．ふくおか防災ナビまもるくん、防災メールまもるくん・緊急速報メール・FAX・ホームページ・SNS
- エ．テレビ・ラジオ
- オ．広報紙・チラシ・公共掲示板
- カ．その他活用できる媒体

## 第5節 避難計画

### 1 住民の避難及び立入制限

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、OILに照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

【OIL と防護措置】

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な傾向摂取による被爆影響を防止するため、住民等を吸う時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内をめぐりに区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被爆を防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の係数率) $\beta$ 線：13,000cpm※4 <b>【1ヶ月後の値】</b> (皮膚から数cmでの検出器の係数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度ないに一時移転させるための基準	20 $\mu$ /h (地上1mで計測した場合の空間放射線率 ※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※7	飲料水、牛乳、乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/Kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/Kg	500Bq/Kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/Kg	10Bq/Kg	
ウラン	20Bq/Kg	100Bq/Kg				

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線率(1時間値)がOIL1の基準を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている。β線の入射窓面積が20 cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計算率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される屋外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともにこの測定、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定ためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、またOIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(出典:原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

## 2 避難者の受入

市は、県から広域避難計画に基づく避難者の受入要請があった場合、協力を行う。

### 第6節 原子力災害医療

市は、国が派遣する原子力災害派遣医療派遣チームや県と連携して、市民の放射線による健康管理、避難退避時検査、簡易除染等原子力災害医療に協力する。

なお、精密な検査等の医療措置が必要と認められる者がある場合は、県、消防等の協力を得て原子力災害医療協力機関に搬送する。

## 第7節 飲食物の摂取規制、出荷制限等

### 1 飲食物の汚染状況の調査

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

### 2 汚染飲料水の飲用禁止及び汚染食物の摂取制限

市は、国の指導・助言または県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、「食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）」を超え、または超える恐れがあると認められる場合は、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染食物の摂取制限等必要な措置をとる。

### 3 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、農林水産物の作付け制限、収穫禁止及び出荷制限等に係る県の指示等があったときは、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、その内容について周知するとともに、県の指示に基づき、必要な措置を講じるよう指示する。

### 4 飲料水、飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取規制等の措置を指示したときは、必要に応じ市民等への応急給水等の措置を講じる。



## 第8節 学校施設等における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生したときは、直ちに室内に退避させるとともに、災害の状況により、集団下校、保護者への引き渡し、集団避難等の措置をとる。

## 第9節 放射性物質による汚染除去

市は、国、県、原子力事業者及びその他の防災関係者と連携して、市民等の被ばく線量を低減するため、放射性物質による汚染の除去に努める。

除染作業は、市民の健康保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、市民に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

## 第11節 風評被害対策

市は、国、県と連携して原子力災害による風評被害の抑止・軽減を図るため、科学的根拠に基づく資料等を開示し、広報活動を行うとともに、市民への正確かつ細やかな情報提供に努めるなど、必要な措置を講じる。

## 第12節 損害調査等の必要な資料の作成

市は、被災市民の登録、市民が受けた損害、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

## 第6章 災害復旧計画

### 第1節 災害復旧事業の推進計画

#### 1 基本方針

災害復旧対策計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計及び改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 公営住宅災害復旧事業
- (4) 公立文教施設災害復旧事業
- (5) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
- (6) 医療施設災害復旧事業
- (7) 公営企業災害復旧事業
- (8) 公用財産災害復旧事業
- (9) ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業

市は、関係するこれらの災害復旧事業計画策定に積極的に対応する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、指定地方行政機関、県、指定（地方）公共機関等は、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

#### 2 災害復旧計画

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ的確な復旧事業を施工し、さらに復旧事業に合わせて施設の新設改良等を検討する。

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

ア．農地、農業用施設、林業用施設、治山施設その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施工する。

イ．事業主体は原則として市、土地改良区、農業協同組合、森林組合等であり、必要に応じ復旧事業の推進について技術的指導を受ける。

ウ. 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工するよう要請する。

(3) 公営住宅災害復旧事業計画

市民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設または補修を進める。

(4) 公立文教施設災害復旧事業計画

ア. 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な復旧を推進する。

イ. 再度の災害防止のため、不燃堅牢構造化等を推進する。

(5) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

ア. 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。

イ. 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

(6) 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速かつ的確な復旧計画により早期復旧を促進する。

(7) 公営企業災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を推進する。

(8) 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を推進する。

(9) ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を把握し、周知に努める。

## 第2節 被災者の生活確保計画

### 1 基本方針

災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

### 2 災害相談窓口

大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせや相談等に対応するため、庁内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害相談窓口は、行方不明の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受付ける。さらに、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、行政書士会及び建設業共同組合等に協力を要請する。

### 3 罹災証明書の発行

被災者への各種支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を発行する。

#### (1) 被災者台帳の作成

被害調査結果に基づき、被災者台帳を整備する。

#### (2) 罹災証明書の発行

被災者の申請により、被災者台帳を確認のうえ発行する。なお、罹災証明書については、手数料を徴収しない。

#### (3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

ア. 住家・建物の被害……全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない  
(一部損壊)

イ. 建物浸水区分……床上浸水、床下浸水

#### 4 義援金の保管及び配分計画

市に送付された被災者に対する義援金等は会計班において受け付け、これを保管する。その配分に関しては、配分比率、配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

一般市民及び他市町村民から、被災者にあて寄託された義援金品の配分は、次により行う。

(1) 義援金の受付

義援金が寄付された場合には受付の帳簿を備え付ける。

(2) 義援金の配分及び輸送

ア. 知事または日本赤十字社から配分を委託された義援金を、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

イ. 義援金の配分は、次の基準により義援金配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

義援金配分基準（配分比）

死 者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3 か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1 か月以上3 か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	2
半壊半焼世帯	1
床上浸水	0.2

※半壊半焼世帯を1とする

#### 5 生活資金の確保

被災者に対する資金の融資、貸付金等の対策は次による。

(1) 生業資金（災害救助法適用時）

ア. 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

イ. 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、機材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

ウ. 貸付金額

(ア) 生 業 費 1 件当たり 限度額以内

(イ) 就職支度金 1 件当たり //

エ. 貸与の条件

(ア) 貸与期間 2 年以内

(イ) 利 子 無利子

(ウ) 保証人 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者 1 人以上

オ. 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了しなければならない。

(2) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる低所得世帯を対象に国の要綱に基づき、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費を貸し付ける。

(3) 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器材料等の購入費として貸し付けられる。

(4) 災害援護資金等

災害救助法が適用された自然災害により死亡した市民、精神または身体に著しい障害を受けた市民、被害を受けた世帯主に対して、市の条例に基づき、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

(5) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法の対象となる災害が発生した場合、「被災者生活再建支援制度—事務の手引き—」（被災者生活再建支援基金 公益財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部）を参考とし、県との連絡調整を密に行う。

## 6 税の減免等

被災者の納税すべき市税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延長、税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

また、その他の税（国税・県税）の措置に関する情報に留意し、必要に応じて市民に周知する。

### 税の減免内容

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固 定 資 産 税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国 民 健 康 保 険 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

## 7 農業関係応急融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、農林漁業金融公庫資金等の災害復旧資金の活用及び被災施設の復旧資金の導入を図る。

- ※資料編参照 【資料 A-2 うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例】（資 3）  
 【資料 A-3 うきは市災害見舞金支給に関する規則】（資 8）  
 【様式 3 被災者台帳】（様 3）  
 【様式 4 罹災証明交付申請書】（様 4）  
 【様式 5 罹災証明書】（様 5）

## 第3節 復興計画

### 1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止により快適な生活環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

### 2 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、必要に応じて復興計画を作成する。

### 3 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行い、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努める。

### 4 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。